

令和 6 年度
包括外部監査結果報告書の概要について

教育に関する事業の財務事務の執行について

令和 7 年 2 月

広島市包括外部監査人

税理士 松岡 賢

目次

第1章 監査の概要	1
1. 監査の種類	1
2. 選定した特定の事件	1
3. 特定の事件として選定した理由	1
4. 監査の対象期間	1
5. 監査の実施期間	2
6. 監査従事者	2
7. 利害関係	2
8. 監査の結果（指摘事項）及び意見	2
(1) 監査の結果（指摘事項）	2
(2) 監査の意見	2
9. その他	2
第2章 広島市の現状と教育に係る主たる施策	4
1. 広島市基本構想	4
2. 第6次広島市基本計画	8
3. 広島市教育大綱	16
第3章 監査対象の決定	19
1. 監査の対象とした市民局所管事業の決定	19
(1) 市民局の概要	19
(2) 監査対象事業の決定	19
(3) 監査対象課の決定	20
2. 監査の対象とした教育委員会所管事業の決定	20
(1) 教育委員会の概要	20
(2) 教育委員会の組織一覧	21
(3) 監査対象事業の決定	22
(4) 監査対象課の決定	22
3. 監査対象事業一覧	23
4. 広島市立学校の状況	26
5. 監査の対象とした学校の決定	29

第4章 監査の視点	30
1. 監査の基本方針	30
(1) 合規性	30
(2) 妥当性	30
2. 監査の手続	30
(1) 全体像及び事業概要の把握	30
(2) 監査対象とした各所管部署に関する資料等の査閲及び担当者への質問	31
第5章 監査の結果（指摘事項）及び意見	32
1. 総括	32
(1) 生涯学習振興事業	32
(2) いじめに関する総合対策事業	32
(3) 学校における働き方改革の推進事業	33
(4) 教育物品整備事業	33
(5) 小学校・中学校・高等学校・特別支援学校	35
(6) 検出事項一覧表	36
2. 各監査対象事業の結果及び意見	48
(1) 生涯学習振興事業	48
(2) いじめに関する総合対策事業	67
(3) 学校における働き方改革の推進事業	80
① 総論	80
② 各論	84
(4) 教育物品整備事業	107
① 事業費の予算と実績	107
② 監査対象課 学事課	109
③ 監査対象課 教育企画課	113
④ 監査対象課 健康教育課	116
⑤ 監査対象課 指導第一課・指導第二課・特別支援教育課	117
⑥ 監査対象課 施設課	118
(5) 小学校・中学校・高等学校・特別支援学校	119

第1章 監査の概要

1. 監査の種類

地方自治法第252条の37第1項に基づく包括外部監査

2. 選定した特定の事件

教育に関する事業の財務事務の執行について

3. 特定の事件として選定した理由

広島市の令和5年の合計特殊出生率は1.29となっており、全国平均の1.20を上回る値ではあるものの、人口が安定的に維持できる水準である2.07を大きく下回っている。このような状況下で、こどもを取り巻く環境は決して楽観視できるものではなく、核家族化や共働き世帯の増加等、家庭の形態は様々に変化し、保育需要の増大に伴う待機児童や子育てに対する親の負担感や孤立感の増大による児童虐待、こどもの貧困等の問題が顕在化している。

一方、本市における平均寿命(令和2年)は、男性が82.53歳、女性が88.41歳となっており、人生100年時代の到来が予想される中、市民は生涯を通じて学び続け、学んだことを生かして地域社会で活躍することが求められている。

本市では、第6次広島市基本計画(令和2年度から令和12年度まで)の教育に関連する部分を教育振興基本計画として位置付け、「未来を担う子どもの育成こそが、これからの広島の発展の礎となる。」という考え方の下、上記に掲げた諸問題を解決すべく種々の施策に取り組んでいる。

急速に少子高齢化が進展し、人口減少社会に突入する中、地域社会において教育費への潤沢な予算配分は現実的に厳しいものがあり、自ずと限られたものにならざるを得ない。最少の経費で、学校教育・家庭教育・生涯教育等のそれぞれの分野において最大の効果を挙げるために、市民に対し適切に環境や機会が提供されているかという視点は、持続可能なまちづくりや住民の福祉の増進に寄与するものと考えられる。

上記理由から、本市の教育に関する事業の財務事務の執行を特定の事件(テーマ)として選定した。

4. 監査の対象期間

原則として令和5年度(令和5年4月1日から令和6年3月31日まで)。ただし、必要に応じて令和4年度以前及び令和6年度の執行を含む。

5. 監査の実施期間

令和6年4月24日から令和7年1月9日まで

6. 監査従事者

包括外部監査人 税 理 士 松岡 賢

監査補助者 弁 護 士 栗津 大慧

公認会計士 山之内 暁子

税 理 士 吉田 知子

7. 利害関係

包括外部監査人及び補助者は、包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

8. 監査の結果(指摘事項)及び意見

本報告書においては、監査の結論を「監査の結果(指摘事項)」と「監査の意見」に区分し、その定義については以下のとおりである。

(1) 監査の結果(指摘事項)

財務事務の執行について、①合規性違反(法令、条例、規則、規定、要綱、要領、手引き、契約等に抵触する場合)があると判断される場合又は②社会通念上著しく適切性を欠き不当と判断される場合

(2) 監査の意見

監査の結果(指摘事項)には該当しないが、効率性、有効性、経済性の観点から問題点等があると判断される場合

9. その他

(1) 端数処理

本報告書における数値は、原則として単位未満の端数を切り捨てて表示しているため、表中の総額が内訳の合計と一致しない場合がある。公表されている資料等を使用し

ている場合には、原則としてその数値をそのまま使用しているため、端数処理が不明確な場合もある。

(2) 報告書の数値等の出所

本報告書の数値等は、原則として広島市が公表している資料及び監査対象とした組織から入手した資料を用いている。広島市が公表している資料及び監査対象とした組織から入手した資料以外の数値等を用いたものや他の地方公共団体等の数値等を表示したものについては、その出所を明示している。また、監査人が作成したものについてもその旨を明示している。

(3) 表記について

本報告書において、「本市」あるいは「市」とある場合は、原則として「広島市」をいう。

第2章 広島市の現状と教育に係る主たる施策

本市は人類史上最初の被爆都市であり、被爆体験を基にした平和を希求する「ヒロシマの心」を国内外の市民社会に発信し、都市づくりの最高目標である都市像として国際平和文化都市を掲げ、核兵器廃絶と世界恒久平和の実現に向けて種々の施策に取り組んできているが、他の多くの自治体と同様、少子化・高齢化及び人口減少といった人口動態の変化や地球温暖化による気候変動の影響が疑われる自然災害への対応等、様々な課題に直面している。

こうした状況の中、本市では、未来を担うこどもの育成こそがこれからの広島発展の礎となるとして、教育システムの再構築を進める一方、一人一人の市民がその価値観やライフスタイルに応じ、心身共に健康で生涯にわたり、ワークライフバランスを図りつつ、仕事や地域活動など様々な場面で活躍できる環境づくりを進めている。

以下に主要なものを抜粋して挙げる。

1. 広島市基本構想

(以下、「広島市総合計画(広島市基本構想／第6次広島市基本計画(2020年－2030年))」からの抜粋引用。)

第1 趣旨

広島市基本構想（以下「基本構想」という。）は、総合的かつ計画的な行政を推進し、もって市民福祉の向上を図ることを目的として、広島市の将来の都市像及びそれを実現するための施策の構想について定めるものである。

第2 策定の背景

人類史上最初の被爆都市である広島市は、これまで、平和首長会議の加盟都市やその市民、NGO等と連携し、核兵器廃絶と世界恒久平和の実現を訴え続けてきた。しかしながら、世界には、依然として約1万4千発の核兵器や核弾頭が厳然として存在し、その近代化が進む一方で、平成29年(2017年)に国連で採択された核兵器禁止条約は未だ発効に至っていない。加えて、国際社会においては、自国第一主義が台頭し、排他的、対立的な動きが国家間の緊張関係を高めている。こうした状況下においては、これまで以上に市民社会において平和意識を醸成することにより、平和への大きな潮流をつくり、各国の為政者が世界恒久平和に大きく歩みを進められるよう後押しする環境づくりを進めていくことが求められている。

一方、我が国においては、世界に類を見ない速度で少子化・高齢化が進むとともに、本格的な人口減少社会を迎えている。広島市においても、令和2年(2020年)をピークに人口が減少し、令和22年(2040年)には、市民の3人に1人が65歳以上に、5人に1人が75歳以上になると予測されている。こうした人口動態の変化に加え、地域コミュニティの活力低下、個人の価値観やライフスタイルの多様化が進むとともに、急速な技術革新やグローバル化

の進展などの影響により、未来を担う子どもを取り巻く環境を始め社会環境が大きく変化している。さらに、年々外国人訪問者等が増加し、地元経済等への波及効果が高まる一方で、受け入れる地域との共存・共生が求められるようになっている。加えて、地球温暖化による気候変動の影響が疑われる自然災害への対応など、様々な課題に直面しており、広島市は今、大きな時代の変革期にある。

これまで、都市づくりの最高目標である都市像として「国際平和文化都市」を掲げて施策を展開してきた広島市は、現在、「200 万人広島都市圏構想」を提唱し、都市間での競争を前提とする旧来のまちづくりの発想を転換して、広島広域都市圏を構成する 23 市町と共に、それぞれの強みを生かしながら、圏域全体が持続的な発展をしていくまちづくりの実現、深化に取り組んでいる。こうした取組が大きな時代の変革期に対応するためには必要不可欠であることを踏まえ、広島市のより一層の発展に向けた施策を展開するために、新しい基本構想を策定する。

第3 都市像

広島市は、人類史上最初の被爆都市を「恒久の平和を誠実に実現しようとする理想の象徴」である「平和記念都市」として建設することを目的とした広島平和記念都市建設法を基に、復興に尽力した。その後、一貫して都市づくりの最高目標となる都市像に「国際平和文化都市」を掲げ、その具現化に取り組んでいるが、そこで目指す「平和」とは、世界中の核兵器が廃絶され、戦争がない状態の下、都市に住む人々が良好な環境で、尊厳が保たれながら人間らしい生活を送っている状態をいう。

今日、世界中の各都市においては、気候変動や貧困、差別、暴力など、市民生活の安全と安心を脅かす様々な課題に立ち向かっているが、核兵器を巡る国際情勢を見てみると、各都市が課題解決に向けて積み重ねてきた努力を一瞬にして無にしかねない状況にある。

こうした中、広島市が真に「平和」の実現を目指す「平和記念都市」となるためには、世界中の各都市が「平和」についての価値観を共有しながら、それを実現するための環境づくりに連携して取り組むことの重要性を国際社会に向けて発信し続ける必要がある。また、全ての市民が多様性を尊重するとともに、健やかで、その価値観やライフスタイルに応じて共に助け合いながら生き生きと暮らし、誰もが平和の尊さを実感できる豊かな文化と人間性を育む都市づくりを着実に進めていく必要がある。

広島市は、こうした都市づくりの方向性を踏まえ、引き続き、都市像に「国際平和文化都市」を掲げる。

第4 施策の構想

「国際平和文化都市」の具現化に当たり、三つの要素を基に、次のとおり施策の構想を定める。

【世界に輝く平和のまち】

1 「平和への願い」を世界中に広げるまちづくり

(1) 世界で最初に被爆し、廃墟から立ち直った都市として、世界の都市や多様な主体との連

携を推進し、国際世論の醸成を図りながら、広島市がこれまで訴え続けてきた核兵器廃絶と世界恒久平和の実現に向けて取り組む。

- (2) 被爆から 70 年以上が経過し、被爆者の高齢化が更に進む中、各国為政者や世界中の人々の広島訪問を促すとともに、核兵器のない平和な世界を若い世代からも訴えていけるよう、被爆の実相を守り、広め、伝える取組を進め、被爆体験を基にした平和を希求する「ヒロシマの心」の共有の推進を図る。
- (3) 平和首長会議の加盟都市を始めとする世界の都市や市民社会、国連機関等と連携し、飢餓や貧困、差別、暴力、環境破壊など、市民生活の安寧を脅かす諸問題の解決に向けた活動を推進する。

【国際的に開かれた活力あるまち】

2 活力の創出と都市の個性の確立を目指したまちづくり

- (1) 中四国地方の中核都市として、持続的にその活力を維持・向上させるため、都心等における業務・商業機能の集積・強化や利便性の高い公共交通ネットワークの構築など、集約型都市構造への転換に向けた取組を進めることにより、都市機能の充実強化を図る。
- (2) 圏域経済の活性化に資する産業の集積・強化、広島市の経済の屋台骨である中小企業の活性化、農林水産業の振興を図るなど、産業の振興に取り組む。
- (3) 広島市の観光資源の魅力向上や、広島広域都市圏の市町と連携した広域周遊観光、インバウンドの推進を図るなど、観光の振興に取り組む。
- (4) 海外諸都市との交流の推進や市民レベルでの交流の促進、外国人訪問者が滞在しやすく、また、外国人市民の暮らしやすさにも配慮したまちづくりに取り組むなど、国際交流・国際協力や多文化共生の推進を図る。

3 地域特性に応じた個性的な魅力を生かしたまちづくり

- (1) 多くの人々が「訪れたい」、「住んでみたい」、「住み続けたい」と感じる個性的で魅力あるまちを実現するため、「デルタ市街地」、「デルタ周辺部」、「中山間地・島しょ部」の三つのエリアの特性を踏まえ、地域資源を生かしたまちづくりを推進する。
- (2) 各区の個性豊かな地域資源を生かし、住民による主体的かつ継続的なまちづくり活動を促進するなど、区の魅力と活力の向上に取り組む。
- (3) 広島広域都市圏を構成する 23 市町と共に、人口減少に歯止めを掛け、圏域の経済の活性化と自律的で持続的な発展を目指し、ヒト・モノ・カネ・情報が循環する、どこに住んでも安心して暮らしやすく、住民の満足度の高い都市圏の形成に向けた取組を推進する。

【文化が息づき豊かな人間性を育むまち】

4 多様な市民が生き生きと暮らせるまちづくり

- (1) 多様な市民が活力にあふれ、生きがいを感じ、生き生きと暮らせるとともに、広島広域都市圏の住民にとっても、活躍できる場を創出するまちを目指し、地域の活力を生み出す雇用等の促進や、男女が共に活躍でき、また、生涯にわたって学習できる社会の実現を目指した取組の推進を図るなど、高齢者や女性を始め全ての市民の意欲と能力が発揮

できる環境づくりに取り組む。

- (2) 市民一人一人の生きがいや心の充足感、健康増進や体力向上等に資するとともに、市民や国内外から訪れる人々が多様で上質な文化・スポーツの魅力に触れることのできる環境の下、様々な交流を生み出すことにより、広島広域都市圏全体の活力とにぎわいが創出されるよう、文化・スポーツ活動に対する支援や参加機会の提供、環境の整備を進めるなど、その更なる振興に取り組む。
- (3) 市民や企業、NPO 等による主体的なまちづくりが推進され、地域が主体となって地域の様々な課題にきめ細かく対応していけるよう、まちづくり活動に対する支援やその担い手確保を図るなど、地域コミュニティや多様な市民活動の活性化に取り組む。

5 保健・医療・福祉、子どもの育成環境の充実を目指したまちづくり

- (1) 地域において、住民がそれぞれ役割を持ち、相互につながり支え合いながら、心豊かに暮らせるよう、「自助」、「共助」、「公助」を適切に組み合わせることにより、持続可能性の高い地域福祉を推進するとともに、高齢者や障害者、子どもなどが抱える様々な課題に対応できる包括的な支援体制の構築を図るなど、地域共生社会の実現に向けて取り組む。
- (2) 市民はもとより、広島広域都市圏の住民も安心して豊かな暮らしを送ることができるよう、健康づくりの推進、新たな感染症の発生も見据えた健康で安寧な生活の確保、医療提供体制等の充実を図るとともに、高齢者が安心して暮らせる社会の形成や、障害者の自立した生活の支援に取り組むなど、保健・医療・福祉の充実を図る。
- (3) 急速に社会経済環境が変化していく中、子どもたちが将来に希望を持ち、健やかに成長していくことができるよう、全ての子どもが健やかに育つための環境づくりや、幼児教育から、小学校、中学校、高等学校、大学がそれぞれ連携し、円滑に接続された教育体系を基盤として、特色ある多様な教育プログラムを展開しながら、子どもの様々な能力や適性等に応じ、一人一人を大切にする教育の実現に向けた取組の推進を図るなど、未来を担う子どもの育成と教育に取り組む。

6 安全で安心して生活でき、豊かな自然を将来に引き継ぐまちづくり

- (1) 市民の誰もがいつまでも住み続けたいと思うまち、訪れた誰もが住んでみたいと思うまちに不可欠な安全・安心の確保を図るため、地域の防災力の向上や情報収集・連絡体制の整備、広島広域都市圏の近隣市町とも連携した消防体制の充実、防犯意識や交通安全意識の高揚、道路や公園、上下水道等の施設の効果的・効率的な維持保全を進めるなど、安全・安心に暮らせる生活基盤の整備に取り組む。
- (2) 自然災害の発生要因と言われている地球温暖化の防止対策を推進するとともに、豊かな自然を将来に引き継いでいくため、省エネルギー対策の推進や再生可能エネルギーの活用促進、ごみの減量・資源化等の推進、自然環境の保全を図るなど、環境と調和した循環型社会の形成に取り組む。

第5 施策の推進

この基本構想を達成するため、施策の大綱を総合的・体系的に定める第6次広島市基本計画を策定する。

2. 第6次広島市基本計画

(以下、「広島市総合計画(広島市基本構想／第6次広島市基本計画(2020年－2030年))」からの抜粋引用。なお、本市では、当該基本計画の教育に関する分野を教育振興基本計画として位置付けている。)

第1部 総論

1 趣旨

広島市基本計画は、広島市基本構想を達成するための施策の大綱を総合的・体系的に定めるものである。また、本市が策定する全ての計画の基本とされ、最上位に位置付けられるものである。

2 計画の期間

令和2年度(2020年度)から令和12年度(2030年度)までとする。

3 計画策定に当たっての課題認識

計画策定に当たり、昨今の社会情勢下で本市が直面している課題に対する認識は、次のとおりである。

(1)核兵器を始め平和を脅かす諸問題への対応

人類史上最初の被爆都市である本市は、被爆体験を基にした平和を希求する「ヒロシマの心」を国内外の市民社会に発信し、「核兵器のない世界」こそがあるべき姿であるとの共通の価値観を広げるよう、平和首長会議やその加盟都市の市民、NGO等と連携して、2020年までの核兵器廃絶を目指す「2020ビジョン(核兵器廃絶のための緊急行動)」に基づき、核兵器廃絶に向けた様々な活動を展開している。

しかしながら、世界には、依然として約1万4千発の核兵器や核弾頭が厳然として存在し、その近代化が進む一方で、平成29年(2017年)に国連で採択された核兵器禁止条約は未だ発効に至っていない。加えて、国際社会においては、自国第一主義が台頭し、排他的、対立的な動きが国家間の緊張関係を高めているなど、核兵器のない世界の実現に向けた具体的な取組の進展は、不透明な状況にある。

こうしたことを踏まえ、今後、市民の安全・安心を守るという視点に立って、これまで以上に市民社会の声を結集し、核兵器廃絶と世界恒久平和の実現に向けた取組を推進するとともに、飢餓や貧困、差別、暴力、環境破壊など、世界中の都市における平和を脅かす諸問題の解決に向けて貢献していく必要がある。そのためには、日常生活の中での市民

一人一人の行動が平和につながり、それが市民社会に根付くようにするための取組、言わば「平和文化」の振興を図る取組を推進していく必要がある。

(2) 少子化・高齢化、人口減少への対応

本市においては、平成 27 年(2015 年)に 74.3 万人であった 15～64 歳の人口が令和 12 年(2030 年)には 71.2 万人、令和 22 年(2040 年)には 63.9 万人と年々減少していく一方で、平成 27 年(2015 年)に 28.4 万人であった 65 歳以上の人口が令和 12 年(2030 年)には 33.3 万人、令和 22 年(2040 年)には 37.1 万人と年々増加していくものと予測されている。また、総人口についても、令和 2 年(2020 年)の 120.8 万人をピークに、令和 12 年(2030 年)には 119.4 万人、令和 22 年(2040 年)には 115.1 万人と年々減少していくものと予測されており、さらに、広島広域都市圏においても、平成 27 年(2015 年)の 232 万人から、令和 27 年(2045 年)には 200 万人を割り込み、それ以降も減少すると予測されている。

このように、少子化・高齢化、人口減少が進むと、経済活動の停滞や市民生活への悪影響を招くおそれがある。また、本市の経済活動は、近隣市町から働きに来る人や、市内産品・製品の近隣市町での消費にも支えられているなど、近隣市町の人口動向は本市の発展を左右する。

このため、本市では、少子化・高齢化、人口減少という難局に対し、本市単独ではなく、広島広域都市圏の 23 市町と連携して立ち向かうことにより、少子化・高齢化、人口減少に歯止めを掛け、圏域経済を活性化し、自律的な発展を図るとともに、都心等に高次の都市機能を集積させることにより、本市が圏域の中核都市としての役割を担い続けていくよう、令和 27 年(2045 年)以降も圏域内人口 200 万人超の維持を目指す「200 万人広島都市圏構想」の実現に向けて取り組んでいる。

こうしたことを踏まえ、今後とも、圏域内でのヒト・モノ・カネ・情報の循環を基調とする「ローカル経済圏」の構築に向け、ヒトやモノが循環する基盤となる広域的な交通ネットワークの充実強化や、新産業やものづくり産業の育成などの産業の振興、より多くの観光客を呼び込む観光の振興を図るとともに、圏域内の住民が高次の都市機能を享受できるよう、集約型都市構造への転換を図る中で、その集積・強化を進める必要がある。さらに、圏域内の住民の満足度が高い行政サービスを提供していくため、市町が連携して、保健・医療・福祉、子育て支援等の充実を図るとともに、いつでもそのようなサービスが享受できるよう、安全・安心な生活環境の整備などに取り組む必要がある。

(3) 地域コミュニティの活力低下への対応

地域コミュニティは、市民の誰もが住み慣れた地域で、互いに支え合いながら暮らし続けることができる地域共生社会の形成やまちのにぎわい創出、更には、災害時における協力・連携などにも大きく寄与している。しかしながら、その要である本市の町内会・自治会の加入率は、平成 17 年(2005 年)の 70.8%から令和元年(2019 年)の 57.0%と年々減少しており、その活力低下が懸念される。

一方、少子化・高齢化の進展や人口減少社会の到来などに直面し、多様な課題に的確か

つきめ細かな対応をしていくためには、「自助」と「公助」に加え、それらをつなぐ「共助」が重要であり、その主体である地域コミュニティの役割は、一層高まっている。

このため、本市では、これまで地域を支えてきた町内会・自治会への加入促進を図り、その再生に取り組むとともに、地域コミュニティの次世代の担い手確保に向けた取組などを進めている。

こうしたことを踏まえ、今後とも、若い世代から高齢者まで地域コミュニティを支える多様な担い手の育成・確保を図るとともに、幅広い分野の公共的サービスの担い手になっているNPOや企業等と住民が共に地域を発展させようという価値観を共有し、地域の公共財なども活用しながら、その良好な環境や価値を維持・向上させるためのエリアマネジメント活動を積極的に支援するなど、持続的な地域コミュニティづくりを推進していく必要がある。

(4) 個人の価値観・ライフスタイルの多様化、人生 100 年時代を見据えたライフステージの変化への対応

我が国では、就業構造や家族形態の変化などにより、個人の価値観・ライフスタイルの多様化が進んでいる。また、我が国の平均寿命は、平成 27 年(2015 年)の男性 80.75 歳、女性 86.98 歳から、令和 12 年(2030 年)には男性 82.39 歳、女性 88.72 歳、令和 22 年(2040 年)には男性 83.27 歳、女性 89.63 歳と、これからも長寿化が進むと予測されており、人生 100 年時代が視野に入ってきている。

このため、本市では、一人一人の市民がその価値観やライフスタイルに応じて、心身共に健康で、生涯にわたり、ワーク・ライフ・バランスを図りつつ、仕事や地域活動など様々な場面で活躍できる環境づくりを目指して取り組んでいる。

こうしたことを踏まえ、今後とも、市民の健康づくりの推進や地域の活力を生み出す雇用等の促進、男女が共に活躍できる社会の実現に向けた取組の推進を図るとともに、生きがいや心の充足感をもたらす文化の振興や、全ての市民が気軽に楽しめるスポーツの振興、多様な市民が学ぶことができ、あるいは学び直すことのできる環境づくりなどに取り組む必要がある。

(5) 未来を担う子どもを取り巻く環境の変化への対応

我が国においては、急速な技術革新やグローバル化の進展など、社会経済環境が大きく変化しており、未来を担う子どもには、こうした変化に対応していくことのできる知識や能力が求められている。また、いじめや不登校なども喫緊の課題となっており、個々に応じた対応が求められている。さらに、核家族化や共働き世帯の増加、地域との関わりの希薄化など、子どもや子育て家庭をめぐる環境が変化する中、虐待や貧困の問題など社会的支援の必要性の高い子どもが増加する傾向にある。

このため、本市では、確かな学力を育む教育の充実や、いじめや不登校などへの対応体制の整備に取り組むとともに、子どもの発達段階に応じた切れ目のない支援や、社会的支援の必要性の高い子どもやその家庭の状況に応じたきめ細かい支援に取り組んでいる。

こうしたことを踏まえ、今後、公立・私立の適切な役割分担の下、子どもの発達段階に応じた体系的な教育の充実を図るとともに、いじめや不登校などへの対応体制を整備していく必要がある。そして、こうした教育体系を基盤としつつ、一人一人の子どもの能力が最大限発揮できるよう、特色ある多様な教育プログラムを展開していく必要がある。また、幼稚園と保育園の枠組みを越えて、一元的に教育・保育を充実させることを基本に、多様で良質な子ども・子育て支援に取り組むとともに、家庭内での支え（「自助」）に加え、地域の幅広い世代による子育て支援（「共助」）や、子どもとその家庭が置かれている状況に応じたきめ細かい支援（「公助」）の強化など、子どもの成長を社会全体で支える取組を推進していく必要がある。

(6) 外国人訪問者や外国人市民の増加などへの対応

我が国においては、外国人訪問者数が平成 25 年(2013 年)に 1,000 万人の大台を超えた後、平成 30 年(2018 年)には 3,000 万人を突破するなど、大幅に増加している。

本市においても、外国人訪問者数は平成 23 年(2011 年)の 27 万人から、平成 30 年(2018 年)には 178 万人となるなど、大幅に増加しており、また、本市の外国人市民の数も、平成 25 年度(2013 年度)以降毎年度増加しており、このような増加傾向は今後も続くものと予想される。さらに、国の政策により、外国人市民がこれまで以上に増加することも予想される。

このため、本市では、観光サインの整備や無料公衆無線 LAN サービスの提供、生活関連情報等の多言語化の推進など、外国人訪問者や外国人市民向けのサービス向上に取り組んでいる。

こうしたことを踏まえ、今後は、様々な場面で外国人訪問者はもとより、外国人市民との関わりが増すことも視野に入れつつ、外国人訪問者が快適に滞在でき、あるいは、外国人市民が安心して暮らせるようにしていく必要がある。そのためには、外国人が地域の文化や習慣などを理解し、市民と互いの文化的な違いを認め合い、共に生きることのできるような環境整備を早急に進めていく必要がある。

(7) 自然災害や地球温暖化など人類の存続基盤に影響を及ぼす課題への対応

我が国は、世界の中でも有数の自然災害が多発する国であるが、近年、集中豪雨や台風等による大きな被害が発生しており、加えて、巨大地震の発生リスクも高まっている。また、世界の平均気温は上昇し続け、地球温暖化による気候変動は、自然災害の発生を始め、海面水位の上昇、生物多様性の損失、農作物の品質低下などに影響を及ぼしている。

このため、本市では、自分の命は自分で守る「自助」、自分たちの地域は自分たちで守る「共助」、行政機関による「公助」の適切な組合せにより、市民と行政が一体となって災害に強いまちづくりを推進している。また、地球温暖化の防止に向け、環境に配慮したライフスタイルやビジネススタイルへの転換を図るとともに、スマートコミュニティの推進や水素等の新たなエネルギーの導入について、国や事業者等と連携して取り組むなど、社会システムの変革に向けた取組を推進している。

こうしたことを踏まえ、今後とも、本市に甚大な被害をもたらした豪雨災害の教訓を生かし、地域の防災力を高める取組や情報収集・連絡体制の整備、広島広域都市圏の近隣市町とも連携した消防体制の充実、防災・減災のための施設整備など、災害に強いまちづくりを進めるとともに、地球温暖化対策や環境への負荷の低減を目指した取組の推進、自然災害の発生を抑制する環境保全機能の確保などに取り組む必要がある。

第2部 まちづくりの展開

「第1部 総論」の「3 計画策定に当たっての課題認識」等に基づき、分野別に「現状と課題」及びその対応策の「基本方針」を次のとおり掲げる。

第4章 多様な市民が生き生きと暮らせるまちづくり

第1節 高齢者や女性を始め全ての市民の意欲と能力が発揮できる環境づくりの推進

第3項 生涯にわたり学習し活躍できる環境づくりの推進

《現状と課題》

本市では、平成7年(1995年)に男性77.0歳、女性83.8歳であった平均寿命が平成27年(2015年)には男性81.4歳、女性87.6歳となり、この20年間で男性が約4.4歳、女性が約3.8歳伸びている。このように平均寿命が延伸し、人生100年時代の到来が予想される中、市民が生涯を通じて学び続け、学んだことを生かして地域や社会で活躍することが求められている。

このため、高齢者や女性、若者、障害者など多様な市民が生涯にわたり、その価値観やライフスタイル、意欲、ニーズ、社会環境の変化に応じて、新たな知識や技能を学び続け、あるいは必要なときに学び直すことができる環境づくりを進める必要がある。また、学びの成果を地域や社会の課題解決のための活動につなげていくことができる環境づくりを進めるなど、生涯学習の成果の活用を促進する必要がある。

《基本方針》

1 多様な学びのための環境づくり

公民館等における多様な学習機会の提供とその充実や、大学等による市民向け教養講座の実施など、多様な市民が学ぶことができ、あるいは学び直すことのできる環境づくりを推進する。

2 地域や社会の課題解決に貢献する学習機会の提供とその充実

NPOや大学、企業等の多様な主体との連携・協働による現代的・社会的な課題に関する講座の実施など、地域や社会の課題解決を住民が主体的に担うことのできる力を身に付けるための学習機会の提供とその充実に取り組む。

3 学びの成果を発表、活用できる機会や場の提供

公民館等における学習成果発表事業の実施や、市民やNPO、企業等との協働による学習成果を活用した各種事業の企画・実施など、学びの成果を発表・活用できる機会や場の提

供に取り組む。

第5章 保健・医療・福祉、子どもの育成環境の充実を目指したまちづくり

第3節 未来を担う子どもの育成と教育

第1項 全ての子どもが健やかに育つための環境づくり

《現状と課題》

本市では、平成30年(2018年)の合計特殊出生率が1.49と、全国平均よりは高いものの、人口が安定的に維持できる水準である2.07を大きく下回っている。また、核家族化や共働き世帯の増加、地域との関わりの希薄化など、子どもや子育て家庭をめぐる環境が変化する中、保育需要の増大に伴う待機児童や、子育てに対する親の負担感や孤立感の増大による児童虐待、子どもの貧困などの問題が顕在化している。

こうした状況に対応するためには、「未来を担う子どもの育成こそが、これからの広島の発展の礎となる。」という考え方の下、子どもが幸福に暮らし、様々な個性や能力を伸ばしながら、自立性や社会性を身に付け、自立した大人へと健やかに成長できるよう、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、子ども一人一人の権利を尊重しつつ、社会全体で子どもの成長を支えていくことが重要となる。このため、子どもや子育て家庭が置かれた個々の状況ごとに異なるニーズを適切に把握し、切れ目なく多様な支援を行うとともに、地域や様々な団体等が協働して子育てを支援する環境づくりに取り組む必要がある。

《基本方針》

1 多様で良質な切れ目のない支援

(1) 母子の健康や子育てに関する相談支援、乳幼児期の保育や就学後の放課後対策の充実など、妊娠・出産期から乳幼児期を経て、就学後へと子どもの発達段階に応じた切れ目のない支援に取り組む。

(2) 幼稚園と保育園という枠組みを越えて、一元的に乳幼児期の教育・保育を充実させることを基本にし、公立・私立の役割分担の下、ハード・ソフト両面にわたる待機児童対策に加え、延長保育や一時預かりを始めとする様々な保育サービスの充実を図るとともに、医療費等の経済的負担の軽減など、多様で良質な子ども・子育て支援に取り組む。

2 社会的支援の必要性が高い子どもへの支援

子どもの権利擁護を推進するため、虐待の予防と早期発見・早期対応に向けた児童相談所の支援体制の充実、発達障害を含む障害のある子どもへの支援の充実、貧困の状況にある世帯への教育・生活・就労や経済的支援の充実、施設・里親等による養育支援の充実など、個々の状況に応じたきめ細かい支援に取り組む。

3 地域における子育て環境の充実

子育て家庭が地域の人々とつながりを持ち、地域の中で子育てができるよう、社会福祉法人やNPO等とも連携を図りながら、オープンスペースの充実など、地域の幅広い世代が子育てを支援していける環境づくりを推進する。

第2項 一人一人を大切に教育の実現

《現状と課題》

本市では、少子化・高齢化の進展に伴う本格的な人口減少社会の到来や急速な技術革新、グローバル化の進展と国際的な競争の激化など、社会状況が大きく変化する中、生活の本拠である家族の形態が様々に変化するとともに、地域との関わりの希薄化や就業意識の変化など、子どもや青少年を取り巻く環境は厳しいものとなっている。また、学校の抱える課題が複雑かつ多様化し、学校に求められる役割が拡大する中、教員の多忙化が問題となっている。加えて、様々な要因が複雑に絡み合って発生するいじめや不登校などの課題が顕在化するとともに、学力についても、知識を活用する力の育成に課題がある。

このため、広島の未来を担う人材の育成に向けて、一人一人の子どもに「確かな学力、豊かな心、健やかな体」や「平和を希求する心」などの資質・能力を身に付けさせるとともに、今後の予測困難な社会にも対応できる思考力・判断力・表現力等を向上させるための「豊かで深い学び」の実現に取り組んでいかなければならない。そのための基盤として、子どもの発達段階に応じた体系的な教育の充実を図るとともに、いじめや不登校などへの対応体制を整備していく必要がある。そして、こうした教育体系を基盤としつつ、一人一人の子どもがその能力を最大限発揮できるよう、特色ある多様な教育プログラムを展開していく必要がある。更には、これらを子育て世代が本市に居住するための魅力につなげていくことが重要となる。

また、将来、一人一人が社会を構成する一員として、一定の役割を担おうとする意欲を持ち、他人を尊重し思いやることができ、社会において自分の能力を適切に発揮することができるよう、青少年を育成していくための取組を推進する必要がある。

《基本方針》

1 個に応じたきめ細かな質の高い教育の推進

(1) 一人一人の子どもが「心身共にたくましく思いやりのある人」として、その可能性を最大限発揮することができるよう、公立・私立の適切な役割分担の下、幼児教育から、小学校、中学校、高等学校、大学がそれぞれ連携し、円滑に接続された教育体系を構築する。あわせて、基礎・基本となる学力の確実な定着を図るとともに、道德教育や地域の文化・伝統・自然を生かした体験活動など、豊かな心を育むための教育の充実に取り組む。また、それぞれの段階に応じて、平和教育や実践的な会話ができる英語教育など、「国際平和文化都市」を都市像とする本市の特性を踏まえた教育プログラムを提供する。

(2) 広島中等教育学校における高度な教育や、広島みらい創生高等学校における従来の定時制・通信制課程の枠組みにとらわれない教育、広島特別支援学校における個別のニーズに応じた教育に加え、地域の恵まれた自然を生かした「いきいき体験オープンスクール」や日本語指導が必要な子ども等への支援など、各学校での特色ある取組の更なる充実を図る。

(3) 学校教育を担う教職員一人一人の資質や能力の更なる向上を図るとともに学校施設の老朽化対策や ICT 環境の整備など、教育環境の充実に取り組む。

(4) 中学校のデリバリー給食の課題解決を含め、本市全体の給食提供体制の在り方を見直すとともに、小・中学校における食育の充実に取り組む。

2 いじめ-不登校対策と持続可能な学校教育体制の構築に向けた取組の推進

(1) いじめや不登校などの未然防止や早期の発見と組織的かつ適切な対応に取り組めるよう、全ての学校で教育相談ができる体制を構築するなど、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等とも連携し、総合的な対策を推進する。

(2) 家庭、地域、学校が「ひろしま型チーム学校」として連携・協働して、子どもの学びの支援に取り組むとともに、部活動指導員やスクールサポートスタッフ等の多様なスタッフの配置などを通じて学校における働き方改革を推進し、持続可能な学校教育体制の構築を図る。

3 次代を担う青少年の育成

国際交流・国際協力活動の促進などを通じたグローバルに活躍する人材や、技術革新や社会・制度の変革などを通じて新たな価値を創造し、社会におけるイノベーションをけん引する人材、スポーツや文化芸術の分野などで豊かな能力を発揮する人材、活力ある地域経済等を支える人材の育成に取り組む。

4 青少年の健全な心身の育成と社会性のかん養

家庭教育に対する支援の充実や、インターネット上の有害情報などへの対応、若者の職業的自立支援の充実に取り組むとともに、大学生の地域との交流活動などを促進する。

3. 広島市教育大綱

(以下、「広島市教育大綱（令和3年3月改定）」からの抜粋引用。)

1 本市の目指す教育の方向性

本市は、人類史上最初の原子爆弾が投下された都市であり、「ほかの誰にもこんな思いをさせてはならない」という被爆者の願いや世界恒久平和を願う市民の心を基底として、人間の尊厳や生命の尊さを自覚し、自他共に大切にし、正義感や公正さを重んじ、人と自然の共生する平和な社会を築いていく心を育て、自立して行動する力を養うことを教育の原点としています。

また、本市は昭和45年以来、「国際平和文化都市」を都市像に掲げ、その実現に向けて、共助の精神を基盤とする「地域共生社会」の構築に取り組んでおり、本市の教育においては、それを担う人材の育成といった視点も重要となっています。

今後、更なるグローバル化の進展や急速な技術革新、地球規模の課題の深刻化といった国内外の社会環境が変化していく中であっても、広島子どもたちが、持続可能な社会の構築に向けて、以下の資質・能力を身に付け、確かな学力、豊かな心、健やかな体をバランスよく備えた「心身共にたくましく思いやりのある人」として成長していくことを目指します。

- (1) 本質や根源を探究し、課題解決に向けて論理的・主体的に考え行動する力
- (2) 平和を希求する心
- (3) 互いの違いや多様性を理解・尊重し、共生・協働する力
- (4) 豊かなコミュニケーション能力
- (5) 自分たちのまちを愛する心

2 本市の教育方針

本市は、上記1の方向性に沿って、家庭、学校、地域が連携・協働しながら、誰一人取り残さない、「豊かで深い学び」による広島らしい教育を実現することで、子どもたちがその可能性を最大限に発揮することができるよう、以下の視点に立って取組を推進します。

- (1) 一人一人に上記1に掲げる資質・能力の基礎・基本を確実に身に付けさせること。
- (2) 一人一人の個性・特性を尊重し、最大限生かすこと。
- (3) 一人一人が大切にされるようにすること。

こうしたことで、子どもたちが自己肯定感を育み、地域への誇りと愛着を持ち、将来のまちづくりをけん引する存在となることにもつながると考えています。

3 重点的な取組

本市は、上記2の教育方針の下、次のことを重点的に取り組みます。

- (1) 一人一人の個性・特性を尊重するとともに、知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を育む教育を推進します。
- ・ 学校教育を通じて、子どもたちが、学力の定着はもとより、全人格的な発達・成長が

できるよう、教員による対面授業、子ども同士の学び合いや地域社会での多様な体験活動等の協働的な学びなど、学校ならではの学びを推進する。それと併せて、それぞれの教育段階において、ICTを活用した子どもの学習進度や学習到達度に応じた指導等により、個別最適な学びを推進する。

- ・全ての子どもに基礎的・基本的な知識・技能等を確実に定着させるほか、芸術・文化、スポーツ等において、民間団体や大学等が実施する学校外での学びとの連携や、教育内容の充実など、子どもの才能を伸ばしていくことができる仕組みづくりにも取り組む。
- ・多様な特別支援教育ニーズ、LGBTの子どもや日本語指導が必要な子どもの存在などを踏まえ、特別な配慮を必要とする子どもへの支援の充実や環境の改善に取り組む。
- ・義務教育段階や高等学校教育段階での学習内容の学び直しを含め、生涯にわたっての多様な学習ニーズに応じた学びの機会の提供に取り組む。
- ・被爆の実相と復興の歩みを確実に理解させ、平和に関して自分の考えを持ち、それを基に行動できる力を育成する平和教育をより一層推進する。また、自分の言葉で世界に平和を語れるなど、グローバル化に対応した人材を育成するため、英語教育の充実に取り組む。
- ・人と自然の共生が重要であるとの視点に立ち、脱炭素社会の構築に向けた環境教育や豪雨災害の教訓も踏まえた防災教育の充実に取り組む。

(2) 大学等と連携しながら、高い意欲と能力を持つ教員の養成・確保を図るとともに、教員が教育活動を行う上で、学校がやりがいと魅力のある場となるよう、学校における働き方改革をより一層推進します。

- ・教員志望者の増加を図るため、教員養成段階から学生に教育現場におけるやりがいと魅力が伝わるよう、積極的な情報発信に取り組む。
- ・時代の変化への教員の対応力を高めるため、ICTを活用した指導力や、探究心を持ちつつ新しい知識・技能を学び続ける力などの向上を図る。
- ・子どもに向き合う時間を確保し、総合的な指導を持続的に行うことができる学校教育体制の構築を図るため、学校における働き方改革を更に推進する。

(3) 子どもに関わる全ての人々が連携・協働し、様々な境遇にある子どもの学びを支え、進める「ひろしま型チーム学校」の体制や取組を強化するとともに、まちづくりにつながる教育に取り組みます。

- ・将来の地域社会を担う生き方や働き方についての考えを深めることができるようなキャリア教育システムの確立も視野に入れつつ、地元企業等での職場体験など、産業界と一体となった教育の充実を図る。
- ・地域の文化、伝統、自然について学びながら、地域社会を構成する一員としての自覚を高め、将来のまちづくりを担う力や利他の心を育むため、子どもたちの地域行事や地域貢献活動への積極的な参加を促すとともに、よりよい地域社会の担い手として育っていけるよう、社会性や道徳心のかん養に取り組む。

・経済面や家庭環境等に課題を抱える子どもを、福祉制度をはじめ、社会全体で支援する仕組みに確実につなげることができるよう、関係機関との連携強化を図る。

(4)いじめ対策については、「いじめを生まない支持的風土」の醸成などによる未然防止や、早期発見と組織的な対応に取り組めます。また、不登校対策については、個々の子どもの状況に応じた適切な支援に取り組めます。

・いじめの未然防止に向けて、予防的な生徒指導の充実や教育相談体制の強化、家庭や地域などの関係者が一体となった取組を推進する。

・いじめや不登校に組織的かつ適切に対応するため、心理や福祉等の専門性を持ったスタッフを拡充するとともに、いじめ見逃しゼロを目指した積極的な認知や保護者との密接な連携などによるいじめの早期発見を進める。

・学校がNPOや民間教育事業者等と連携し、相互に協力・補完し合いながら、不登校の子どもの学びの機会の確保や居場所づくり等の取組を推進する。

・学校で学びたくても学べない子どものために、遠隔・オンライン教育を活用するなど、ICTを活用した学びの保障に取り組む。

(5)今後の少子化を見据え、教育段階ごとに公立・私立、県・市の役割分担等を図り、持続可能な提供体制の構築に取り組むことで、質の高い教育を推進します。また、児童生徒数が増加傾向にある小・中学校や特別支援学校の教育環境の改善に取り組めます。

・幼児教育については、幼児教育と保育の一体的な質の向上を図るとともに、持続可能な提供体制としていくため、公立園と私立園の特性を踏まえた役割分担を図る。

・義務教育については、公立校を中心とした提供体制の下、学校の地域コミュニティの核としての位置付けも踏まえながら、教育面の課題解決に向けて、適正配置に努める。また、児童生徒の増加が続いている学校については、必要な教室の増設のほか、通学区域の弾力化など、ハード・ソフト両面からの教育環境の改善に取り組む。

・高等学校教育については、更なる少子化の進展を見据え、県・市の役割分担の下、多様なニーズに応じた受入体制の在り方の検討や普通科の特色化・魅力化に取り組む。

・特別支援学校については、県と連携を図りながら、就学区域の見直しや学校の新設を含め、広島広域都市圏全体を見据えた学校体制の在り方を検討する。

4 対象期間

令和3年度から令和7年度まで

第3章 監査対象の決定

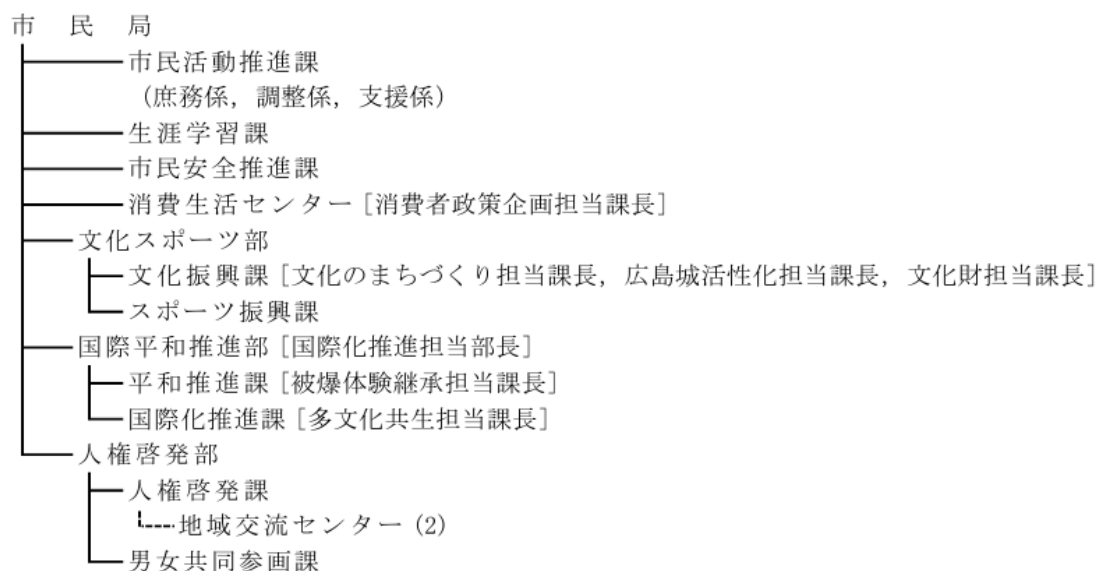
監査対象は「市民局所管事業」、「教育委員会所管事業」、「小学校・中学校・高等学校・特別支援学校」から構成される。以下、その概要である。

1. 監査の対象とした市民局所管事業の決定

第6次広島市基本計画第4章第1節第3項に規定する社会教育に関連する事業を監査対象事業とする。

(1) 市民局の概要

令和6年度における広島市市民局の組織図は以下のとおりである。



(2) 監査対象事業の決定

生涯学習振興事業

- ア まちづくり市民交流プラザ各種事業
- イ 高等教育機関との連携事業
- ウ 学校施設開放事業
- エ 市立高等学校公開講座
- オ 生涯学習団体育成指導補助
- カ 次世代自動車購入
- キ 生涯学習推進事務

(3) 監査対象課の決定

生涯学習振興事業の所管課は生涯学習課である。

その他、まちづくり市民交流プラザ各種事業往査時に市民活動推進課及び広島市まちづくり市民交流プラザ担当者へのヒアリングを実施した。

また、市立高等学校公開講座往査時に広島市立広島商業高等学校公開講座運営委員会及び広島市立沼田高等学校公開講座運営委員会担当者へのヒアリングを実施した。

なお、生涯学習課の主な業務内容は生涯学習の振興に関することや、公民館・図書館・映像文化ライブラリーに関することである。

2. 監査の対象とした教育委員会所管事業の決定

(1) 教育委員会の概要

教育委員会は教育長及び委員からなる合議制の機関で、広島市教育委員会は教育長及び 5 人の委員で構成されている。教育長及び委員は市長が市議会の同意を得て任命する。

教育長及び委員は、定期的、臨時的に会議（教育委員会議）を開き、広島市の教育の方針や施策を決めている。¹

現在の教育長及び委員

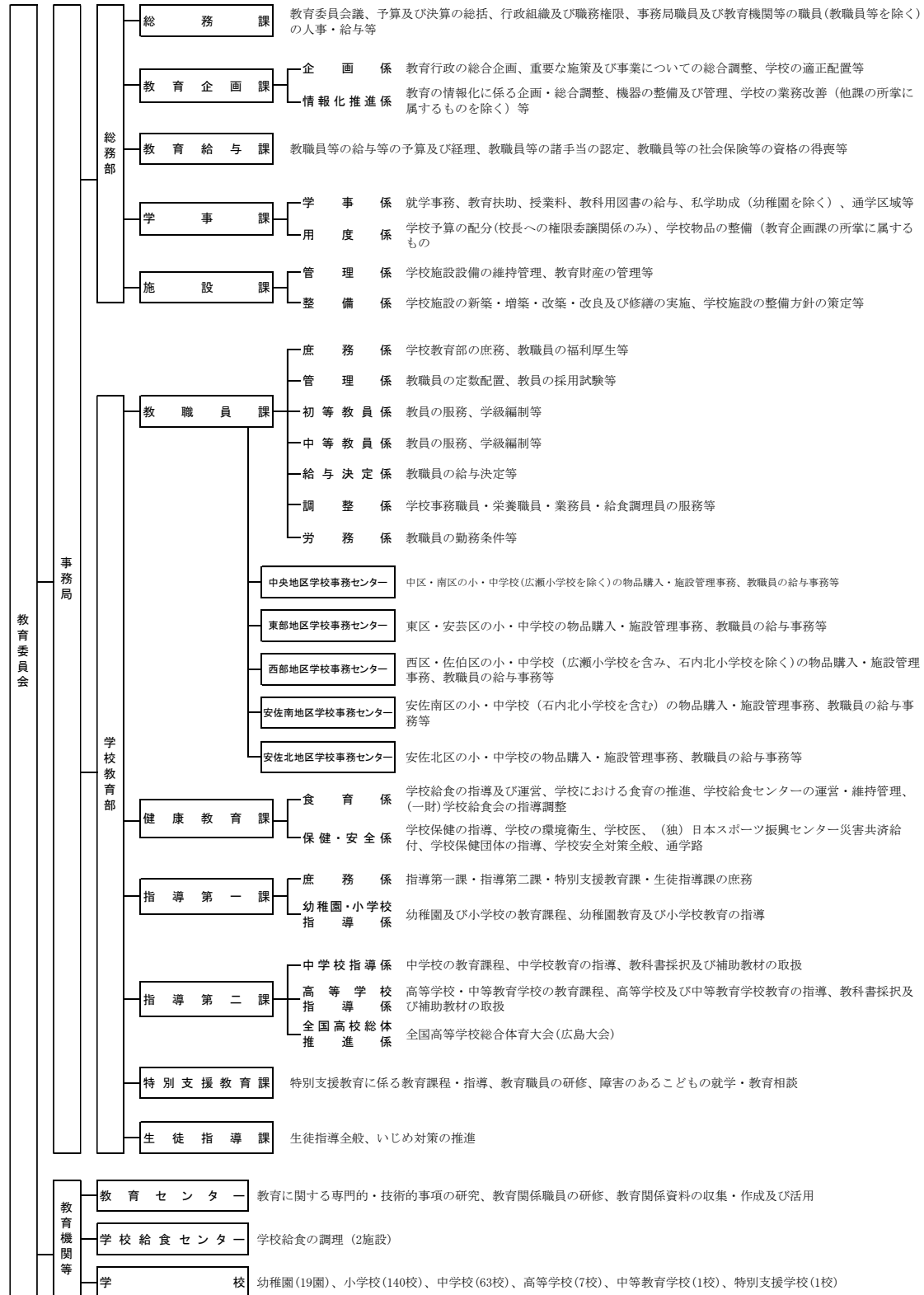
職名	氏名	任期
教育長	松井 勝憲	令和 5 年（2023 年）4 月～
委員（教育長職務代行者）	秋田 智佳子（弁護士）	平成 29 年（2017 年）7 月～
委員	伊藤 圭子（安田女子大学教授、広島大学名誉教授）	平成 30 年（2018 年）4 月～
委員	西 敦子（元山口大学教育学部教授）	平成 30 年（2018 年）10 月～
委員	一橋 信之（広島経済大学副学長）	令和 5 年（2023 年）10 月～
委員	砂橋 昌義（特定非営利活動法人ひろしまレクリエーション協会理事長）	令和 6 年（2024 年）10 月～

¹教育委員会とは - 広島市公式ホームページ | 国際平和文化都市

(2) 教育委員会の組織一覧

令和6年度における広島市教育委員会の組織図は以下のとおりである。

教育委員会の組織図(令和6年度)



(3) 監査対象事業の決定

教育に関する事業を監査対象とする。具体的には以下の事業を監査対象事業とした。

- ア いじめに関する総合対策事業
- イ 学校における働き方改革の推進事業
- ウ 教育物品整備事業

(4) 監査対象課の決定

監査対象事業を所管する課を対象とした。

以下の課で監査対象事業について資料の受領及び往査を実施した。

- ア 総務部総務課
- イ 総務部教育企画課
- ウ 総務部学事課
- エ 総務部施設課
- オ 学校教育部教職員課
- カ 学校教育部健康教育課
- キ 学校教育部指導第一課
- ク 学校教育部指導第二課
- ケ 学校教育部特別支援教育課
- コ 学校教育部生徒指導課
- サ 教育センター

なお、以降においては、部名を省略する場合がある。

3. 監査対象事業一覧

(1) 生涯学習振興事業

No.	事業名	所管課	頁
01-01	まちづくり市民交流プラザ各種事業	生涯学習課	48
01-02	高等教育機関との連携事業		52
01-03	学校施設開放事業		－
01-04	市立高等学校公開講座		55
01-05	生涯学習団体育成指導補助		56
01-06	次世代自動車購入		－
01-07	生涯学習推進事務		－

(2) いじめに関する総合対策事業

No.	事業名等	所管課等	頁
02-01	道徳教育推進事業	指導第二課	－
02-02	スクールカウンセラー活用事業	生徒指導課	67
02-03	スクールソーシャルワーカー活用事業		68
02-04	学校問題解決支援事業		74
02-05	いじめ防止対策推進審議会等の運営	指導第一課 生徒指導課	76
02-06	いじめ・不登校等予防的生徒指導推進事業	生徒指導課 教育センター	78
02-07	いじめに関する総合対策事業全般	生徒指導課	79

(3) 学校における働き方改革の推進事業

No.	事業名等	所管課	頁
03-01	総論	総務課 教育企画課 教職員課	80
03-02	スクール・サポート・スタッフ配置	教職員課	84
03-03	学校給食費の徴収管理	健康教育課	88
03-04	採点システムの導入・運用	教育企画課	95
03-05	教育情報推進のための学校支援体制の整備事業		101
03-06	部活動指導員配置促進事業・休日部活動地域移行事業	指導第二課	103

No.	事業名等	所管課	頁
03-07	広島中等教育学校入学者選抜等インターネット 出願システム構築及び運用・保守業務	指導第二課	104
03-08	広島市立幼稚園園庭維持管理業務	施設課	105

(4) 教育物品整備事業

No.	事業名	所管課	頁
04-01	広島みらい創生高等学校の管理運営	学事課	-
04-02	市立工業高校の振興備品更新整備		-
04-03	小・中学校業務員の配置見直し		-
04-04	オーディオメーターの更新		-
04-05	牛乳用冷蔵庫の更新整備		-
04-06	食器等消毒保管庫の増設		-
04-07	食器等消毒保管庫の更新整備		-
04-08	中学校給食調理委託に伴う物品整備		-
04-09	特別支援学級新設等に伴う物品の整備		-
04-10	広島版「学びの変革」推進寄附事業補助金事業		-
04-11	理科教育設備の整備		109
04-12	広島市高等学校定時制・通信制課程教科書等 給与事業(みらい創生高)		-
04-13	小学校校舎増築		-
04-14	戸山まちづくり支援に係る屋内運動場移転建替		-
04-15	エレベーター整備		-
04-16	特別支援学校の校舎増築		-
04-17	広島市ハイスクールビジョンの推進		-
04-18	公用車の更新		110
04-19	学校給食設備更新		110
04-20	学校における備品及び消耗品管理について		111
04-21	小学校・中学校・高等学校・特別支援学校・幼 稚園の教育振興(コンピュータ)	教育企画課	-
04-22	教育委員会情報ネットワーク管理・運営(小学 校・中学校・高等学校・特別支援学校)		-
04-23	高等学校の校内 LAN 整備		-

No.	事業名	所管課	頁
04-24	広島みらい創生高等学校の管理運営	教育企画課	-
04-25	高等学校施設情報環境整備		113
04-26	中学校の教育振興(「学びの変革」県補助金)		-
04-27	学校納入金について		114
04-28	定期・臨時健康診断(幼稚園・小学校・中学校・高等学校・みらい創生高・特別支援学校)	健康教育課	-
04-29	結核健康診断(小学校・中学校・高等学校・みらい創生高・特別支援学校)		-
04-30	給食管理事務(小学校・中学校)		-
04-31	市立学校 AED 更新・管理		-
04-32	感染症対策等支援事業(感染症対策の充実)		-
04-33	給食調理委託事業(中学校給食調理委託)		116
04-34	安全でおいしい給食の推進対策事業(小学校)		-
04-35	沼田高校寮の施設管理	指導第二課	-
04-36	副読本の給与	指導第一課	-
04-37	副読本の給与(中学校)	指導第二課	-
04-38	さわやかハイスクール支援事業 (広島市ハイスクールビジョンの推進)		-
04-39	学校経営推進サポート事業 (広島市ハイスクールビジョンの推進)		-
04-40	学習指導要領の改訂に伴う教材等の整備	指導第二課 特別支援教育課	-
04-41	広島市ハイスクールビジョンの推進	指導第二課	-
04-42	高等学校 DX 加速化推進事業		-
04-43	特別支援学校高等部充実事業	特別支援教育課	-
04-44	毒物及び劇物の適正な管理について	指導第一課 指導第二課	117
04-45	各学校における空調の設置について	施設課	118

4. 広島市立学校の状況

令和6年5月1日現在の広島市立学校の状況（教職員数・学校数・園児児童生徒数）は次のとおりである。

(1) 学校種別教員数・職員数の状況（令和6年5月1日現在）

【学校種別教員数】

（単位：人）

区 分		合 計	校長・ 園長	教頭・ 副園長	主幹 教諭	指導 教諭	教諭	養護 教諭	栄養 教諭	実習 教員
合 計		5,458	227	233	40	3	4,656	224	58	17
幼 稚 園		49	19	－	－	－	30	－	－	－
小 学 校		3,211	137	146	18	1	2,713	145	51	－
中 学 校		1,558	62	70	15	1	1,340	64	6	－
高等 学校	全日制	323	6	8	4	－	281	9	－	15
	定時制	55	1	2	－	－	50	2	－	－
	通信制	27		2	－	－	24	1	－	－
中等教育学校		47	1	2	－	－	42	1	－	1
特別支援学校		188	1	3	3	1	176	2	1	1

（暫定再任用フルタイムを含む）

【学校種別職員数】

（単位：人）

区 分		合 計	事務職員	栄養士	業務員	給食調理員
合 計		488	274	－	94	120
小 学 校		297	143	－	41	113
中 学 校		124	73	－	45	6
高等学校	全日制	41	35	－	6	－
	定時制	9	9	－	－	－
	通信制	－	－	－	－	－
中等教育学校		8	7	－	1	－
特別支援学校		9	7	－	1	1

（暫定再任用フルタイムを含む）

(2) 広島市立学校校種別学校数（令和6年5月1日現在）

（単位：園又は校）

区分	合計	中	東	南	西	安佐南	安佐北	安芸	佐伯
幼稚園	19	1	3			10	2	3	
小学校	140	14	12	17	18	26	25	10	18
中学校	63	4	6	8	8	13	10	5	9
高等学校（全日制）	6	2	1	1		1			1
高等学校 （定時制・通信制）	1	1							
中等教育学校	1						1		
特別支援学校	1			1					
合計	231	22	22	27	26	50	38	18	28

(3) 学校種別園児・児童・生徒数（令和6年5月1日現在）

ア 広島市立幼稚園園児数

（単位：学級又は人）

区	幼稚園名	3歳児				4歳児				5歳児				合計			
		学級数	園児数			学級数	園児数			学級数	園児数			学級数	園児数		
			男	女	計		男	女	計		男	女	計		男	女	計
1園	中区計	1	4	6	10	1	10	6	16	1	11	7	18	3	25	19	44
3園	東区計					3	15	6	21	3	20	17	37	6	35	23	58
10園	安佐南区計					10	43	32	75	10	63	63	126	20	106	95	201
2園	安佐北区計	1	2	2	4	1	5	6	11	2	7	2	9	4	14	10	24
3園	安芸区計	1	5	7	12	3	9	13	22	3	17	21	38	7	31	41	72
合 計（19園）		3	11	15	26	18	82	63	145	19	118	110	228	40	211	188	399

イ 広島市立小学校児童数

（単位：学級又は人）

区	学校名	1 年				2 年				3 年				4 年				5 年				6 年				特別 支援 学級	合 計			
		学級	児童数			学級	児童数			学級	児童数			学級	児童数			学級	児童数			学級	児童数							
			男	女	計		男	女	計		男	女	計		男	女	計		男	女	計		男	女	計		男	女	計	
14校	中区計	33	484	445	929	33	489	480	969	33	525	458	983	35	510	488	998	34	542	458	1000	34	483	476	959	47	249	3033	2805	5838
12校	東区計	31	482	439	921	34	519	523	1042	33	513	496	1009	36	541	536	1077	34	530	488	1018	34	536	501	1037	54	256	3121	2983	6104
17校	南区計	38	516	531	1047	40	588	559	1147	39.5	578	568	1146	40.5	602	588	1190	39	607	542	1149	41	632	586	1218	61	299	3523	3374	6897
18校	西区計	46	668	696	1364	47	697	677	1374	49	725	712	1437	49	775	760	1535	49	743	741	1484	52	823	761	1584	79	371	4431	4347	8778
26校	安芸南区計	74	1180	1127	2307	78	1226	1178	2404	80	1242	1275	2517	81	1271	1224	2495	86	1338	1319	2657	82	1331	1265	2596	121	602	7588	7388	14976
25校	安芸北区計	38.5	484	479	963	38.5	518	448	966	38	532	508	1040	39	546	500	1046	42.5	553	536	1089	41.5	555	536	1091	68	306	3188	3007	6195
10校	安芸区計	22	293	259	552	22	313	299	612	22	287	311	598	23	309	288	597	22	338	325	663	24	335	340	675	32	167	1875	1822	3697
18校	佐伯区計	47	693	662	1355	42	669	625	1294	46.5	677	692	1369	44.5	702	672	1374	43.5	717	667	1384	46.5	718	688	1406	76	346	4176	4006	8182
合 計（140校）		329.5	4800	4638	9438	334.5	5019	4789	9808	341	5079	5020	10099	348	5256	5056	10312	350	5368	5076	10444	355	5413	5153	10566	538	2596	30935	29732	60667

ウ 広島市立中学校生徒数

(単位：学級又は人)

区	学校名	1 年				2 年				3 年				特別支援 学級	合 計			
		学級	生徒数			学級	生徒数			学級	生徒数				学級数	生徒数		
			男	女	計		男	女	計		男	女	計			男	女	計
4校	中区計	20	314	342	656	19	351	335	686	18	335	315	650	14	71	1000	992	1992
6校	東区計	28	470	432	902	26	481	459	940	26	469	449	918	21	101	1420	1340	2760
8校	南区計	30	485	423	908	27	501	451	952	28	506	454	960	23	108	1492	1328	2820
8校	西区計	40	683	667	1350	38	702	699	1401	40	728	701	1429	30	148	2113	2067	4180
13校	安佐南区計	78	1323	1267	2590	70	1320	1277	2597	67	1277	1266	2543	41	256	3920	3810	7730
10校	安佐北区計	35	563	552	1115	32	575	575	1150	33	583	562	1145	25	125	1721	1689	3410
5校	安芸区計	19	335	288	623	17	334	303	637	18	335	291	626	15	69	1004	882	1886
9校	佐伯区計	36	573	577	1150	34	647	574	1221	32	624	544	1168	31	133	1844	1695	3539
合 計 (63校)		286	4746	4548	9294	263	4911	4673	9584	262	4857	4582	9439	200	1011	14514	13803	28317

夜間学級(再掲)

学校名	1 年				2 年				3 年				特別支援 学級	合 計			
	学級	生徒数			学級	生徒数			学級	生徒数				学級数	生徒数		
		男	女	計		男	女	計		男	女	計			男	女	計
二葉	1	2	4	6	1	2	1	3	1	3	1	4	0	3	7	6	13
観音	1	7	3	10	1	1	6	7	1	4	6	10	0	3	12	15	27

エ 広島市立中等教育学校生徒数

(単位：学級又は人)

1 年				2 年				3 年				4 年				5 年				6 年				合 計			
学級	生徒数			学級	生徒数			学級	生徒数			学級	生徒数			学級	生徒数			学級	生徒数			学級	生徒数		
	男	女	計		男	女	計		男	女	計		男	女	計		男	女	計		男	女	計		男	女	計
4	42	78	120	4	53	65	118	4	58	61	119	4	45	70	115	4	37	78	115	4	36	64	100	24	271	416	687

オ 広島市立特別支援学校児童生徒数

(単位：学級又は人)

区分	1 年				2 年				3 年				4 年				5 年				6 年				合 計			
	学級	児童生徒数			学級	児童生徒数			学級	児童生徒数			学級	児童生徒数			学級	児童生徒数			学級	児童生徒数			学級	児童生徒数		
		男	女	計		男	女	計		男	女	計		男	女	計		男	女	計		男	女	計		男	女	計
小学部	9	27	14	41	7	19	8	27	8	17	13	30	10.3	33	9	42	5.3	16	8	24	7.3	18	11	29	47	130	63	193
中学部	11.5	33	17	50	7.5	14	18	32	6	16	8	24													25	63	43	106
高等部	16	59	38	97	14	60	29	89	15	63	29	92													45	182	96	278
合 計																									117	375	202	577

カ 広島市立高等学校生徒数

(単位：学級又は人)

学校名	1年				2年				3年				4年				合計			
	学級数	生徒数			学級数	生徒数			学級数	生徒数			学級数	生徒数			学級数	生徒数		
		男	女	計		男	女	計		男	女	計		男	女	計		男	女	計
基町高等学校	9	151	216	367	10	140	220	360	10	128	229	357					29	419	665	1084
舟入高等学校	8	126	194	320	8	123	202	325	8	115	200	315					24	364	596	960
広島商業高等学校	6	83	160	243	6	77	132	209	6	62	103	165					18	222	395	617
広島工業高等学校	6	210	30	240	6	190	28	218	6	189	33	222					18	589	91	680
沼田高等学校	8	157	163	320	9	151	162	313	9	143	175	318					26	451	500	951
美鈴が丘高等学校	6	94	147	241	6	90	144	234	6	93	130	223					18	277	421	698
小 計	43	821	910	1731	45	771	888	1659	45	730	870	1600					133	2322	2668	4990
広島みらい創生高等学校 (定時制)	-	105	135	240	-	99	113	212	-	83	73	156	-	104	69	173	-	391	390	781
小 計	-	105	135	240	-	99	113	212	-	83	73	156	-	104	69	173	-	391	390	781
広島みらい創生高等学校 (通信制)	-	139	170	309	-	136	181	317	-	127	179	306	-	161	148	309	-	563	678	1241
小 計	-	139	170	309	-	136	181	317	-	127	179	306	-	161	148	309	-	563	678	1241
合 計	43	1065	1215	2280	45	1006	1182	2188	45	940	1122	2062		265	217	482	133	3276	3736	7012

5. 監査の対象とした学校の決定

監査の対象とした学校は以下のとおりである。

生徒数などの規模、理科物品等の購入校を考慮して小学校・中学校・高等学校から抽出した15校と特別支援学校1校の計16校を選定した。

番号	学校名	所在地	創立年月日
1	吉島小学校	広島市中区吉島西三丁目4番60号	昭和31年4月1日
2	段原小学校	広島市南区的場町二丁目4番19号	明治30年11月15日
3	大河小学校	広島市南区旭一丁目8番1号	明治17年5月2日
4	三篠小学校	広島市西区三篠町一丁目9番25号	明治7年2月1日
5	己斐小学校	広島市西区己斐上二丁目1番1号	明治6年7月1日
6	安東小学校	広島市安佐南区安東一丁目28番1号	昭和50年4月1日
7	三入小学校	広島市安佐北区三入三丁目12番1号	明治24年4月1日
8	国泰寺中学校	広島市中区国泰寺町一丁目1番41号	昭和24年4月30日
9	仁保中学校	広島市南区仁保一丁目56番1号	昭和51年4月1日
10	瀬野川中学校	広島市安芸区中野四丁目24番1号	昭和48年4月1日
11	五日市中学校	広島市佐伯区五日市中央六丁目4番1号	昭和22年4月1日
12	基町高等学校	広島市中区西白島町25番1号	昭和24年5月9日
13	広島みらい創生高等学校	広島市中区大手町四丁目4番4号	平成30年4月1日
14	広島商業高等学校	広島市東区牛田新町一丁目1番1号	大正10年4月1日
15	沼田高等学校	広島市安佐南区伴東六丁目1番1号	昭和60年4月6日
16	広島特別支援学校	広島市南区出島四丁目1番1号	昭和58年1月1日

第4章 監査の視点

1. 監査の基本方針

外部監査人による地方公共団体の監査は、「官官接待」や「カラ出張」などの公費の不正・不当支出の問題が発覚したのを契機に、1997年(平成9年)の地方自治法の改正で創設された制度である。したがって、本監査においては合規性(示されたものが正確であるか、法令等に反していないか)の視点に重きを置きつつも、妥当性(経済的、効率的、有効的に行われているか)の視点からも監査を実施した。なお、具体的な着眼点は以下のとおりである。

(1) 合規性

- ・契約は広島市契約規則等に沿って適切に行われているか。
- ・備品や公有財産の管理は広島市財産規則等に沿って適切に行われているか。
- ・補助金等の交付にかかる事務手続は広島市補助金等交付規則等に準拠しているか。
- ・教職員の人員配置及び労務管理は関連法令等に準拠して適切に行われているか。
- ・学校給食費等の債権管理は適切に行われているか。
- ・教育現場において学校納入金の管理は適切に行われているか。
- ・その他、事業に係る事務の執行は関連法令等に準拠しているか。

(2) 妥当性

- ・事業の実施方法や内容は、目的や目標を達成するために効果的であるか。
- ・事業費の見積は適正に行われているか。
- ・最少の経費で最大の効果を挙げるために内部統制が構築され、また機能しているか。
- ・事業実施後に効果測定が実施され、結果は有効に活用されているか。
- ・規則、要綱等を見直すことで効率化が図られるものはないか。
- ・事業実施に際し、関係機関との連携は適切に行われているか。
- ・教職員の資質能力向上のための適切な取組が効果的に実施されているか。

2. 監査の手続

(1) 全体像及び事業概要の把握

- ・監査対象事業に関する事業概要、関連法令規定、要綱、要領、事務取扱い、業務フロー等の一連の関係資料の入手及び理解
- ・令和4年度及び令和5年度の監査対象事業に関する予算・決算数字の把握
- ・監査対象校の資料閲覧及び入手(証憑書類・備品台帳)
- ・各担当者へのヒアリングの実施

(2) 監査対象とした各所管部署に関する資料等の査閲及び担当者への質問

監査対象事業に関する資料等を査閲し、所管部署の各担当者・学校関係者にヒアリングを実施した。

各所管部署への往査スケジュール

実施日 (令和6年)	対象部署等	調査対象
6月7日～9月26日 ～10月2日	市民活動推進課・生涯学習課・教育企画課・学事課・施設課・教職員課・健康教育課・指導第一課・指導第二課・特別支援教育課・生徒指導課・教育センター・まちづくり市民交流プラザ (関係人調査) 広島市立広島商業高等学校公開講座運営委員会・広島市立沼田高等学校公開講座運営委員会	資料閲覧及び概要把握のための調査及び質問
7月25日～10月2日	監査対象校 16校 (詳細は第3章参照)	教育物品現物実査・私費会計等証憑突合監査

第5章 監査の結果（指摘事項）及び意見

1. 総括

監査の結果（指摘事項）及び意見について、以下、表形式でまとめたものである。

詳細は、「2. 各監査対象事業の結果及び意見」に記載のとおりであるが、監査対象事業は大きく分けて4事業であり、これに各学校監査を加えたものとなっている。

監査の結果（指摘事項）は計113件、意見は計82件となり、トータルの件数としては相当程度のものとなったが、一方で、監査の結果（指摘事項）や監査の意見として何ら指摘することがなかった事業も相当数存在する。（(6) 検出事項一覧表 参照）

(1) 生涯学習振興事業

No.	事業名	監査対象課等	区分	
			結果	意見
01-01	まちづくり市民交流プラザ各種事業	生涯学習課	-	6
01-02	高等教育機関との連携事業		-	1
01-03	学校施設開放事業		-	-
01-04	市立高等学校公開講座		-	2
01-05	生涯学習団体育成指導補助		-	1
01-06	次世代自動車購入		-	-
01-07	生涯学習推進事務		-	-
合計			0	10

(2) いじめに関する総合対策事業

No.	事業名等	監査対象課等	区分	
			結果	意見
02-01	道徳教育推進事業	指導第二課	-	-
02-02	スクールカウンセラー活用事業	生徒指導課	1	-
02-03	スクールソーシャルワーカー活用事業		1	6
02-04	学校問題解決支援事業		-	2
02-05	いじめ防止対策推進審議会等の運営	指導第一課 生徒指導課	1	-
02-06	いじめ・不登校等予防的生徒指導推進事業	生徒指導課 教育センター	1	1
02-07	いじめに関する総合対策事業全般	生徒指導課	-	1
合計			4	10

(3) 学校における働き方改革の推進事業

No.	事業名等	監査対象課等	区分	
			結果	意見
03-01	総論	総務課 教育企画課 教職員課	-	7
03-02	スクール・サポート・スタッフ配置	教職員課	-	5
03-03	学校給食費の徴収管理	健康教育課	-	5
03-04	採点システムの導入・運用	財政局契約部 物品契約課 教育企画課	-	3
03-05	教育情報推進化のための学校支援体制の整備事業	教育企画課	-	2
03-06	部活動指導員配置促進事業・休日部活動地域移行事業	指導第二課	-	1
03-07	広島中等教育学校入学者選抜等インターネット出願システム構築及び運用・保守業務		-	1
03-08	広島市立幼稚園園庭維持管理業務	施設課	-	1

合計 0 25

(4) 教育物品整備事業

No.	事業名	監査対象課等	区分	
			結果	意見
04-01	広島みらい創生高等学校の管理運営	学事課	-	-
04-02	市立工業高校の振興備品更新整備		-	-
04-03	小・中学校業務員の配置見直し		-	-
04-04	オーディオメーターの更新		-	-
04-05	牛乳用冷蔵庫の更新整備		-	-
04-06	食器等消毒保管庫の増設		-	-
04-07	食器等消毒保管庫の更新整備		-	-
04-08	中学校給食調理委託に伴う物品整備		-	-
04-09	特別支援学級新設等に伴う物品の整備		-	-
04-10	広島版「学びの変革」推進寄附事業補助金事業		-	-

No.	事業名	監査対象課等	区分	
			結果	意見
04-11	理科教育設備の整備	学事課	-	1
04-12	広島市高等学校定時制・通信制課程教科書等給与事業(みらい創生高)		-	-
04-13	小学校校舎増築		-	-
04-14	戸山まちづくり支援に係る屋内運動場移転建替		-	-
04-15	エレベーター整備		-	-
04-16	特別支援学校の校舎増築		-	-
04-17	広島市ハイスクールビジョンの推進		-	-
04-18	公用車の更新		-	1
04-19	学校給食設備更新		-	1
04-20	学校における備品及び消耗品管理について		-	2
04-21	小学校・中学校・高等学校・特別支援学校・幼稚園の教育振興(コンピュータ)	教育企画課	-	-
04-22	教育委員会情報ネットワーク管理・運営(小学校・中学校・高等学校・特別支援学校)		-	-
04-23	高等学校の校内 LAN 整備		-	-
04-24	広島みらい創生高等学校の管理運営		-	-
04-25	高等学校施設情報環境整備		-	1
04-26	中学校の教育振興(「学びの变革」県補助金)		-	-
04-27	学校納入金について		-	6
04-28	定期・臨時健康診断(幼稚園・小学校・中学校・高等学校・みらい創生高・特別支援学校)	健康教育課	-	-
04-29	結核健康診断(小学校・中学校・高等学校・みらい創生高・特別支援学校)		-	-
04-30	給食管理事務(小学校・中学校)		-	-
04-31	市立学校 AED 更新・管理		-	-
04-32	感染症対策等支援事業(感染症対策の充実)		-	-
04-33	給食調理委託事業(中学校給食調理委託)		-	1

04-34	安全でおいしい給食の推進対策事業(小学校)	健康教育課	-	-
04-35	沼田高校寮の施設管理	指導第二課	-	-
04-36	副読本の給与	指導第一課	-	-
04-37	副読本の給与(中学校)	指導第二課	-	-
04-38	さわやかハイスクール支援事業 (広島市ハイスクールビジョンの推進)		-	-
04-39	学校経営推進サポート事業 (広島市ハイスクールビジョンの推進)		-	-
04-40	学習指導要領の改訂に伴う教材等の整備	指導第二課 特別支援教育課	-	-
04-41	広島市ハイスクールビジョンの推進	指導第二課	-	-
04-42	高等学校 DX 加速化推進事業		-	-
04-43	特別支援学校高等部充実事業	特別支援教育課	-	-
04-44	毒物及び劇物の適正な管理について	指導第一課 指導第二課	-	1
04-45	各学校における空調の設置について	施設課	-	1
合計			0	15

(5) 小学校・中学校・高等学校・特別支援学校

No.	学校名	区分	
		結果	意見
05-01	吉島小学校	6	-
05-02	段原小学校	4	2
05-03	大河小学校	9	2
05-04	三篠小学校	3	-
05-05	己斐小学校	5	2
05-06	安東小学校	4	1
05-07	三入小学校	6	1
05-08	国泰寺中学校	12	1
05-09	仁保中学校	6	3
05-10	瀬野川中学校	4	2
05-11	五日市中学校	7	-
05-12	基町高等学校	3	1

No.	学校名	区分	
		結果	意見
05-13	広島みらい創生高等学校	3	4
05-14	広島商業高等学校	15	1
05-15	沼田高等学校	13	2
05-16	広島特別支援学校	9	-
合計		109	22

(6) 検出事項一覧表

No.	事業名等	検出事項	監査対象課等	区分		頁
				結果	意見	
(01) 生涯学習振興事業						
01-01-01	まちづくり市民交流プラザ各種事業	事業の効果検証について(生涯学習・市民活動情報誌「らしっく」発行事業)	生涯学習課		○	48
01-01-02		発行部数の検証について(生涯学習・市民活動情報誌「らしっく」発行事業)			○	49
01-01-03		事業の効果検証について(ICT 個人学習支援事業)			○	50
01-01-04		事業の効果検証について(託児サービスの提供事業)			○	50
01-01-05		アンケートの回収方法について(まちづくり市民交流プラザ各種事業共通)			○	51
01-01-06		自己評価報告書における評価基準について(まちづくり市民交流プラザ各種事業共通)			○	51
01-02-01	高等教育機関との連携事業	事業の効果検証について			○	52
01-04-01	市立高等学校公開講座	委託先における事務手続きの誤りについて			○	55

01-04-02	市立高等学校公開講座	受講者の任意保険への加入について	生涯学習課		○	56
01-05-01	生涯学習団体育成指導補助	補助金のあり方について			○	57
(02) いじめに関する総合対策事業						
02-02-01	スクールカウンセラー活用事業	学校のホームページにおける「いじめ防止等のための基本方針」の公開について	生徒指導課	○		67
02-03-01	スクールソーシャルワーカー活用事業	募集要項において年齢を記載することの可否について		○		69
02-03-02		給与の検討について			○	71
02-03-03		勤務時間の検討について			○	72
02-03-04		採用に関する募集方法の検討について			○	73
02-03-05		名簿登載制度の検討について			○	73
02-03-06		スクールソーシャルワーカー活用事業における備品購入について			○	73
02-03-07		スクールソーシャルワーカー運営協議会における報償費の支払いについて			○	74
02-04-01	学校問題解決支援事業	相談内容の検証について			○	75
02-04-02		相談体制の見直しについて			○	76
02-05-01	いじめ防止対策推進審議会等の運営	証憑書類作成について	指導第一課	○		77
02-06-01	いじめ・不登校等予防的生徒指導推進事業	証憑書類作成について	教育センター	○		78
02-06-02		研修の効率化について			○	78
02-07-01	いじめに関する総合対策事業全般	効果検証について	生徒指導課		○	79

No.	事業名等	検出事項	監査対象課等	区分		頁
				結果	意見	
(03) 学校における働き方改革の推進事業						
03-01-01	総論	調査・報告業務の合理化・適正化について	総務課		○	80
03-01-02		研修の効率化について	教育センター		○	81
03-01-03		超過業務時間の削減について	教職員課		○	81
03-01-04		勤務時間の記録方法について①			○	82
03-01-05		勤務時間の記録方法について②			○	83
03-01-06		文書の取扱いについて①	総務課		○	83
03-01-07		文書の取扱いについて②			○	84
03-02-01	スクール・サポート・スタッフ配置	スクールサポートスタッフの配置について	教職員課		○	85
03-02-02		スクールサポートスタッフの目標設定と測定の方法			○	87
03-02-03		スクールサポートスタッフの任用期間等			○	87
03-02-04		スクールサポートスタッフの業務内容について①			○	87
03-02-05		スクールサポートスタッフの業務内容について②			○	88
03-03-01	学校給食費の徴収管理	滞納者の資力等に関する資料の徴求について	健康教育課		○	89
03-03-02		教職員による滞納者に対する督促・催告と教職員の負担への配慮			○	90
03-03-03		滞納者に対する法的手続に向けた体制・方針づくりについて			○	90

03-03-04	学校給食費の徴収管理	私費会計時の滞納給食費の回収業務に関する整理	健康教育課		○	94
03-03-05		滞納給食費の債権管理に関する今後の取組の検討			○	95
03-04-01	採点システムの導入・運用	公募型プロポーザル方式に関するガイドラインの公表について	財政局契約部物品契約課 教育企画課		○	96
03-04-02		業者決定時における評価方法について	教育企画課		○	100
03-04-03		導入対象の校種について			○	101
03-05-01	教育情報推進化のための学校支援体制の整備事業	調達方法の検討に関する資料の作成			○	102
03-05-02		調達方法の検討に当たりガイドラインに準拠することの確認・徹底			○	103
03-06-01	部活動指導員配置促進事業・休日部活動地域移行事業	部活動指導員の確保に向けた取り組みについて	指導第二課		○	104
03-07-01	広島中等教育学校入学者選抜等インターネット出願システム構築及び運用・保守業務	長期契約締結時のチェック体制等について			○	105
03-08-01	広島市立幼稚園園庭維持管理業務	委託業務実績報告書に写真を添付させることについて	施設課		○	105
(04) 教育物品整備事業						
04-11-01	理科教育設備の整備	理科物品の現物確認について	学事課		○	109
04-18-01	公用車の更新	公用車の更新について			○	110

No.	事業名等	検出事項	監査対象課等	区分		頁
				結果	意見	
04-19-01	学校給食設備更新	計画的な更新について	学事課		○	110
04-20-01	学校における備品及び消耗品管理について	消耗品の管理方法について			○	111
04-20-02		備品シール抹消の取り扱いについて			○	111
04-25-01	高等学校施設情報環境整備	備品台帳の確認について	教育企画課		○	113
04-27-01	学校納入金について	帳簿関係書類の電子データでの保管の検討について			○	115
04-27-02		電子押印や電子決裁の検討について			○	115
04-27-03		現金取扱いの削減の検討について			○	115
04-27-04		証憑資料の電子データでの受領の検討について			○	115
04-27-05		電子化による会計報告の実施について			○	115
04-27-06		管理職に対する学校納入金会計処理に係る研修の実施について			○	115
04-33-01	給食調理委託事業（中学校給食調理委託）	物品の貸付について	健康教育課		○	116
04-44-01	毒物及び劇物の適正な管理について	毒物及び劇物の適正な管理に係る指導履歴の文書化及び保管について	指導第一課 指導第二課		○	117
04-45-01	各学校における空調の設置について	特別教室・体育館への空調設置について	施設課		○	118

No.	項目	検出事項	監査対象校	区分		頁
				結果	意見	
(05) 小学校・中学校・高等学校・特別支援学校						
05-01-01	学校納入金について	予算差引簿の未作成	吉島小学校	○		120
05-01-02		収入印紙の貼付漏れの看過		○		120
05-01-03		発行済領収書の日付の記載漏れ		○		121
05-01-04		会計報告の不備		○		121
05-01-05	備品管理について	備品台帳の廃棄処理漏れ		○		121
05-01-06		私物の取扱不備		○		121
05-02-01	学校納入金について	予算差引簿の未作成	段原小学校	○		122
05-02-02		発行済領収書の日付の記載漏れ		○		122
05-02-03		決算報告に係る校長の会計検査の実施漏れ			○	122
05-02-04	備品管理について	備品シールの貼付漏れ		○		122
05-02-05		備品シールの取扱不備		○		123
05-02-06		使用していない備品について保管転換等の検討			○	123
05-03-01	学校納入金について	予算差引簿の未作成	大河小学校	○		123
05-03-02		収入印紙の貼付漏れの看過		○		124
05-03-03		支払決裁書等と領収金額の相違		○		124
05-03-04		領収書の受領漏れ		○		124
05-03-05		発行済領収書の日付の記載漏れ		○		124
05-03-06		収支相殺による不適切な事務処理		○		124
05-03-07	備品管理について	備品シールの貼付漏れ		○		125
05-03-08		備品台帳の廃棄処理漏れ		○		125
05-03-09		備品台帳への登録漏れ		○		125

No.	項目	検出事項	監査対象校	区分		頁
				結果	意見	
05-03-10	備品管理について	使用していない物品について廃棄処分の検討	大河小学校		○	125
05-03-11		体育館倉庫の利用方法についての検討			○	125
05-04-01	学校納入金について	予算差引簿の未作成	三篠小学校	○		126
05-04-02		収入印紙の貼付漏れの看過		○		126
05-04-03		会計報告の不備		○		127
05-05-01	学校納入金について	予算差引簿の未作成	己斐小学校	○		127
05-05-02		金融機関への預入遅延		○		128
05-05-03		領収書の記載漏れの看過		○		128
05-05-04	備品管理について	備品シールの取扱不備		○		128
05-05-05		楽器の取扱い・廃棄処分等の検討について		○		128
05-05-06		使用していない物品について廃棄処分の検討			○	128
05-05-07	理科物品について	薬品出納簿の記載不備等			○	128
05-06-01	学校納入金について	予算差引簿の未作成	安東小学校	○		129
05-06-02		金融機関への預入遅延		○		129
05-06-03		業者への支払遅延		○		129
05-06-04	備品管理について	備品シールの取扱不備		○		130
05-06-05		備品台帳と現物の突合が困難なもの			○	130
05-07-01	学校納入金について	予算差引簿の未作成	三入小学校	○		131
05-07-02		金融機関への預入遅延		○		131
05-07-03		会計報告の不備		○		131
05-07-04	備品管理について	消耗品へ変更した物品の備品シールの取扱不備		○		131
05-07-05		消耗品へ変更した物品の備品シールの取扱改善			○	132

05-07-06	理科物品について	薬品出納簿の不備①	三入小学校	○		132
05-07-07		薬品出納簿の不備②		○		132
05-08-01	学校納入金について	予算差引簿の未作成	国泰寺中学校	○		133
05-08-02		金融機関への預入遅延		○		133
05-08-03		発行済領収書の日付の記載漏れ		○		133
05-08-04		返金処理の遅延		○		133
05-08-05	備品管理について	備品シールの貼付漏れ		○		133
05-08-06		現物確認できない備品		○		134
05-08-07	理科物品について	安全点検票の作成・保管の不備		○		134
05-08-08		毒物劇物危害防止規定の更新漏れ		○		134
05-08-09		薬品等の管理に係る確認書の作成漏れ		○		134
05-08-10		薬品保管庫の整理整頓不備		○		134
05-08-11		理科準備室の整理整頓不備		○		135
05-08-12		薬品保管庫の鍵の取扱不備		○		135
05-08-13		薬品出納簿の記載不備等			○	135
05-09-01	学校納入金について	予算差引簿の未作成	仁保中学校	○		135
05-09-02		金融機関への預入遅延		○		136
05-09-03		年度引継の失念			○	136
05-09-04	備品管理について	備品登録があるが現物の確認が困難なものについて			○	136
05-09-05		備品台帳の登録内容の不備			○	136
05-09-06	理科物品について	薬品出納簿の作成漏れ		○		137
05-09-07		薬品等の管理に係る確認書の作成漏れ		○		137

No.	項目	検出事項	監査対象校	区分		頁
				結果	意見	
05-09-08	理科物品について	毒物劇物規定についての認識欠如	仁保中学校	○		137
05-09-09		理科準備室、薬品庫の整理整頓不備		○		137
05-10-01	学校納入金について	予算差引簿の未作成	瀬野川中学校	○		138
05-10-02		会計検査の実施結果の記載漏れ		○		138
05-10-03		支払いに係る手続不備			○	138
05-10-04	備品管理について	備品シールの取扱不備		○		138
05-10-05		取得経緯不明備品の存在			○	139
05-10-06	理科物品について	薬品等の管理に係る確認書の作成漏れ		○		139
05-11-01	学校納入金について	金融機関への預入遅延	五日市中学校	○		139
05-11-02		会計報告の不備		○		140
05-11-03	備品管理について	備品シールの貼付漏れ		○		140
05-11-04		備品シールの取扱不備		○		140
05-11-05		備品台帳の廃棄処理漏れ		○		140
05-11-06		備品台帳に登録がない物品について(私物預かり)		○		140
05-11-07	理科物品について	毒物劇物危害防止規定の更新漏れ		○		141
05-12-01	学校納入金について	収入印紙の貼付漏れの看過	基町高等学校	○		141
05-12-02	備品管理について	備品シールの取扱不備		○		142
05-12-03		備品台帳の廃棄処理漏れ		○		142
05-12-04		理科物品の現物確認の実施推進			○	142
05-13-01	学校納入金について	収入印紙の貼付漏れの看過	広島みらい創生高等学校	○		143
05-13-02	備品管理について	備品シールの貼付漏れ		○		143

05-13-03	備品管理について	備品シールの取扱不備	広島みらい創生 高等学校	○		143
05-13-04		備品台帳の登録内容の不備			○	143
05-13-05		使用していない備品について保管転換等の検討			○	144
05-13-06		備品台帳へ登録のない備品の存在			○	144
05-13-07		備品管理の今後について			○	144
05-14-01	学校納入金について	予算差引簿の未作成	広島商業高等 学校	○		145
05-14-02		収入印紙の貼付漏れの看過		○		145
05-14-03		発行済領収書の日付の記載漏れ		○		145
05-14-04		支払決裁書等と領収金額の相違		○		145
05-14-05		発行済領収書の控えの保管漏れ		○		145
05-14-06		会計検査の実施結果の記載漏れ		○		146
05-14-07	備品管理について	備品シールの貼付漏れ		○		146
05-14-08		備品シールの取扱不備		○		146
05-14-09		備品台帳の廃棄処理漏れ		○		146
05-14-10		備品の使用場所の変更・使用していない備品の廃棄検討について		○		147
05-14-11		令和4年度整備備品の登録漏れ（令和6年度登録）		○		147
05-14-12	理科物品について	薬品出納簿の作成漏れ		○		147
05-14-13		薬品等の管理に係る確認書の作成漏れ		○		148
05-14-14		毒物劇物危害防止規定の更新漏れ		○		148
05-14-15		毒物劇物規定についての認識欠如		○		148

No.	項目	検出事項	監査対象校	区分		頁
				結果	意見	
05-14-16	理科物品について	長期間使用していない薬品について廃棄処分の検討	広島商業高等学校		○	148
05-15-01	学校納入金について	金融機関への預入遅延	沼田高等学校	○		149
05-15-02		収入印紙の貼付漏れの看過		○		149
05-15-03		支出命令の原因となる領収書の添付漏れ①		○		149
05-15-04		支出命令の原因となる領収書の添付漏れ②		○		149
05-15-05		領収書の記載漏れの看過		○		150
05-15-06	備品管理について	備品シールの貼付漏れ①		○		150
05-15-07		備品シールの貼付漏れ②		○		150
05-15-08		備品シールの貼付漏れ③		○		150
05-15-09		備品シールの取扱不備①		○		150
05-15-10		備品シールの取扱不備②		○		151
05-15-11		現物確認できない備品		○		151
05-15-12		使用していないテレビについて廃棄処理の検討			○	151
05-15-13		備品台帳の登録内容の不備			○	151
05-15-14	理科物品について	薬品等の管理に係る確認書の作成漏れ		○		152
05-15-15		毒物劇物危害防止規定の更新漏れ		○		152
05-16-01	学校納入金について	予算差引簿の未作成	広島特別支援学校	○		152
05-16-02		収支計画書の作成漏れ		○		153
05-16-03		入金（現金）日計表の作成漏れ		○		153
05-16-04		領収書の記載漏れの看過		○		153

05-16-05	学校納入金 について	発行済領収書の日付の記載漏れ	広島特別支援 学校	○		153
05-16-06		会計検査の実施漏れ		○		153
05-16-07		支払決裁書の不備		○		153
05-16-08	備品管理に ついて	備品シールの貼付漏れ		○		154
05-16-09		備品台帳の廃棄処理漏れ		○		154

2. 各監査対象事業の結果及び意見

(1) 生涯学習振興事業

No.	01-01
事業名	まちづくり市民交流プラザ各種事業
監査対象課	生涯学習課

ア 事業費の予算と実績

事業経費の内容は、指定管理者への管理運営委託費である。

(単位：千円)

年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
当初予算額	9,024	9,024	9,024
繰越・流用等	0	0	0
最終予算額	9,024	9,024	9,024
決算額	9,024	9,024	9,024
国庫補助金	0	0	0
一般財源	9,024	9,024	9,024
不用額	0	0	0

イ 監査の結果（指摘事項）

指摘すべき事項はない。

ウ 監査の意見

(ア) (01-01-01) 事業の効果検証について（生涯学習・市民活動情報誌「らしっく」発行事業）

指定管理者は実施する事業について、「広島市まちづくり市民交流プラザ指定管理者実施事業報告書兼自己評価報告書」（以下、「自己評価報告書」と表記する。）により、生涯学習課へ報告を行っている。

この自己評価は3段階評価となっており、A：計画を上回った等 B：計画通り実施した等 C：計画を下回った等で評価することとされている。

令和4年度・令和5年度の自己評価報告書においてまちづくり・市民活動情報誌「らしっく」発行事業は自己評価 Bとなっている。

生涯学習課及び指定管理者にヒアリングしたところ、自己評価 Bとしたのは発行事業自体計画どおり部数を発行し、配布することができたことからとの回答を得た。

また、生涯学習課に対し、自己評価 A になるには何が必要か質問したところ、「自己評価 A になるには、「らしっく」の記事に対する市民（読者）からの要望・意見をアンケートや問合せ等を利用して積極的に把握して、今以上にその声を反映し、改善につなげていくことが必要であると考えています。」との回答を得た。

実際のアンケートの回収結果は令和 4 年度 4 枚、令和 5 年度に至っては 0 枚である。

また、回収枚数が少ないため上記アンケートの集計等を行っていないとの回答も得た。

当該事業の効果検証において、事業の実施状況・利用者の満足度が重要であると考えられ、上記回答から生涯学習課も認識しているが、実際には上記のとおりアンケートはほぼ回収されておらず利用者の満足度が把握されていないため、効果の検証が不十分であると言わざるを得ない。

今後は生涯学習課と指定管理者が協議の上、アンケートの回収方法及び利用者の満足度を測る何らかの方法を検討されたい。

(イ) (01-01-02) 発行部数の検証について(生涯学習・市民活動情報誌「らしっく」発行事業)

「らしっく」は年 3 回、各 5,000 部を発行している。(令和 4 年度・令和 5 年度実績)

それとともに WEB サイトで創刊 1 号から「らしっく」を読むことができる。

5,000 部の配架先について詳細を生涯学習課にヒアリングしたところ以下の回答を得た。

・令和 4 年度 公民館等 2,714 部 その他関係各所 1,268 部 広島市まちづくり市民交流プラザ内 1,018 部 (アンケートの差し込み 800 部)

・令和 5 年度 公民館等 2,714 部 その他関係各所 1,261 部 広島市まちづくり市民交流プラザ内 1,025 部 (アンケートの差し込み 800 部)

また、この紙媒体の送付について、指定管理者にヒアリングしたところ、広島市まちづくり市民交流プラザ館内の配架以外の郵送先からは「WEB サイトで確認可能であるし、紙媒体での配布は必要ない」との声も少なからずあるとの回答を得た。また、公民館において配架後の状況や館内配架後の状況について確認はしておらず、在庫確認もしていないとのことであった。

現状、発行後に公民館、広島市まちづくり市民交流プラザ館内配架分について市民に渡った部数を把握できていないということである。差し込みのアンケート

の回収率も不明である。

生涯学習課は指定管理者に対し、各回発行後の在庫の集計、各配架先に対する紙媒体の必要性についてアンケートの集計を指示し、厳密に必要な部数を検証し、今後の発行部数を検討されたい。

(ウ) (01-01-03) 事業の効果検証について(ICT 個人学習支援事業)

令和 4 年度・令和 5 年度の ICT 個人学習支援事業は自己評価報告書において自己評価 B となっている。指定管理者に自己評価についてヒアリングしたところ、実施回数の目標 28 回を予定どおり実施できたことが理由とのことである。

また、自己評価報告書の項目にある「アンケート等利用者聴取の主な内容」欄が「特になし」となっており、指定管理者にヒアリングしたところ、参加者が不特定多数で予定時間内の出入りが自由なため、アンケート回収が難しいことから、「特になし」となったとのことである。

当該事業の効果検証においても、事業の実施状況・利用者の満足度が重要であると考えられる。しかしながら、アンケート聴取等が十分になされておらず利用者の満足度が把握できていないため、効果の検証が不十分であると言わざるを得ない。

今後は生涯学習課と指定管理者が協議の上、アンケート回収及び利用者の満足度を測る何らかの方法を検討されたい。

(エ) (01-01-04) 事業の効果検証について(託児サービスの提供事業)

令和 5 年度の託児サービスの提供事業は自己評価報告書において自己評価 B となっている。指定管理者に自己評価についてヒアリングしたところ、コロナ禍の間の中止を経て 4 年ぶりに実施できたことが理由とのことである。

また、自己評価報告書の項目にある「アンケート等利用者聴取の主な内容」欄が「特になし」となっており、指定管理者にヒアリングしたところ、ラウンジ利用時のアンケート聴取等はなされていないため「特になし」になったとのことである。

当該事業の効果検証においても、事業の実施状況・利用者の満足度が重要であると考えられる。しかしながら、アンケート聴取等が十分になされておらず利用者の満足度が把握できていないため、効果の検証が不十分であると言わざるを得ない。

今後は生涯学習課と指定管理者が協議の上、アンケート回収及び利用者の満足度を測る何らかの方法を検討されたい。

(オ) (01-01-05) アンケートの回収方法について(まちづくり市民交流プラザ各種事業共通)

監査の意見 01-01-01、01-01-02 及び 01-01-03 でも記載しているが、指定管理者にヒアリングしたところ、まちづくり・市民活動情報誌「らしっく」発行事業・ICT 個人学習支援事業・託児サービスの提供事業についてアンケート回収（聴取）が難しい若しくは十分にできていないと回答を得ている。

アンケート回収方法として以下を検討されたい。

- ・広島市のホームページにアンケートを掲示する。
- ・WEB サービスを利用したアンケート回収
- ・ICT 個人学習支援事業についてはパソコンボランティアの方にアンケートの配付をお願いする。（利用時間開始時にパソコンの近くに設置）
- ・託児サービスの提供事業ではラウンジ利用時の保護者にアンケートを配付する。

(カ) (01-01-06) 自己評価報告書における評価基準について(まちづくり市民交流プラザ各種事業共通)

生涯学習課より提出の「指定管理者の業務実施状況（令和 5 年度）の評価等における基準値の取扱いについて（通知）」には以下の記載がある。

1 指定管理者の業務実施状況（令和 5 年度）の評価及び令和 6 年度の基準値の取扱い

令和 5 年 5 月 8 日から新型コロナウイルスの感染症法上の位置付けが 5 類となったことで、法に基づく外出自粛や行動制限などを要請する仕組みがなくなり、基本的には、平時と同様の施設運営が可能となっています。

以降、新型コロナウイルス感染症に係る国の対応方針に変化はなく、また、各施設において利用者増に向けた様々な取組が可能な状況であることを踏まえ、令和 5 年度の評価は、通常どおり、「施設の利用状況」を含む 3 項目で全体の評価を行うこととします。

「3 項目」の内容についてヒアリングしたところ、「事業の実施状況」・「施設の利用状況」・「利用者の満足度」と回答を得た。業務全体の評価においても、利用者の満足度は重要であることがわかる。

自己評価報告書における自己評価(3 段階評価)は前述のように、

- A： 計画を上回った等
- B： 計画通り実施した等
- C： 計画を下回った等

の 3 段階で評価がなされている。数値目標を定め、これを計画どおり実施する

ことを評価の基準としているものについては、事業の実施回数や参加率が市民に対して生涯学習の機会をどれだけ提供できたかの効果検証になるが、参加者（利用者）があるものについては参加者（利用者）の満足度を含めての評価とされることが望ましい。

今後は生涯学習課と指定管理者が協議の上、評価基準の検討をされたい。

No.	01-02
事業名	高等教育機関との連携事業
監査対象課	生涯学習課

ア 事業費の予算と実績

事業経費の内容は、（公財）広島市文化財団に対する委託料である。

（単位：千円）

年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
当初予算額	408	408	408
繰越・流用等	0	0	0
最終予算額	408	408	408
決算額	358	395	390
国庫補助金	0	0	0
参加者負担金（歳入）	139	109	226
一般財源	219	286	164
不用額	50	13	18

イ 監査の結果（指摘事項）

指摘すべき事項はない。

ウ 監査の意見

（ア）（01-02-01）事業の効果検証について

高等教育機関と連携して、市民に対して高度で専門的な学習機会を提供し、市民の生涯学習を支援することを目的とした事業である。（公財）広島市文化財団へ委託し、広島市まちづくり市民交流プラザを会場として、①リカレント学習講座②シティカレッジが実施されている。

仕様書によれば、広島市の定める様式で実施状況について毎月集計し、報告するものとされており、業務実施報告書を確認したところ、すべての月において、事業効果として「高等教育機関との連携強化を図るとともに、市民の高度化・多様化した学習要求に対応し、生涯学習の振興に寄与することができた。」と同様

の記載内容であった(資料 I 参照)。令和 5 年度の具体的な実施状況については、①リカレント学習講座については募集人数 100 人に対して参加者数 55 名(参加率 55%)のもの、②シティカレッジについては募集人数 60 人に対して参加者数 17 名(参加率 28%)のもの等参加率の低調な講座も見受けられる中、事業効果として上記記載が妥当するか検討の余地があると思われる。

講座の内容については開催大学に一任されているものの、生涯学習課と開催大学がアンケート結果を共有し、開催大学が講座の内容検討の材料としているとのことであったが、参加率が低調であった講座についての原因分析及び対策について検討がなされていない。事業の経済性、効率性、有効性の向上を図るべく、アンケート結果以外の観点からの効果検証も検討されたい。

資料 I

別紙様式

高等教育機関との連携事業
令和5年度 業務実施報告書 (4月分)

実施内容	実施時期 または期間	所要経費 (千円)	事業効果
高等教育機関と連携し、市民に対して高度で専門的な学習機会を提供するための準備等を実施 1 高等教育機関との協力連携 2 シティカレッジ対応等 3 リカレント学習講座対応等	1 4月1日～ 4月30日 ・大学等の公開講座実施に係る相談対応	0	高等教育機関との連携強化を図るとともに、市民の高度化・多様化した学習要求に対応し、生涯学習の振興に寄与することができた。
	2 4月1日～ 4月30日 ・市民からの講座実施問い合わせ対応		
	3 4月1日～ 4月30日 ・市民からの講座実施問い合わせ対応 ・実施講座について連携大学と協議		

No.	01-04
事業名	市立高等学校公開講座
監査対象課	生涯学習課

ア 事業費の予算と実績

事業経費の内容は、高等学校公開講座運営委員会に対する委託料である。

(単位：千円)

年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
当初予算額	900	900	900
繰越・流用等	0	0	0
最終予算額	900	900	900
決算額	300	500	500
国庫補助金	0	0	0
参加者負担金(歳入)	60	182	192
一般財源	240	318	308
不用額	600	400	400

イ 監査の結果(指摘事項)

指摘すべき事項はない。

ウ 監査の意見

(ア) (01-04-01) 委託先における事務手続きの誤りについて

公開講座実施の委託先である広島市立沼田高等学校公開講座運営委員会への往査実施時、関係証憑書類を確認したところ、講師謝礼金につき、担当講師に対して給与支払報告書が交付されていた。生涯学習課作成の「市立高等学校公開講座開催事務の手引き(以下、「事務の手引き」と表記する。)」には、講師について、「講師への謝礼は、1時間当たり 2,500 円を上限とする。この場合、市立高等学校公開講座の性格(非営利性)及び講師として受ける謝礼の性格(労働の対価としての報酬又は給与に該当しない)から、営利企業等への従事(地方公務員法第 38 条)には当たらないものとする。講師への謝礼は、労働の対価ではないが、金額の多少や営利非営利に関係なく、源泉徴収の対象となることから、源泉徴収をする。(所得税法第 204 条第 1 項第 1 条に該当)」との記載があり、交付すべき書類は給与支払報告書ではなく、報酬・料金・契約金及び賞金の支払調書であることが確認できる。交付する書類により所得の種類も変わってくることから、事業の委託先においても法令に準拠した正確な事務処理がなされるよう、生涯学習課においてはより一層適切な指導及び助言等に努められたい。

(イ) (01-04-02) 受講者の任意保険への加入について

事務の手引きには、「事業の実施に当たって、講師は、事故防止及び安全確保に留意するとともに、万一の事故等に備えて保険に加入することとする。この場合、保険料は委託料の中で対応する。受講者についても、スポーツ系の講座及び校外活動や実習を伴う講座等に参加する場合、任意保険への加入を促すこととする。この場合、保険料は、委託料の中からではなく、受講者から徴収する。加入する保険の例としては、(財)スポーツ安全協会のスポーツ安全保険がある。この保険はスポーツ活動、ボランティア活動、地域活動、指導活動等を行う 5 名以上のアマチュア団体やグループ(社会教育関係団体)を対象としたもので、講師及び受講者で 5 名以上であれば、講義形式の講座等は A 2 区分年額 800 円、スポーツ等の講座は C 区分年額 1,850 円の掛金(年間払いのみ)で加入でき、活動中及び往復中が対象となる。」との記載がある。広島市立沼田高等学校公開講座運営委員会の事業実施決算書等の資料を確認する限り、受講者に任意保険への加入を促した事実を確認できなかったため、生涯学習課に確認したところ、広島市立沼田高等学校公開講座運営委員会は、加入希望がなかった旨を電話で生涯学習課へ伝えたので事業実施決算書等に記載がなかったとのことであった。このような事務処理では、事務の手引きにのっとりた処理が適切に行われているのか否か不明であるため、事業実施前に保険の加入意思についてのアンケートを実施する等、受講者に任意保険への加入を促した事実を客観的に確認できるような方法を検討されたい。

No.	01-05
事業名	生涯学習団体育成指導補助
監査対象課	生涯学習課

ア 事業費の予算と実績

事業経費の内容は、2 団体への補助金交付である。

(単位：千円)

年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
当初予算額	260	260	260
繰越・流用等	0	0	0
最終予算額	260	260	260
決算額	260	260	260
国庫補助金	0	0	0
一般財源	260	260	260
不用額	0	0	0

イ 監査の結果（指摘事項）

指摘すべき事項はない。

ウ 監査の意見

（ア）（01-05-01） 補助金のあり方について

公益性の高い社会教育関係団体に対して、積極的に助成を行い、広島市の社会教育の一層の振興・発展に資することを目的とした事業である。特定の 2 団体に対し、それぞれ毎年 12 万円と 14 万円を補助している。同一団体に同額の補助金を交付し続けている経緯について担当者にヒアリングしたところ、以下の内容が確認できた。

- ① 平成 22 年度に財政課が補助金見直しのプロジェクトチームを作り、公募制度を導入した。その結果、平成 23 年度には 5 団体に補助金交付を決定し、その交付金額は 3 年間有効とされた。
- ② その後制度が変わり、公募制度は廃止されたが、既存の補助金交付団体が引き続き補助金交付を希望する場合は、公募時と同様に仮申請を行いその内容の評価等を行うことにより、補助金の交付は継続されている。
- ③ 補助金交付条件は公募時のものなので、同一団体でも事業内容を変更すると補助金を出せなくなる(例・青年会議所)。女性団体は所管が変わり、障害者の団体は申請希望がなくなった。
- ④ 既存の 2 団体が、事業内容に変更がなく、交付を希望する限りは補助金交付が継続されると思われる。

補助金とは、地方自治法第 232 条の 2 において、「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。」とされており、地方公共団体が公益上の必要性を認めた場合に、当該補助事業者に対し交付でき、その補助金を交付する際は、公金であることを鑑み、地方公共団体がその行政目的を達成する上で、他の手法と比較した場合に、最も効率的な手法であることが前提となるものであるが、当該補助金に関する事業実施報告書等の資料を確認したところ、以下の問題点があると考えられる。

- ① 生涯学習課からは、団体からの仮申請をもとに補助金評価調書を作成し、財政課と協議にかけているとの説明があったが、補助金評価調書の内容は例年全く同じ内容であり(資料Ⅱ参照)、財政課との協議も書面協議で実施され議事録等もないため、協議の内容を確認することはできなかった。提出された資料から判断すると、補助金の終期設定がされないまま現在に至っており、補助金額等を見直す機会を失っている。

- ② 当該補助団体の補助金が長期にわたって継続されることで、交付を受けている 2 団体の補助金に対する依存度が強くなり、当該団体の自主性や自律性を阻害している可能性がある。
- ③ 生涯学習課からは、当該事業における補助金は、その交付にあたり、社会教育委員の会議において意見を聞いているとの説明があったが、社会教育委員には当該補助金の交付を受けている団体の関係者が含まれていることが確認された。
- ④ 補助によることが、他の手法と比較しても最も効果的であることの検証がなされていない。

上記内容を踏まえ、当該事業全般についての見直しを実施されたい。

資料Ⅱ

(令和4年度)

補助金評価調書

様式2

補助金名 広島ユネスコ協会事業補助金

市民局生涯学習課(TEL504-2495(内線2765))

公共が関与する必要性

評価項目	説明
事業の公益性・唯一性	<u>1. 市として積極的に関与すべき分野か。</u> 世界に誇れる「まち」の実現に向けて一市政推進に当たっての基本コンセプトに掲げている核兵器廃絶と世界恒久平和の実現に向けて「平和への思いを共有するまち」を目指す取組に沿った事業であり、市として積極的に関与すべき分野である。 <u>2. 事業の効果が不特定多数の市民に広く及ぶものか。特定の市民や団体に効果が限定される場合、民間だけでは対応できないような事業内容か。</u> 当該事業は、一般市民、市民団体及び市内通学の高校生を対象とするものであり、事業効果は広く市民に及ぶものと言える。
社会経済情勢や市民ニーズの変化への対応	<u>1. 事業の重要度・緊急性が高まっているか。</u> 被爆者が高齢化し被爆体験の継承が喫緊の課題となる一方、核兵器廃絶に向けた取組として核兵器の非人道性に焦点を当て、「核兵器を非合法化」しようとする動きが世界的に加速しつつある状況の中、ユネスコ憲章の理念を踏まえ広島市が掲げる「平和への思いを共有するまち」の実現に寄与しようとする本事業の重要性・緊急性は非常に高まっていると言える。 <u>2. 事業に先進性・独自性は認められるか。</u> ユネスコ憲章の理念に基づくユネスコ活動自体は、全世界で推進されており、先進性・独自性のある活動とは認めがたいが、事業内容は、被爆都市ヒロシマの市民を対象としており、次代を担う青少年や草の根地域活動への支援、活動奨励など先進性・独自性があると認められる。
補助金額の妥当性	<u>1. 事業実施主体はどの程度経済的に自立可能か。</u> 本市からの補助金がない場合は、実施主体が会費や事業参加費を増やすことにより補てんするか、事業を縮小若しくは取り止めることになり、本市におけるユネスコ活動の縮小につながる。 <u>2. 事業実施主体の経営状況は確認されているか。</u> 令和3年度実施団体の決算書を確認したところ、予備費は、支出総額の約1.0%と低い。令和2年度に続き、新型コロナウイルスにより1事業しか実施できず、自主財源の参加費は予算額より少ないが、会費、助成金など、広く確保に努めている。 <u>3. 補助対象経費等は妥当であると言えるか。</u> 補助対象経費は事業実施に直接必要な経費であり、金額の積算も妥当と言える。
実施手法の効率性	<u>1. 事業実施主体の効率性は考慮されているか。</u> 関係者により設立した非営利活動組織が主体となって行う事業であり、事業実施が最も効率的に実施することができる組織であると認められる。 <u>2. 関連性のある事業と統合・融合することにより事業効果を高める余地はないか。</u> 事業実施主体、対象エリア、受益者が重複する補助事業や関連する本市事業はない。

目標設定と費用対効果

評価項目	説明
事業効果を測るための項目・指標と目標設定の考え方 (数値化できない場合はその理由を記入) (補助金額が、1団体で500万円を超える場合は必ず数値化)	1. 事業効果を測るための項目・指標は具体的に妥当なものか。 (1)文化(全般的)、平和に関する市民意識の向上と行動参加、(2)国際関係活動への市民参加、(3)高校生の平和や国際理解・国際協力・国際交流への意識高揚など、いずれも広島市が掲げる平和への思いを共有するまちの実現につながるものであり、項目・指標は妥当なものと言える。 2. 目標は具体的に現実的なものか。数値化が困難な場合、少なくとも市民が理解可能な目標となっているか。 (1)「文化(全般)」「平和」に関する講演の参加者を前年度比3%増、(2)ユネスコ活動奨励賞応募団体を10団体、(3)高校生のつどいの内容充実と参加者及び高校生との企画・運営を前年度比3%増を、それぞれ目標として事業効果の拡大を図ることとしており、具体的に現実的な設定であり、市民が理解可能なものと言える。
費用対効果額 (補助金額が、1団体で500万円を超える場合は必ず記入)	1. 補助金額に見合う効果が期待できるか。 効果 千円(A) / 費用 千円(補助金額)(B) = 効果 千円(A) - 費用 千円(補助金額)(B) = (効果額の積算) 2. 事業そのものに社会的純便益があるか。 効果 千円(A) / 費用 千円(B) = 効果 千円(A) - 費用 千円(B) = (便益の積算)

補助金評価調書

補助金名 特定非営利法人子どもコミュニティネットひろしま補助金

市民局生涯学習課(TEL504-2495(内線2719))

公共が関与する必要性

評価項目	説 明
事業の公益性・唯一性	1. 市として積極的に関与すべき分野か。 世界に誇れる「まち」の実現に向けて一市政推進に当たっての基本コンセプトに掲げている安心して子育てができる、家族でくつろぐことができる、優れた文化芸術を鑑賞できるといった市民が生き生きと暮らすことができる「ワーク・ライフ・バランスのまち」を目指す取組に沿った事業であり、また、その取組の方向性を示す「未来を担う子どもの育成」にも相応しい事業であることから、市として積極的に関与すべき分野である。 2. 事業の効果が不特定多数の市民に広く及ぶものか。特定の市民や団体に効果が限定される場合、民間だけでは対応できないような事業内容か。 当該事業は、幼児から高齢者まで幅広い年代の市民を対象としており、事業効果は子どもを中心に広く市民に及ぶものとなっている。
社会経済情勢や市民ニーズの変化への対応	1. 事業の重要度・緊急性が高まっているか。 都市化や少子化、核家族化の進展、地域のつながりの弱体化、情報機器の普及、有害情報の氾濫、所得格差の拡大など、子どもを巡る環境が大きく変化している中で、家庭や地域はもとより、社会全体で子どもの成長を支えていくことが重要になっている。 このような中、舞台芸術の鑑賞を通しての享受体験及びアーティストとの交流体験は、感動体験とともに想像力、コミュニケーション力などを向上させ、子どもの健全な成長と文化芸術に触れる機会を拡充することができ、事業の重要度・緊急性は高まっているといえる。 2. 事業に先進性・独自性は認められるか。 子どもとその保護者をはじめ、障害者や高齢者にも参加しやすい事業計画になっており、異世代・異年齢交流事業として、先進性・独自性があると認められる。
補助金額の妥当性	1. 事業実施主体はどの程度経済的に自立可能か。 本市からの補助金がない場合は、事業参加費を増やすことにより補てんし、子どもを持つ家庭に対して経済的な負担を増大させることになるか、又は事業を縮小若しくは取り止めざるを得ない。 2. 事業実施主体の経営状況は確認されているか。 令和4年度の団体全体の収支計算書を確認したところ、繰越金は、支出総額に対し▲1.7%となっており、補助対象経費に比して過大なものではない。(参考：令和3年度の繰越金は支出総額に対し▲0.1%)自主財源は、各種事業収入や寄付金など、広く確保に努めている。 3. 補助対象経費等は妥当であると言えるか。 補助対象経費は事業実施に直接必要な経費であり、金額の積算も妥当と言える。
実施手法の効率性	1. 事業実施主体の効率性は考慮されているか。 関係者により設立した非営利活動組織が主体となっていく事業であり、事業実施が最も効率的に実施することができる組織であると認められる。 2. 関連性のある事業と統合・融合することにより事業効果を高める余地はないか。 事業実施主体、対象エリア、受益者が重複する補助事業や関連する本市事業はない。

目標設定と費用対効果

評価項目	説明	明
事業効果を測るための項目・指標と目標設定の考え方 (数値化できない場合はその理由を記入) (補助金額が1団体で500万円を超える場合は必ず数値化)	1. 事業効果を測るための項目・指標は具体的に妥当なものか。 新たに広がった参加の層、事業に関わった市民の数、アンケートでの参加者の満足度、ネットワークの広がりを項目としている。 本事業では参加者数だけではなく、アンケートにより参加者の満足度、ネットワークの広がりについて図るものであり、項目・指標は具体的に妥当なものと言える。 2. 目標は具体的に現実的なものか。数値化が困難な場合、少なくとも市民が理解可能な目標となっているか。 新たな参加者数の獲得と子ども・文化芸術の新たなネットワーク形成を目標とする。 作品内容、交流内容について、子ども・おとな・関係者双方から、〈期待〉と〈実際に参加してどうだったか〉を対比し、期待度を上回る満足度を目標としており、より具体的に事業効果を計ることができ、市民が理解可能な目標となっている。	
費用対効果額 (補助金額が1団体で500万円を超える場合は必ず記入)	1. 補助金額に見合う効果が期待できるか。 効果 千円(A) / 費用 千円(補助金額)(B) = 効果 千円(A) - 費用 千円(補助金額)(B) = (効果額の積算) 2. 事業そのものに社会的純便益があるか。 効果 千円(A) / 費用 千円(B) = 効果 千円(A) - 費用 千円(B) = (便益の積算)	

補助金評価調査

補助金名 広島ユネスコ協会事業補助金 市民局生涯学習課 (TEL504-2495 (内線 2719))

公共が関与する必要性

評価項目	説明
事業の公益性・唯一性	1. 市として積極的に関与すべき分野か。 世界に誇れる「まち」の実現に向けて一市政推進に当たっての基本コンセプト一に掲げている核兵器廃絶と世界恒久平和の実現に向けて「平和への思いを共有するまち」を目指す取組に沿った事業であり、市として積極的に関与すべき分野である。 2. 事業の効果が不特定多数の市民に広く及ぶものか。特定の市民や団体に効果が限定される場合、民間だけでは対応できないような事業内容か。 当該事業は、一般市民、市民団体及び市内通学の高校生を対象とするものであり、事業効果は広く市民に及ぶものと言える。
社会経済情勢や市民ニーズの変化への対応	1. 事業の重要性・緊急性が高まっているか。 被爆者が高齢化し被爆体験の継承が喫緊の課題となる一方、核兵器廃絶に向けた取組として核兵器の非人道性に焦点を当て、「核兵器を非合法化」しようとする動きが世界的に加速しつつある状況の中、ユネスコ憲章の理念を踏まえ広島市が掲げる「平和への思いを共有するまち」の実現に寄与しようとする本事業の重要性・緊急性は非常に高まっていると言える。 2. 事業に先進性・独自性は認められるか。 ユネスコ憲章の理念に基づくユネスコ活動自体は、全世界で推進されており、先進性・独自性のある活動とは認めがたいが、事業内容は、被爆都市ヒロシマの市民を対象としており、次代を担う青少年や草の根地域活動への支援、活動奨励など先進性・独自性があると認められる。
補助金額の妥当性	1. 事業実施主体はどの程度経済的に自立可能か。 本市からの補助金がない場合は、実施主体が会費や事業参加費を増やすことにより補てんするか、事業を縮小若しくは取り止めることになり、本市におけるユネスコ活動の縮小につながる。 2. 事業実施主体の経営状況は確認されているか。 令和4年度実施団体の決算書を確認したところ、予備費は、支出総額の約2.4%と低い。令和3年度に続き、新型コロナウイルスの影響により、自主財源の参加費は予算額より少ないが、会費、助成金など、広く確保に努めている。 3. 補助対象経費等は妥当であると言えるか。 補助対象経費は事業実施に直接必要な経費であり、金額の積算も妥当と言える。
実施手法の効率性	1. 事業実施主体の効率性は考慮されているか。 関係者により設立した非営利活動組織が主体となって行う事業であり、事業実施が最も効率的に実施することができる組織であると認められる。 2. 関連性のある事業と統合・融合することにより事業効果を高める余地はないか。 事業実施主体、対象エリア、受益者が重複する補助事業や関連する本市事業はない。

目標設定と費用対効果

評価項目	説明
事業効果測るための項目・指標と目標設定の考え方 (数値化できない場合はその理由を記入) (補助金額が、1団体で500万円を超える場合は必ず数値化)	1. 事業効果測るための項目・指標は具体的に妥当なものか。 (1)文化(全般)、平和に関する市民意識の向上と行動参加、(2)国際関連活動への市民参加、(3)高校生の平和や国際理解・国際協力・国際交流への意識高揚など、いずれも広島市が掲げる平和への思いを共有するまちの実現につながるものであり、項目・指標は妥当なものと言える。 2. 目標は具体的に現実的なものか。数値化が困難な場合、少なくとも市民が理解可能な目標となっているか。 (1)「文化(全般)」「平和」に関する講演の参加者を前年度比3%増、(2)ユネスコ活動奨励賞応募団体を10団体、(3)高校生のつどいの内容充実と参加者及び高校生との企画・運営を前年度比3%増を、それぞれ目標として事業効果の拡大を図ることとしており、具体的に現実的な設定であり、市民が理解可能なものと言える。
費用対効果額 (補助金額が、1団体で500万円を超える場合は必ず記入)	1. 補助金額に見合う効果が期待できるか。 効果 千円(A) / 費用 千円(補助金額)(B) = 効果 千円(A) - 費用 千円(補助金額)(B) = (効果額の積算) 2. 事業そのものに社会的純便益があるか。 効果 千円(A) / 費用 千円(B) = 効果 千円(A) - 費用 千円(B) = (便益の積算)

補助金評価調書

補助金名 特定非営利法人子どもコミュニティネットひろしま補助金

市民局生涯学習課(TEL504-2495(内線2719))

公共が関与する必要性

評価項目	説 明
事業の公益性・唯一性	1. 市として積極的に関与すべき分野か。 世界に誇れる「まち」の実現に向けて一市政推進に当たっての基本コンセプトに掲げている安心して子育てができる、家族でくつろぐことができる、優れた文化芸術を鑑賞できるといった市民が生き生きと暮らすことができる「ワーク・ライフ・バランスのまち」を目指す取組に沿った事業であり、また、その取組の方向性を示す「未来を担う子どもの育成」にも相応しい事業であることから、市として積極的に関与すべき分野である。 2. 事業の効果が不特定多数の市民に広く及ぶものか。特定の市民や団体に効果が限定される場合、民間だけでは対応できないような事業内容か。 当該事業は、幼児から高齢者まで幅広い年代の市民を対象としており、事業効果は子どもを中心に広く市民に及ぶものとなっている。
社会経済情勢や市民ニーズの変化への対応	1. 事業の重要性・緊急性が高まっているか。 都市化や少子化、核家族化の進展、地域のつながりの弱体化、情報機器の普及、有害情報の氾濫、所得格差の拡大など、子どもを巡る環境が大きく変化している中で、家庭や地域はもとより、社会全体で子どもの成長を支えていくことが重要になっている。 このような中、舞台芸術の鑑賞を通しての享受体験及びアーティストとの交流体験は、感動体験とともに想像力、コミュニケーション力などを向上させ、子どもの健全な成長と文化芸術に触れる機会を拡充することができ、事業の重要性・緊急性は高まっているといえる。 2. 事業に先進性・独自性は認められるか。 子どもとその保護者をはじめ、障害者や高齢者にも参加しやすい事業計画になっており、異世代・異年齢交流事業として、先進性・独自性があると認められる。
補助金額の妥当性	1. 事業実施主体はどの程度経済的に自立可能か。 本市からの補助金がない場合は、事業参加費を増やすことにより補てんし、子どもを持つ家庭に対して経済的な負担を増大させることになるか、又は事業を縮小せざるを得ないかを検討する。 2. 事業実施主体の経営状況は確認されているか。 令和4年度の団体全体の収支計算書を確認したところ、繰越金は、支出総額に対し▲1.7%となっており、補助対象経費に比して過大なものではない。(参考：令和3年度の繰越金は支出総額に対し▲0.1%) 自主財源は、各種事業収入や寄付金など、広く確保に努めている。 3. 補助対象経費等は妥当であると言えるか。 補助対象経費は事業実施に直接必要な経費であり、金額の積算も妥当と言える。
実施手法の効率性	1. 事業実施主体の効率性は考慮されているか。 関係者により設立した非営利活動組織が主体となって行う事業であり、事業実施が最も効率的に実施することができる組織であると認められる。 2. 関連性のある事業と統合・融合することにより事業効果を高める余地はないか。 事業実施主体、対象エリア、受益者が重複する補助事業や関連する本市事業はない。

目標設定と費用対効果

評価項目	説明
事業効果を測るための項目・指標と目標設定の考え方 (数値化できない場合はその理由を記入) (補助金額が、1団体で500万円を超える場合は必ず数値化)	1. <u>事業効果を測るための項目・指標は具体的で妥当なものか。</u> 新たに広がった参加の層、事業に関わった市民の数、アンケートでの参加者の満足度、ネットワークの広がりなどを項目としている。 本事業では参加者数だけではなく、アンケートにより参加者の満足度、ネットワークの広がりについて図るものであり、項目・指標は具体的で妥当なものと言える 2. <u>目標は具体的で現実的なものか。数値化が困難な場合、少なくとも市民が理解可能な目標となっているか。</u> 新たな参加者数の獲得と子ども・文化芸術の新たなネットワーク形成を目標とする。 作品内容、交流内容について、子ども・おとな・関係者双方から、〈期待〉と〈実際に参加してどうだったか〉を対比し、期待度を上回る満足度を目標としており、より具体的に事業効果を計ることができ、市民が理解可能な目標となっている。
費用対効果額 (補助金額が、1団体で500万円を超える場合は必ず記入)	1. <u>補助金額に見合う効果が期待できるか。</u> 効果 千円(A) / 費用 千円(補助金額)(B) = 効果 千円(A) - 費用 千円(補助金額)(B) = (効果額の積算) 2. <u>事業そのものに社会的純便益があるか。</u> 効果 千円(A) / 費用 千円(B) = 効果 千円(A) - 費用 千円(B) = (便益の積算)

(2) いじめに関する総合対策事業

No.	02-02
事業名	スクールカウンセラー活用事業
監査対象課	生徒指導課

ア 事業費の予算と実績

スクールカウンセラーへの報酬と事業に必要な消耗品費及び通信費からなる。

(単位：千円)

年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
当初予算額	275, 506	273, 534	278, 443
繰越・流用等	▲25	▲5, 135	20
最終予算額	275, 481	268, 399	278, 463
決算額	260, 972	260, 882	268, 951
国庫補助金	90, 638	90, 027	91, 668
一般財源	184, 843	178, 372	186, 795
不用額	14, 509	7, 517	9, 512

イ 監査の結果（指摘事項）

(ア) (02-02-01) 学校のホームページにおける「いじめ防止等のための基本方針」の公開について

市教委はいじめ防止対策推進法第 12 条に基づき、「広島市いじめ防止等のための基本方針」（以下「広島市基本方針」と表示する。）を策定している。国の基本方針や広島市基本方針を参考にして各学校は「いじめ防止等のための基本方針」を策定し、いじめ防止等の対策を推進している。

「いじめ防止等のための基本方針」には大きく 4 項目の記載がある。

- ① いじめ防止等のための基本的事項（いじめの定義・特性など）
- ② いじめ防止等のための施策（体制・取組など）
- ③ 重大事態への対処
- ④ 「いじめ防止等のための基本方針」の公表及び改定について

上記からもわかるように、各学校のいじめに対する対策の基本的な情報が網羅されている。

「いじめ防止等のための基本方針」を各学校のホームページに公開することは生徒や保護者に向けて学校いじめ対策組織の存在・活動を周知する上で効果的であると考えられる。

また、広島市基本方針には「いじめ防止等のための基本方針」の策定及び運用に当たっての留意点に「学校の取組を円滑に進めていくため、必ず、入学時、各年度の開始時に児童生徒、保護者などに説明するとともに、学校のホームページで公開すること」と記載がある。

そこで、小学校・中学校・高等学校・特別支援学校・中等教育学校のホームページにおける「いじめ防止等のための基本方針」の公開状況を確認した。以下が、結果である。（「広島市立学校のご案内」WEB サイトより）

- ① ホームページに公開なし 2校
（監査実施後の令和 6 年 10 月に生徒指導課から監査人へ連絡があり 2 校とも指導の上、公開済みであると確認）
- ② ホームページに公開があるが、年度の誤記載（令和 8 年度）1 校
（監査実施後の令和 6 年 10 月に生徒指導課から監査人へ連絡があり指導の上、修正済みであると確認）
- ③ ホームページに公開あり 209 校

前述したホームページに公開することの効果及び広島市基本方針に明記されている留意点から「いじめ防止等のための基本方針」を学校のホームページで公開していなかった 2 校を含め、生徒指導課は各学校に対しホームページで公開、適宜情報を更新するよう指導するべきである。

ウ 監査の意見

該当事項はない。

No.	02-03
事業名	スクールソーシャルワーカー活用事業
監査対象課	生徒指導課

ア 事業費の予算と実績

内容はスクールソーシャルワーカーへの報酬、備品・消耗品の購入及び通信費からなる。

(単位：千円)

年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
当初予算額	64, 189	68, 228	73, 179
繰越・流用等	▲51	73	100
最終予算額	64, 138	68, 301	73, 279
決算額	55, 533	63, 302	70, 990
国庫補助金	21, 396	22, 742	24, 393
一般財源	25, 532	40, 560	44, 308
不用額	8, 605	4, 999	2, 289

イ 監査の結果（指摘事項）

(02-03-01) 募集要項において年齢を記載することの可否について

令和 6 年度のスクールソーシャルワーカーの募集要項には任用期間について、

※ 任用期間は令和 7 年 1 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までです。(令和 7 年 4 月 1 日以後について引き続き 1 年ごとに勤務をお願いすることがあります。ただし、65 歳に達する日の属する年度の末日を超えては行いません。)

と記載があり、令和 7 年度の再度の任用について 65 歳という年齢制限を設けているように読み取れる。

総務省の「会計年度任用職員制度の導入等に向けた事務処理マニュアル Q&A」によれば、

【再度の任用】

問 6－1 再度の任用について、募集に当たって任用回数や年数による制限を設けることは可能か。また、定年制や年齢制限を設けた採用を行うことは可能か。

という問いに対し、総務省は、

○募集に当たって、任用の回数や年数が一定数に達していることのみを捉えて、一律に応募要件に制限を設けることは、平等取扱いの原則や成績主義の観点から避けるべきものであり、均等な機会の付与の考え方を踏まえた適切な募集を行うことが求められる。

○また、会計年度任用職員については、新地方公務員法第 28 条の 2 第 4 項の規定に基づく非常勤職員に当たることから、定年制は適用されず、また、募集に当たり年齢制限を設けることは雇用対策法の趣旨から適切ではない。

と回答している。

総務省回答の根拠法令となる(地方公務員法 昭和 25 年法律第 261 第 13 条)及び(労働施策総合推進法 昭和 41 年法律第 132 第 9 条(旧雇用対策法))を検証した。

地方公務員法

(平等取扱の原則)

第 13 条 すべて国民は、この法律の適用について、平等に取り扱われなければならない。人種、信条、性別、社会的身分若しくは門地によって、又は第 16 条第 9 号に規定する場合を除く外、政治的意見若しくは政治的所属関係によって差別されてはならない。

労働施策総合推進法 第九条

(旧雇用対策法 第十条)

(募集及び採用における年齢にかかわらず均等な機会の確保)

事業主は、労働者がその有する能力を有効に発揮するために必要であると認められるときとして厚生労働省令で定めるときは、労働者の募集及び採用について、厚生労働省令で定めるところにより、その年齢にかかわらず均等な機会を与えなければならない。

また、総務省の「会計年度任用職員制度の導入等に向けた事務処理マニュアル(第 2 版)の修正等について」を確認すると、会計年度任用職員制度の設計に当たっての留意事項の中に任用等及び再度の任用についての項目があり、「新地方公務員法 13 条」に関連する規定として「労働施策総合推進法第 9 条」などが挙げられた後、以下の記載がある。(一部抜粋)

これらの規定自体は地方公務員については適用除外とされていますが、会計年度任用職員の募集・採用に当たっては、新地方公務員法 13 条の平等取扱いの原則を踏まえ、年齢や性別にかかわらず均等な機会を与える必要があります。

上記から、会計年度任用職員の任用及び再度の任用について労働施策総合推進法

第9条は直接的には適用除外であるが、新地方公務員法第13条の規定を踏まえ考慮すべき法令と考えられる。

労働施策総合推進法第9条においては、年齢にかかわらず期間の定めのある労働契約に関する募集及び採用にあたっては、年齢制限を設けることはできないとされている。また、労働施策総合推進法第9条を踏まえて労働施策総合推進法施行規則第1条の3第1項の例外事由1号から3号ニを根拠法令として年齢制限が例外的に認められるか否かも検証したが、例外事由に該当しないと考えられ、結果、募集要項に年齢制限を記載することは不適切である。

この点について生徒指導課にヒアリングしたところ「再度の任用」の定義について、総務省と本市は異なっており、総務省は、「再度の任用」を、募集するか否かに関わらず、同一の者を同一の職務内容の職に引き続き任用することと定義した上で、募集に当たっては年齢制限を設けることは適切ではないとしているが、本市では、「再度の任用」を、募集によらず、能力実証に基づき、同一の者を同一の職務内容の職に引き続き任用することと定義している。令和6年度版 広島市会計年度任用職員ハンドブックにおいても、「通年任用・日任用を問わず、募集時の年齢制限はありませんが、通年任用については、65歳を超えての再度の任用は行いません。」と記載しており、募集時の年齢制限はしていない。」と回答を得た。しかしながら、広島市の会計年度任用職員ハンドブックは一般応募者が目にするものではなく、募集要項を確認して応募の可否を判断する中で、上記の募集要項の記載では65歳の年齢制限があるように誤解される可能性があることから、年齢制限を設けないことを明記すべきである。

ウ 監査の意見

(ア) (02-03-02) 給与の検討について

スクールソーシャルワーカーは広島市の会計年度任用職員として月給制を採用している。他の地方自治体（広島県・さいたま市）との待遇を比較検討した。

市教委にヒアリングしたところ令和5年度 初任給 約 189,000 円・令和6年度 初任給 約 208,000 円となっている。以下時給換算したものである。

		時給換算			
	月給（約）	勤務時間	勤務日数/週	1日の勤務時間	時給算定
令和5年度	189,000	115	5日	5時間45分	1,643
令和6年度	208,000	124	4日又は5日	5時間45分又は7時間45分	1,677

（監査人作成）

※広島市 スクールソーシャルワーカー活用事業実施要領より

令和5年度 週勤務時間 28 時間 45 分

令和6年度 週勤務時間 31 時間 と設定されているため4週/月として時給換算した。

広島県の令和6年度の募集要項を確認すると勤務先は県内の公立中学校区（広島市を除く）とあり、時給（令和5年度の単価を参考と記載）は広島市・府中町勤務 2,930 円／時間、その他地域勤務 2,850 円／時間となっている。

さいたま市の令和6年度の募集要項を確認すると有資格者 1,820 円／時間それ以外 1,500 円／時間となっている。さいたま市は政令指定都市であり、人口も広島市 1,200,754 人でさいたま市 1,324,025 人と近似していることから参考にした。（人口は令和2年10月1日時点の数値）

広島市は社会保険の適用、有給休暇等の制度もあることから、単純に時給のみをもって待遇の良し悪しを判断することはできず、令和5年度から令和6年度にかけて給与改定を行っていることも考慮すると、直ちに給与改定を実施することは難しいと思われるが、人材確保の面から今後も給与については検討されたい。

（イ）（02-03-03）勤務時間の検討について

スクールソーシャルワーカーの令和5年度の勤務時間の設定は、5時間45分である。令和6年度の勤務時間の設定は、令和6年度採用のスクールソーシャルワーカーについては、7時間45分（週4日勤務）であり、令和5年度以前からのスクールソーシャルワーカーに関しては、5時間45分（週5日勤務）の場合と、7時間45分（週4日勤務）の場合とで選択できる。ただし、週4日勤務を選択したスクールソーシャルワーカーは、次年度以降週5日勤務を選択することはできない。

令和7年度以降の勤務時間の設定については、令和6年度以降任用されたスクールソーシャルワーカーに関しては、7時間45分（週4日勤務）であり、令和5年度以前から任用されているスクールソーシャルワーカーに関しては、5時間45分（週5日勤務）の場合と、7時間45分（週4日勤務）の場合とで選択できる。ただし、週4日勤務を選択したスクールソーシャルワーカーは、次年度以降5日勤務を選択することはできない。

スクールソーシャルワーカーの大半が女性であり40歳代以降という年齢層から、子育てや介護等により働き方について給与よりも時間を重視するという応募者も想定できるため、勤務時間について検討されたい。

(ウ) (02-03-04) 採用に関する募集方法の検討について

現在は、スクールソーシャルワーカーの募集を広島市のホームページと『ひろしま市民と市政』で行っている。

応募者の裾野を広げるため、広島市ホームページに専用のページを設けるなどインターネットを活用した周知により、幅広い人材確保が期待できるため以下の方法を検討されたい。

- ・広島県社会福祉士会の WEB サイトへ掲載及び会員への周知
- ・ハローワーク広島（広島労働局）掲載
- ・日本精神保健福祉士協会の WEB サイトへ掲載（他の教育委員会の求人掲載あり。）
- ・広島県精神保健福祉士協会の WEB サイトへの掲載及び会員への周知

文部科学省の令和 4 年度スクールソーシャルワーカー活用事例集に「配置・採用計画上の工夫」という項目があり、今後の具体的な採用計画上の施策を検討する上で参考にされたい。なお、広島県教育委員会（当該事例集 133 ページ）を確認すると、「人材確保については、広島県教育委員会ホームページに募集案内を掲示するとともに、広島県社会福祉士会及び広島県精神保健福祉士協会と連携し、会員への周知を依頼した。」との記載がある。広島県だけでなく広島県内の他の市町村も広島県社会福祉士会で募集案内（社会福祉士）を行っている。今後の採用に関する募集方法の一つとして検討されたい。

(エ) (02-03-05) 名簿登載制度の検討について

名簿登載制度の採用と、募集要項に名簿登載制度を記載することを検討されたい。

さいたま市などでは、募集要項に名簿登載制度の記載があり、突然の欠員に対応しているようである。採用方法・待遇について、WEB サイトでの周知・選択可能な勤務時間の採用・年齢制限なし等により選択肢が広がれば応募者の増加が見込める。労働人口が確実に減少する中で、広島市のスクールソーシャルワーカーを担う人材を確保する手段として検討されたい。

(オ) (02-03-06) スクールソーシャルワーカー活用事業における備品購入について

スクールソーシャルワーカー活用事業に使用する目的でパソコンが購入されている。その経緯と内容についてヒアリングしたところ以下の回答を得た。

購入の理由（内訳）

- 令和 4 年 購入の内訳
- ・スクールソーシャルワーカー活用事業（3 台）
（新規採用：1 台 古いパソコン更新：2 台）
 - ・ふれあい教室の運営：2 台

令和5年 購入の内訳 ・スクールソーシャルワーカー活用事業（3台）

（古いパソコン更新：3台）

・スクールソーシャルワーカー活用事業に使用する目的でのパソコンの現在の
総所有台数 26台（確認日時：令和6年10月3日）

・上記26台を根拠とする資料 スクールソーシャルワーカー：22台、正規職
員：2台、廃棄予定：2台

上記の回答から、スクールソーシャルワーカー活用事業に使用するパソコン台
数の想定は人数を根拠としていると推測される。

ただし、令和5年度スクールソーシャルワーカーの人数は22名に対し、正規
職員用の2台を除くと24名分パソコンを所有していたことになる。

備品については「備品の基準額の改訂について（通知）」（令和4年2月28日会
計室次長通知）によると、物品に関し「故障や不調あるいは汚れ等により安易に処
分することなく、場合によっては修繕や調整を行い当該物品の機能を全うするま
で使用するなど、物品の適正な使用・管理（保管）に努めてください。」とある。

単に「古いパソコンの更新」という理由は、廃棄・新規購入について適正に検討
されているか疑問であるし、現時点でスクールソーシャルワーカーの人数以上の
パソコンを保有している（スクールソーシャルワーカー活用事業で活用されてい
ない）ことも予算執行の面で疑問となる。

今後は「古い」という理由だけでなく、購入の必要性を厳密に検討されたい。

(カ) (02-03-07) スクールソーシャルワーカー運営協議会における報償費の支払い
について

支出命令書を確認したところ(伝票番号 0000174271-001、0000205518-002)、同
一人物に対する同額の支払いがあり、一方では俸給・給料等として乙欄として源
泉徴収し、もう一方では報酬・料金等として源泉徴収していた。「確認書」によれ
ば、参加者及び内容が異なることから、業務内容を踏まえた上で支出命令書及び
確認書の件名等を適切に表記するよう改善されたい。

No.	02-04
事業名	学校問題解決支援事業
監査対象課	生徒指導課

ア 事業費の予算と実績

金額の内容は弁護士等への報酬及び生徒指導支援員への謝礼金が主であり、その
他学校までの交通費や保険料も含まれる。

(単位：千円)

年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
当初予算額	19,513	19,551	17,599
繰越・流用等	▲60	▲1,157	▲2,014
最終予算額	19,453	18,394	15,585
決算額	15,764	15,471	14,289
国庫補助金	0	0	0
一般財源	15,764	15,471	14,289
不用額	3,689	2,923	1,296

イ 監査の結果（指摘事項）

指摘すべき事項はない。

ウ 監査の意見

(ア) (02-04-01) 相談内容の検証について

当該事業は解決困難な課題に対し、学校長等が弁護士等へ相談し対応策を検討し、早期の問題解決を図るものである。

当該事業における弁護士への相談件数は令和 2 年度 15 件（弁護士以外への相談 1 件を含む）、令和 3 年度 13 件、令和 4 年度 25 件、令和 5 年度 25 件と増加傾向にある。

類似する事業としてスクールロイヤー活用事業があり、生徒指導課へスクールロイヤー活用事業との振り分けについてヒアリングしたところ、

a スクールロイヤー活用事業について

- ・学校問題全般における比較的軽易な法務相談…（弁護士 5 名体制）

b 学校問題解決支援事業について

- ・生徒指導に係り争訟となることを想定して対応すべき法務相談…（弁護士 2 名体制）

ただし、教育委員会が振り分けるのではなく、利用についての判断は学校側が行い、希望すれば両方へ相談することも可能との回答を得た。

スクールロイヤー活用事業についても資料を確認したところ、「スクールロイヤー制度に係る事務処理手順」の中に「3 他事業との連携について」の項目があり、「教育企画課は、問題が複雑化するおそれがある又はすでに複雑化している場合は、生徒指導課に学校問題解決支援事業の利用が可能か協議する」の記載がある。当該資料には実績内容（相談内容と件数）について記載があった（区分内容：保護

者対応・近隣住民対応・いじめ問題・その他）ため、学校問題解決支援事業における相談件数が増加した要因と相談内容の検証についてヒアリングしたところ、「分析についてはしていない」との回答を得た。

①相談件数は増加傾向にあること、②スクールロイヤー活用事業と比較して問題自体が解決困難で対応を慎重に行うことが求められるものであること、③分析することでいじめ防止につながると考えられることから、今後は相談件数・内容について分析することを検討されたい。

(イ) (02-04-02) 相談体制の見直しについて

学校問題解決支援事業における弁護士等への相談体制についてヒアリングしたところ、基本的に面談によるとの回答を得た。スクールロイヤー活用事業においては書面、電話、オンラインによる相談体制の見直しを令和4年10月以降の相談から実施している。その理由として、全校を対象に行ったアンケートによれば、スクールロイヤーに気軽に相談できないと回答した学校が約半数に上っていたためとのことである。学校問題解決支援事業においても学校側と意見交換を進めつつ、相談体制の見直しを検討されたい。

No.	02-05
事業名	いじめ防止対策推進審議会等の運営
監査対象課	指導第一課・生徒指導課

ア 事業費の予算と実績

金額の内容は、審議会等に必要な謝礼金・報酬が主な支出であり、その他旅費・消耗品費も含まれる。

(単位：千円)

年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
当初予算額	3,136	3,079	3,071
繰越・流用等	7	▲2	0
最終予算額	3,143	3,077	3,071
決算額	371	341	346
国庫補助金	0	0	0
一般財源	371	341	346
不用額	2,772	2,736	2,725

イ 監査の結果（指摘事項）

（02-05-01） 証憑書類作成について（対象課：指導第一課）

レターパックライト・切手等の購入に関する支出負担行為確定書及び内訳書を確認したところ（伝票番号 0000088752、0000048754）、一方は消費税が非課税として処理され、もう一方は消費税 10%として処理されていた。郵便切手類又は物品切手等は、購入時においては原則として、消費税法上非課税とされているが、購入者が自ら使用する場合には、継続適用を要件に、その購入と使用を同時期の行為ととらえ、購入時に課税仕入れとして処理することができるものとされている。従来の経理処理方法をよく確認し、正確な証憑書類を作成すべきである。

[参考：国税庁 HP より一部抜粋]

郵便切手類又は物品切手等は、購入時においては原則として、課税仕入れには該当せず、役務又は物品の引換給付を受けた時にその引換給付を受けた事業者の課税仕入れとなりますが、適格請求書等保存方式以前における取扱いとして、郵便切手類又は物品切手等を購入した事業者が、その購入した郵便切手類又は物品切手等のうち、自ら引換給付を受けるものにつき、継続してその郵便切手類又は物品切手等の対価を支払った日の属する課税期間の課税仕入れとしている場合には、これを認めることとされていました。適格請求書等保存方式においては、仕入税額控除の適用を受けるためには、原則として、適格請求書等の保存が必要となりますが、郵便切手類のみを対価とする郵便ポスト等への投函による郵便サービスは、適格請求書の交付義務が免除されており、買手においては、一定の事項を記載した帳簿の保存のみで仕入税額控除の適用を受けることができます。また、物品切手等で適格簡易請求書の記載事項（取引年月日を除きます。）が記載されているものが、引換給付を受ける際に適格請求書発行事業者により回収される場合、当該物品切手等により役務又は物品の引換給付を受ける買手は、一定の事項を記載した帳簿の保存のみで仕入税額控除の適用を受けることができます。したがって、このような郵便切手類及び物品切手等（適格請求書発行事業者により回収されることが明らかなものに限ります。）のうち、自ら引換給付を受けるものについては、適格請求書等保存方式においても、購入（対価の支払）時に課税仕入れとして計上し、一定の事項を記載した帳簿を保存することにより、仕入税額控除の適用を受けることができます。なお、上記（一定の事項を記載した帳簿の保存のみで仕入税額控除の適用を受けることができるもの）以外の物品切手等に係る課税仕入れは、購入（対価の支払）時ではなく、適格請求書等の交付を受けることとなるその引換給付を受けた時に課税仕入れを計上し、仕入税額控除の適用を受けることとなります。

ウ 監査の意見

該当事項はない。

No.	02-06
事業名	いじめ・不登校等予防的生徒指導推進事業
監査対象課	生徒指導課・教育センター

ア 事業費の予算と実績

金額の内容は、研修に係る講師への謝礼金・旅費及びカード・ポスター作成費からなる。

(単位：千円)

年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
当初予算額	1,567	1,312	1,412
繰越・流用等	314	172	39
最終予算額	1,881	1,484	1,451
決算額	1,282	1,295	1,205
国庫補助金	151	124	163
一般財源	532	1,171	796
不用額	599	189	246

イ 監査の結果（指摘事項）

(02-06-01) 証憑書類作成について（対象課：教育センター）

研修講師用飲物として支出した請求書・領収証書及び内訳書を確認したところ（伝票番号 0000032898）、支払額に誤りはないものの、消費税の軽減税率 8%の対象となるものにつき、誤って標準税率 10%として関係書類が作成されていた。消費税の軽減税率制度は会計処理・事務処理において誤りが生じやすいものとなっているため、消費税に関する基本的な知識及び経理処理方法を再確認し、正確な証憑書類を作成すべきである。

ウ 監査の意見

(02-06-02) 研修の効率化について（対象課：教育センター）

新任生徒指導主事研修・生徒指導主事研修・新任教育相談・支援主任研修・教育相談・支援主任研修の研修日程、研修方法について検証した。（令和5年度）

① オンライン研修の日程が少ない

- ・新任生徒指導主事研修 全回数 5 回のうちオンライン研修 0 回
- ・生徒指導主事研修 全回数 3 回のうちオンライン研修 0 回
- ・「新任教育相談・支援主任研修」全回数 6 回のうちオンライン研修 2 回
- ・「教育相談・支援主任研修」全回数 3 回のうちオンライン研修 1 回

- ② 後日配信がないものがある。
- ③ 日程の選択肢が少ない。
 - ・新任生徒指導主事研修 全回数 5 回のうち 2 回が選択可能（2 日の日程で選択）
 - ・生徒指導主事研修 全回数 3 回のうち 2 回が選択可能（2 日の日程で選択）
 - ・「新任教育相談・支援主任研修」全回数 6 回のうち 1 回が選択可能（2 日の日程で選択可能）
 - ・「教育相談・支援主任研修」全回数 3 回のうち 1 回が選択可能（2 日の日程で選択可能）

上記から、会場集合型の研修が多いことが確認できる。

研修の手段及び配信等に関することは教育センター所管とのことであるが、研修資料には主催者として「広島市教育委員会学校教育部生徒指導課・広島市教育センター」との記載がある。研修内容の復習・時間の有効活用の観点からインターネットを活用した配信による研修体制を検討するよう協議されたい。

No.	02-07
事業名	いじめに関する総合対策事業全般
監査対象課	生徒指導課

ア 監査の結果（指摘事項）

指摘すべき事項はない。

イ 監査の意見

（02-07-01） 効果検証について

生徒指導課作成の「令和 4 年度 不登校・暴力行為・いじめの状況について（報告）」によれば、不登校児童生徒数及び暴力行為の発生件数（小・中・高合計）は平成 30 年度から一貫して増え続けている。不登校の対策として、市教委では「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律（いわゆる教育機会確保法）」の基本理念や基本指針等にのっとり、「ふれあいひろば」や「ふれあい教室」を設置等し、不登校児童生徒の居場所づくりや教育機会の確保を図っているほか、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを活用して課題解決に取り組んでいる。価値観も多様化する中、不登校は、取り巻く環境によってはどの児童生徒にも起こりうるものであり、不登校児童生徒数の増減データのみをもって事業実施の効果を検証することは難しいと思われる。当該データに加え、例えば、不登校児童生徒のうち、ふれあいひろばやふれあい教室、ICT を活用した教育支援等を全く活用

できていない児童生徒数等もデータ化することで、課題認識や事業実施の効果測定が現状と比較して容易になるものとする。

(3) 学校における働き方改革の推進事業

① 総論

No.	03-01
事業名	総論
監査対象課	総務課・教育企画課・教職員課

ア 監査の結果（指摘事項）

指摘すべき事項はない。

イ 監査の意見

(ア) (03-01-01) 調査・報告業務の合理化・適正化について（対象課：総務課）

市教委では調査・報告業務の見直しの一環として、従前から、実施予定の調査・統計に関する所管課・実施主体・実施対象・実施スケジュールなどを一覧化した「調査・統計実施予定一覧」を年度当初に作成し、各学校に配付している。

この点、監査人において令和6年度分に係る調査・統計実施予定一覧などを確認したところ、当該年度に実施されている調査・統計については必要性や内容の実質的重複が疑われる調査・統計は認められなかった。なお、当該一覧において予定された調査・統計の全数は127件であるが、そのうち市教委のみが実施主体であるものは約6割の75件であり、残りの4割は国または県、あるいはこれらと市とが共同で実施しているものであった。

このような調査・報告業務の見直しに関する取組による効果検証のため、監査人において、無作為に抽出した複数の市立学校に対して監査を実施し、管理職の立場にある教員から調査・報告業務の見直しによる負担感や調査・報告業務に関する業務負担の改善状況に関してヒアリングした。その結果、調査・報告の件数自体は減少していると認識しているものの、未だ調査・報告業務に関する負担感や業務負担が大きい状況であるといった内容が多く認められた。また、当該ヒアリングにおいて負担感の要因として、調査・報告業務の目的や効果が見えにくいという意見が一定程度認められたところである。

このような意見については市教委も令和5年に実施した調査・報告業務の負担に関するアンケート調査結果により把握しているところであり、これを踏まえて令和

5 年度以降、順次、調査・統計を実施するに当たりその依頼書などにおいて当該調査・統計実施の趣旨・目的を可能な限り記載することを進め、これにより調査・統計を担当する教職員から当該調査・統計実施に関する理解を得られるよう取り組んでいる。

以上の結果、調査・報告業務の見直しに関する取組により、不必要な調査・統計の廃止や調査・統計の重複の解消は適切に進められていること、他方で、調査・報告の件数自体は依然として多く、かつ、これらについては実施主体の点などから廃止できない状況であることを確認した。

この点、上述のとおり、見直し後も実施する必要がある調査・統計の件数が依然として相当程度存在しており、これを担当する教職員にとって負担感を感じやすいものであることから、引き続き調査・報告業務の見直しに向けた取組は継続する必要がある。そのため、今後も新たな調査・統計を実施する場合には実施主体に関わらず他の調査・統計との実質的な重複の有無の確認することや、既に予定されている他の調査・統計との統合などによる合理化、調査・統計実施時における目的の明確化や活用策の明示などの措置についてはこれを継続することが望ましい。

そのほか、今後更なる調査・報告業務の見直しのための取組として、教育現場における I C T 化の推進による調査・報告業務に係る事務作業の合理化の検討や、市教委から各学校に対して調査・報告業務の分担に関する検討を推進するために働きかけを行うこと、各調査・報告業務に関する問題点や意見を学校側から吸い上げるための措置なども検討されたい。

(イ) (03-01-02) 研修の効率化について（対象課：教育センター）

教職員には様々な研修が課されているところ、学校への実地監査実施時において、移動時間も含め研修に参加するために時間が割かれることで他の業務を圧迫している、必要性に疑問がある研修も存在するとの意見が確認された。

さらに、これら研修日程は指定されており教職員側において研修の受講日程について選択の余地がないため、学校行事などで忙しい時期に組み込まれてしまうことも多々あり、一層負担感が強いとの意見が認められた。

この点、既に必要な研修の選別・見直しが進められているところであるが、これらの選別・見直しをさらに進めるほか、研修の内容及び対象者に応じて、ライブでの研修実施と同時並行でオンライン研修や動画配信による研修を導入し、一定期間中に動画視聴を行えば研修を受講したものとして扱うなどの研修の D X 化も含め、研修の適正化を一層進められたい。

(ウ) (03-01-03) 超過業務時間の削減について（対象課：教職員課）

「職員の勤務時間、休暇等に関する規則」（勤務時間規則）において、超過業務時

間の上限時間の原則は1か月につき45時間、特別な事情がある場合でも直前数か月の平均で80時間、最大でも月100時間未満と定められている。

在校等管理システム（Microsoft Excel マクロ）により各学校から市教委に対して月次で教職員の超過業務実績が報告されており、市教委では発生原因別、職位別、個人別での分析を行っているほか、各学校で実施される超過業務時間が80時間を超える教職員への面談結果のモニタリングなどの取組を行っているが、特に教頭や主幹教諭等の職位において削減効果は未だ十分とは言えない状況である。

超過業務が常態化している組織や、長時間勤務が可能な者しか管理職になれない傾向の職場では、多様な人材を登用する機会を阻害したり、良い人材が集まりにくくなったりすることで人材不足の悪循環を招く恐れがある。超過業務時間削減に向けて一層の取組が求められる。

なお、任意に抽出して訪問した学校にて管理職（校長、教頭）への聞き取り調査を行ったところ、在校等管理システムの数値のモニタリングは日々行われていたものの、超過時間が月80時間を超えないことが主眼になる傾向があり、市教委の分析結果が各学校において十分に活用されていないように見受けられた。

学校の現場で、必要に応じて分析データを活用した勤務時間管理を行えるようにするために、市教委から各学校に対して、分析ツールまたは分析結果の提供、在校等管理システムにより作成したデータファイルの活用方法の周知などの支援を行うことが望ましい。その際、管理職（校長、教頭）の業務負荷をかえって増大させることのないよう十分に配慮されたい。

(エ) (03-01-04) 勤務時間の記録方法について①（対象課：教職員課）

教職員の勤務時間を把握する仕組みとして、在校等管理システム（Microsoft Excel マクロ）、庶務事務システム、Web サービスという3つのシステムが併存しており、現場で若干の混乱が発生している可能性がある。たとえば、在校等管理システムに、本来は入力する必要のないスクールサポートスタッフの勤務時間を入力している事例が見受けられた。

在校等管理システムは、その他2つの給与システムとは異なり、超過業務時間を管理する目的で使用されている。市教委において管理の対象としているのは、「在校等時間管理システムについて（通知）」で示されている職種（園長・校長、教頭、部主事、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、事務職員、業務員、栄養職員等、給食調理員、実習助手、嘱託講師、指導員、学校司書）のみであり、それ以外の職種について各学校で管理することは任意とされている。

このことが各学校で十分認識されず、市教委でも各学校でも管理に使用していない勤務データを日々入力することのないよう、各学校に対して、「在校等時間管理システムについて（通知）」で示されていない対象外の職種についてはシステムへの勤

勤務時間の入力を省略しても構わない旨を改めて周知することが望ましい。

(オ) (03-01-05) 勤務時間の記録方法について②(対象課：教職員課)

庶務事務システムと Web サービスは勤務時間に応じて給与が支払われる職員を対象としているが、その勤務時間を記録する補助簿が手書きで作成されているため、①補助簿に記載された勤務時間をシステムに入力する作業、②入力結果が正しいかどうかを確認する作業が別途発生している。

職員の中には PC が貸与されない者があることから手書きの補助簿が採用されているようであるが、PC がなくともスマホアプリ等で勤務時間を入力できる勤怠管理システムも構築可能である。いずれにせよ管理職の承認業務は残るものの、少なくとも上記①、②のような作業は、ゆくゆくはシステムの改良によってなくしていくことが望ましい。その際、可能であればシステムを統一することで事務のさらなる効率化に繋がるものと考えられる。

(カ) (03-01-06) 文書の取扱いについて①(対象課：総務課)

市教委の各課より、日々メールにて通知、依頼、情報提供などの文書が各学校に宛てて発信されている。各学校では「広島市立学校文書取扱要領」に従い、①文書処理簿に記載、②収受者、担当者、主幹、教頭、校長が文書処理簿に押印、③文書を紙に印刷して回覧、④文書を紙で保存 という手順が採られている。メールで届いた文書を紙に印刷して受付管理、回覧、保存することは不経済かつ非効率である。文書の収受及び取扱いについては、広島市立学校文書取扱要領第 6 条で次のとおり定められている。

「郵送等により学校に到着した文書は、親展文書を除きすべてこれを開封し、受付印及び閲覧印を押して、文書処理簿に記載し校長の閲覧に供する。ただし、案内文、訃報、回章、刊行物、パンフレットその他の軽易な内容の文書については、閲覧印の押印及び文書処理簿への記載を省略することができる。」

メールは「郵送等」に含まれるという解釈により、メールで届いた文書についてもこの規定が適用されている。上記のただし書きにおける「軽易な内容の文書」の範囲については明確な規定がなく各学校の判断に委ねられており、監査対象として訪問した学校においては、相当な数の文書が上記①～④の手続で管理されている状況が見受けられた。もしも「軽易な内容の文書」の範囲が学校の現場で必要以上に狭く解釈されているのであれば、事務の効率性の観点から広く解釈できることを学校に周知すべきである。

なお、文書の電子化が進む昨今の状況に鑑みれば、ゆくゆくは取扱要領を改正することを視野に入れ、より一層のイントラの整備により文書を電子データで保存し検索や閲覧ができる仕組みを構築すること、また通知の方法として紙の回覧に代え

てメーリングリストなど電子媒体の活用を検討することが望ましい。その際、文書処理簿の内容や作成範囲、押印の必要性についても改めて検討すべきである。

(キ) (03-01-07) 文書の取扱いについて②(対象課：総務課)

監査対象として訪問した学校において、学校内で作成した文書のうち、電子データで整理されているものについても紙に印刷して保存する実務慣行が見受けられた。

紙で作成した資料は、紙のまま保存した方が利便性が高いのであれば無理に電子化する必要はないが、原資料が電子データで作成されていればそのまま電子データで保存の方が合理的な場合もあり得る。

広島市立学校文書取扱要領においては、公文書の保存年限は定められているが保存方法は指定されていない。また、公文書以外の文書については、各学校、各担当者が必要に応じて保存、引継ぎを行う性質のものであって保存に関するルールは存在しない。

したがって、学校内で作成される文書は、公文書であるか否かにかかわらず、電子データにより保存することを妨げるものではないことを各学校に改めて周知することが望まれる。

なお、市教委においてはフォルダにアクセス制限を付けることができる仕組みが既に整備されており、秘匿性の高い文書を電子データで保存する場合は、必要に応じてこれを活用することも一案である。この点も合わせて各学校に周知することが望ましい。

② 各論

No.	03-02
事業名	スクール・サポート・スタッフ配置
監査対象課	教職員課

ア 事業費の予算と実績（令和３年度、令和４年度、令和５年度）

スクールサポートスタッフに係る令和３年度から令和５年度までの予算と実績は以下のとおりである。なお、金額には報酬のほか、通勤手当と共済費が含まれている。

【令和 3 年度】

(単位：千円)

区 分	予算	決算額	不用額
小学校	152,490	133,767	18,722
中学校	67,165	54,498	12,666
高等学校	8,703	6,019	2,683
特別支援学校	6,356	5,709	647
幼稚園	17,317	14,229	3,087
合 計	252,031	214,223	37,808

【令和 4 年度】

(単位：千円)

区 分	予算	決算額	不用額
小学校	144,592	143,794	797
中学校	61,762	60,067	1,694
高等学校	8,653	6,937	1,715
特別支援学校	6,053	6,021	32
幼稚園	17,122	15,729	1,393
合 計	238,183	232,550	5,633

【令和 5 年度】

(単位：千円)

区 分	予算	決算額	不用額
小学校	150,221	135,403	14,818
中学校	64,170	55,621	8,548
高等学校	9,172	9,006	165
特別支援学校	6,608	6,066	541
幼稚園	0	0	0
合 計	230,171	206,099	24,072

イ 監査の結果（指摘事項）

指摘すべき事項はない。

ウ 監査の意見

(7) (03-02-01) スクールサポートスタッフの配置について

広島市では平成 31 年度から、働き方改革モデル校においてスクールサポートスタッフの配置を開始した。そして、スクールサポートスタッフの配置による教員の負担軽減及び在校等時間の削減との効果検証を行い、その有効性が認められた

ため、令和 2 年度から大規模校を中心にスクールサポートスタッフの配置を開始し、以降、各校種においてスクールサポートスタッフの配置を進めてきている（但し、令和 5 年度から幼稚園へのスクールサポートスタッフの配置は廃止されている）。

この点、令和 4 年度に広島市立学校を対象として行われた働き方改革に関するアンケート調査におけるスクールサポートスタッフの活用状況に関するアンケート結果を確認すると、ほぼすべての学校がスクールサポートスタッフを活用することで教員の負担軽減及びこれによる教育活動の充実につながっているとの回答であった。また、監査人において無作為に抽出した複数の市立学校における実地監査を実施した際に、スクールサポートスタッフの活用による教員の負担軽減の効果や配置数の適正等に関するヒアリングを行ったところ、スクールサポートスタッフが配布物の印刷や仕分け、各種データ入力、掲示物の貼替、清掃など様々な領域で学校現場における教職員の負担軽減に寄与していることが確認された。

しかしながら、スクールサポートスタッフの活用度合いは学校ごとに異なっており、中にはスクールサポートスタッフに依頼できる業務の範囲が不明確であることなどの理由から十分にスクールサポートスタッフを活用できていないケースも存在した。また、教育現場での勤務経験のあるスクールサポートスタッフが配置されたケースではスクールサポートスタッフに依頼できる範囲が幅広く、負担軽減効果が特に大きかったが、そのような経験のないスクールサポートスタッフが配置されたケースでは依頼できる範囲が限定的であったため、負担軽減効果も限定的であったという意見も確認された。

他方で、スクールサポートスタッフの配置数は基本的に各校 1 名、多くても 2 名であるところ、児童・生徒数、教職員数に比してスクールサポートスタッフの配置数が足りておらず、スクールサポートスタッフに対する教職員からの依頼がひっ迫している状況となっているケースも確認された。

この点、スクールサポートスタッフの配置の拡充は教職員が担う業務量の軽減との関係で明確な効果が見込まれるものであり、文部科学省もスクールサポートスタッフの導入促進・配置の拡充を推進しているところである。したがって、予算の兼ね合いがあるものの、広島市において今後も引き続き、スクールサポートスタッフの配置の拡充が望まれるところである。また、上記のとおり配置されたスクールサポートスタッフを十分に活用しきれていないケースも存在することから、現在、市教委ではスクールサポートスタッフの活用状況のヒアリングを行っており、今後、各学校に対してその活用例の紹介を行うなどしてスクールサポートスタッフの活用度を高めるべく取り組んでいるところである。

今後このような取組みの継続のほか、市教委においてスクールサポートスタッフに期待される役割や業務内容を整理・公表することや、スクールサポートスタ

ップへの研修による人材育成、スクールサポートスタッフの募集広告にあたり広島市公式ホームページのみならず市の広報紙への掲載や公式SNSを活用するといった人材確保に関する取組などの検討が望まれる。

(イ) (03-02-02) スクールサポートスタッフの目標設定と測定の方法

スクールサポートスタッフ事業の事業計画書によると、「アンケート調査等において、スクールサポートスタッフの活用により教員の本来業務が充実したかを問う項目で肯定的回答 90%以上を目指す」と目標が設定されている。

しかし、働き方改革推進プランにおいて今後必要な取り組みとして「調査・報告等の縮減」が挙げられていることに鑑みると、学校へのアンケートの実施はこれに逆行する可能性がある。したがって、効果を検証するための手法としては、たとえば校長へのヒアリングなど、現場への負担を極力減らすための代替的な手法を検討することが望ましい。

(ウ) (03-02-03) スクールサポートスタッフの任用期間等

スクールサポートスタッフは学期ごとに年 3 回に分けて任用されており、生徒・児童の登校日に合わせて、夏休みや冬休みが除外された勤務日が定められている。採用時の面接は新規採用の時のみ行われるが、同じ人が続けて任用される場合であっても任用期間ごとに面接が行われ、市教委に結果が報告されている。

各学校の管理者への聞き取り調査を実施したところ、年 3 回の面接はちょうど良いと回答した管理者もいる一方で、負担に感じると回答した管理者もいるのが実情である。また、スクールサポートスタッフに依頼する業務は、生徒・児童の登校日の方が業務量は多いものの、登校日以外でも業務は発生し得るようである。

これらを受けて、もしも国の補助事業の運用として問題がなければ以下のように対応することが考えられる。

- ① スクールサポートスタッフは会計年度任用職員であるため、任用期間は地方公務員法の最長期間に合わせて原則として任期 1 年とし、面接や市教委への報告も期中で交代する場合を除いて年 1 回とする。
- ② 学校ごとに日数や勤務時間の予算上限を設けた上で、勤務日の決定は各学校の判断に任せる。

(エ) (03-02-04) スクールサポートスタッフの業務内容について①

スクールサポートスタッフの業務内容は、勤務条件通知書において次のように定められている。

- ① プリント・配布物の印刷や仕分け、採点業務補助、授業準備補助、教材作成補助、パソコンによる各種データの入力・集計作業、アンケート調査等の転

記・集計、学校行事や式典等の準備補助等の教員補助業務

②来客対応や電話対応

③掲示物の貼替、資料整理、整頓、清掃・消毒作業、健康観察の取りまとめ等の環境整備

④その他、所属長が必要と認める業務

スクールサポートスタッフの給与は時給換算で 1,000 円程度であり、専門的な業務は想定されていないが、実際には教員免許を有するなど専門的な知見を持つ者が任用されているケースがあり、上記④をどこまで頼めるのか現場で苦慮しているようにも見受けられた。

専門的な知見を持つ人を低賃金で雇用することを推奨するものではないが、業務内容を狭めすぎると折角の能力を活かしづらい面もあり、上記④の業務範囲を所属長の判断でどこまで広げることができるのか、方針を明確にすることが望ましい。

(オ) (03-02-05) スクールサポートスタッフの業務内容について②

スクールサポートスタッフの実際の作業内容を具体的にどのように決定するかは各学校に任せられており、各学校で聞き取り調査を行ったところ、教頭が管理している学校と、各教員の判断でそれぞれ業務を依頼している学校の両方が存在することが分かった。また、作業を依頼するにあたり、独自の依頼書の様式を作成するなどの工夫もみられた。

スクールサポートスタッフは今後予算を増やしたり増員したりすることが想定されているため、各校のノウハウを共有する機会を設けて、より効果的な活用方法を検討することが望ましい。

No.	03-03
事業名	学校給食費の徴収管理
監査対象課	健康教育課

ア 事業費の予算と実績（令和 4 年度、令和 5 年度）

学校給食費の公会計化にかかる給食費等管理システムの運用等に関する令和 4 年度及び令和 5 年度の予算・決算状況は以下のとおりである。

(単位：千円)

年度	令和 4 年度	令和 5 年度
当初予算額	42, 662	36, 771
繰越・流用等	13	▲29
最終予算額	42, 675	36, 742
決算額	33, 168	30, 074
翌年度繰越額	0	0
不用額	9, 507	6, 668

イ 監査の結果（指摘事項）

指摘すべき事項はない。

ウ 監査の意見

(7) (03-03-01) 滞納者の資力等に関する資料の徴求について

- a 給食費の公会計化以降、滞納額が大きく増加した状況を踏まえ、公会計化以降における給食費の徴収管理業務の実施状況に関して調査を行った。
- b まず、滞納給食費の徴収管理業務の全体像についてみると、令和 4 年度から運用を開始した給食費等管理システムを活用して、健康教育課の職員 6 名体制で（必要に応じて他の同部署職員が補助する。）滞納給食費の督促・催告及び納付折衝を実施している。

当該業務の具体的な流れとしては、まずは納付期限経過後に督促状を発付することとされており、それでも支払われない場合には債務者に対して個別に催告書等の送付や架電、自宅訪問等により任意の支払いを促し、納付折衝を行う流れとなっている。

このうち、滞納給食費の回収ができていない債務者の対応状況についてみると、文書や電話等により支払いを催促するも債務者側が何ら対応しないケースが最も多く、債務者側から支払う旨の回答がなされるも、結局、納付期限内に支払われないといったケースも存在する状況である。

- c このような納付折衝の状況・結果については上記のとおり給食費等管理システム上において入力・管理されているものの、納付折衝において債務者と連絡が取れたケースでも、当該債務者に対して資力や収入に関する資料の徴求は行われていない状況である。

この点、債務者から資力・収入に関する資料を入手することは、債務者との間で分割納付や履行延期に関する協議を行うためのみならず、将来の強制執行等による回収を検討する上でも非常に重要な資料である。また、上記のとおり、督促に対して債務者が「納付期限内に支払う」と約束しながら結局納付期限内

に支払われないというケースも多く、このようなケースではそれ以降も支払いを怠り続け、滞納額が累積していくことが予想されるところである。このような事態を防ぐためにも、納付折衝の初期において、積極的に資力や収入に関する情報収集を行い、その資料を徴求することは重要である。

健康教育課としては、現段階では、教育的な観点も踏まえ、保護者との関係性に配慮し、資力・収入に関する資料の徴求を行わず、納付折衝を実施しているとのことだが、資力・収入に関する資料を徴求することの意義・必要性は広島市財政局管財課作成の「債権管理事務マニュアル」にも記載されているとおりであるから、今後は納付折衝の際に積極的に資力・収入に関する資料の徴求を行うなどして財産情報の把握に努められたい。

(イ) (03-03-02) 教職員による滞納者に対する督促・催告と教職員の負担への配慮

市教委では現在、給食費等に関する督促に対して任意に支払わず、何らの対応も行わないような債務者に対する催告方法に関して、校長会等の場を通じて各学校と協議を行っている。具体的には、保護者面談等の機会に、担任教員や校長・教頭といった管理職の教員から債務者に対して納付書類を手渡すといった方法などが検討され、一部学校では既に実施されているところである。

このような方法は債権回収の上で有効であると思われるものの、実施に当たっては給食費の公会計化による教職員の業務負担軽減効果を減殺することがないように引き続き注意しなければならないと、各学校と協議してその意見を踏まえて実施されたい。

(ウ) (03-03-03) 滞納者に対する法的手続に向けた体制・方針づくりについて

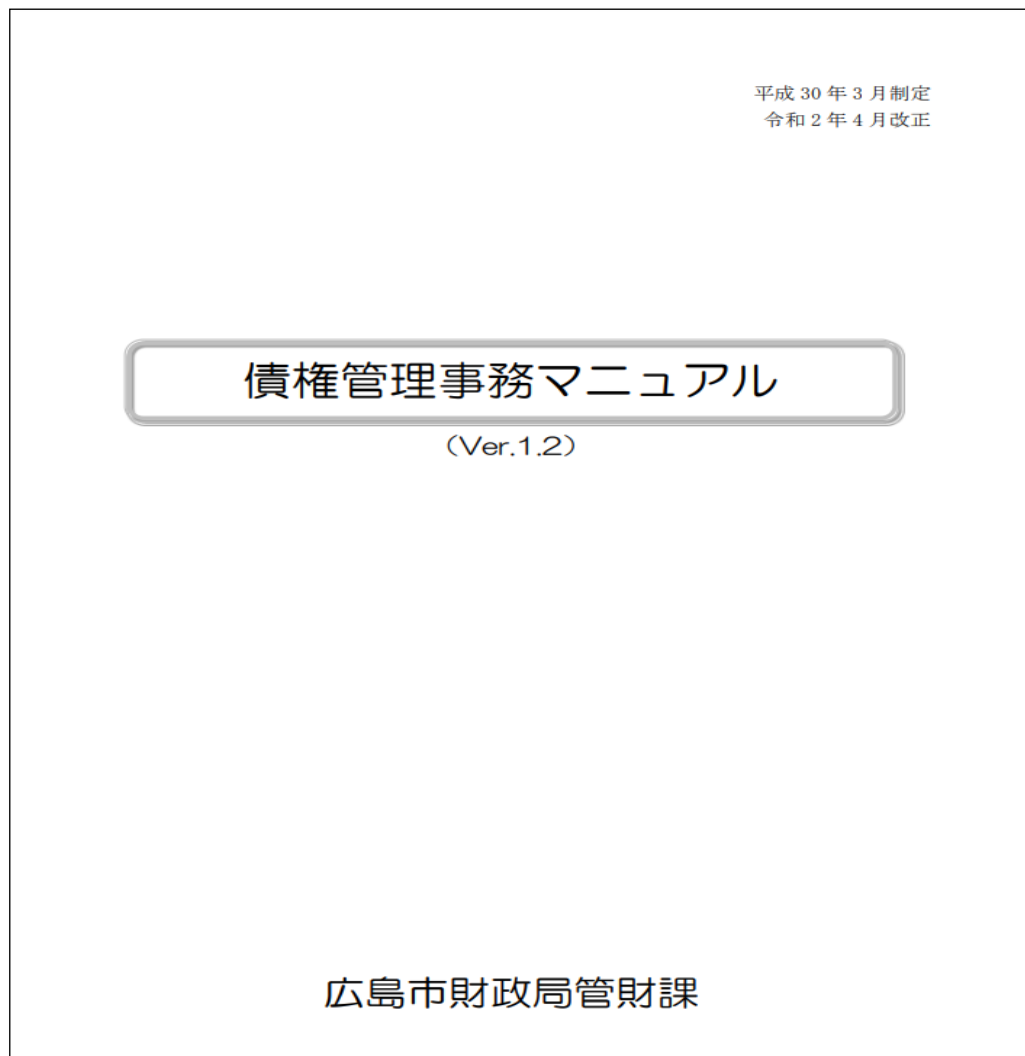
- a 地方自治法第 240 条第 2 項は債権管理に関して「普通地方公共団体の長は、債権について、政令の定めるところにより、その督促、強制執行その他その保全及び取立てに関し必要な措置をとらなければならない。」と定めており、これを受けて地方自治法施行令第 171 条の 2 は、徴収停止の措置をとる場合又は履行期限を延長する場合その他特別の事情があると認める場合を除き、「督促をした後相当の期間を経過してもなお履行されないとき」は「訴訟手続（非訟事件の手続を含む。）により履行を請求する」措置をとらなければならないと定めている。

また、広島市債権管理事務取扱規則第 9 条においても、債権の管理は「債権の発生原因及び内容に応じて、財政上もつとも市の利益に適合するよう処理しなければならない。」と定めた上で、同規則第 14 条第 1 項本文において上記地方自治法施行令第 171 条の 2 と同様の定めを置いている。

なお、地方自治法施行令第 171 条の 2 の「相当の期間」がどの程度の期間で

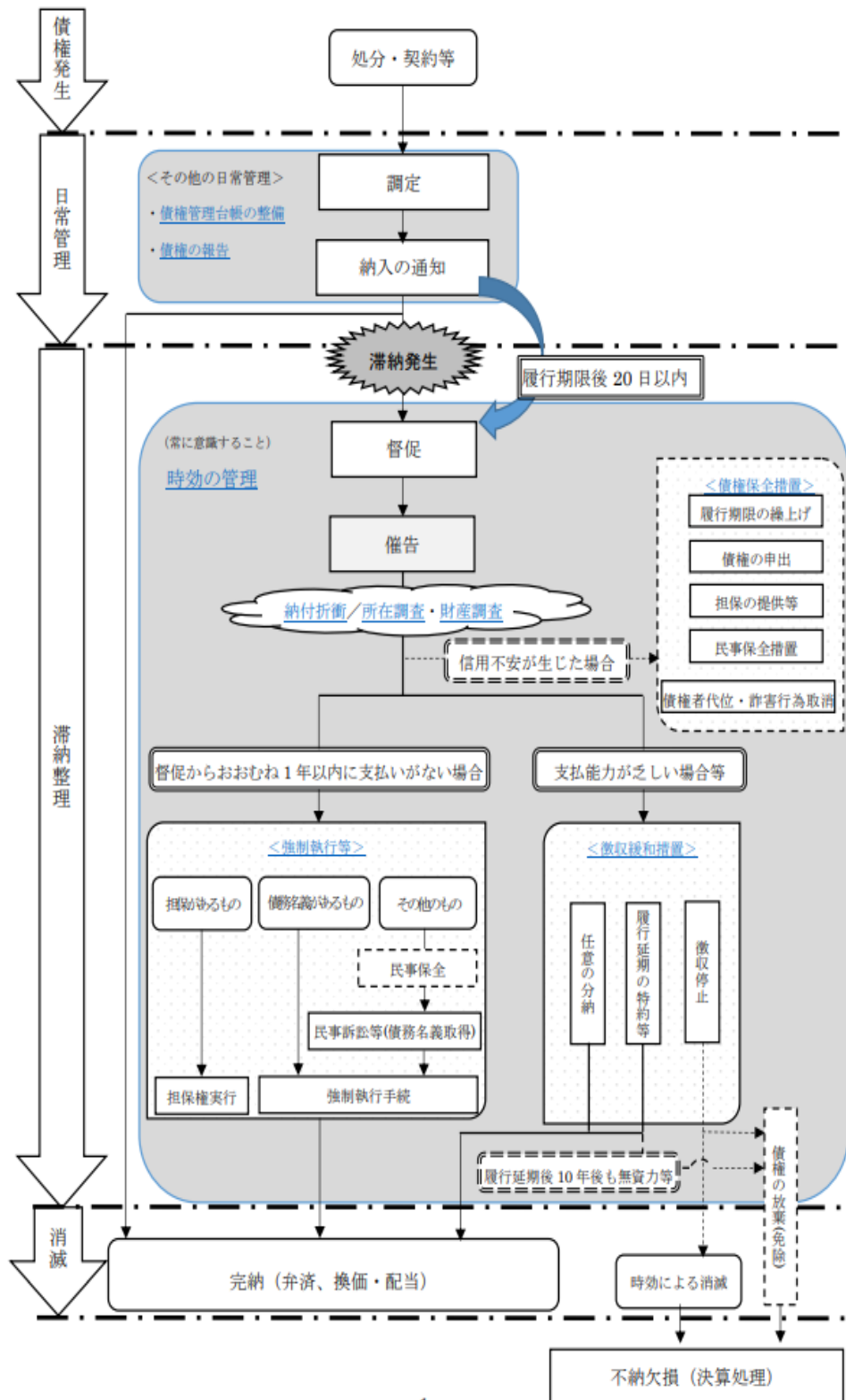
あるかは債権の性質・内容、時効期間の長短等の諸般の事情から決せられるものであり画一的な基準はないものの、地方自治法に関する逐条解説書には一般的に1年程度であるとするものもある。

実際に、広島市財政局管財課作成の「債権管理事務マニュアル」における一般的な債権管理のフローチャートにおいても、督促から概ね1年以内に支払いがない場合には強制執行等の手続に移行すべきことが記載されている。



(令和2年4月改正 広島市財政局管財課 債権管理事務マニュアル(Ver. 1.2))

《一般的な債権管理の流れ（債権発生～消滅までのフロー図）》



したがって、仮に、滞納された債権について督促・催告を行ったものの何ら弁済もなされず、納付折衝も行うことができないようなケースについて、当該債権を漫然と放置することは、「財産の管理を怠る事実」に該当するものとして住民監査請求（地方自治法第 242 条第 1 項）、住民訴訟（同法第 242 条の 2 第 1 項第 4 号）の対象となりうるというべきである。

- b この点、広島市における滞納給食費の管理状況についてみると、広島市では令和 4 年の給食費の公会計化後に給食費の滞納額が一気に増加した。その後、市教委では、担当職員による納付折衝によって回収を進めつつ、より効果的・効率的な回収のために弁護士又は弁護士法人が有する専門的な知識及びノウハウを活用することとし、令和 6 年 6 月に公募型プロポーザル手続開始を公示し、同年 8 月 13 日付けで受託者である弁護士法人と債権回収等業務委託契約（契約期間は令和 7 年 3 月 31 日まで）を締結し、令和 6 年度にその回収業務を弁護士法人に委託しているところである。この債権回収等業務委託の実施に当たり、市教委では、担当職員による令和 4 年度分の滞納給食費の回収率が令和 5 年度末までで約 49.5%であったことから、受託者である弁護士法人との間で目標回収率を 50%として設定し、業務に着手することとした。

そして、当該債権回収等業務委託契約に基づく滞納給食費の回収状況等についてみると、当該債権回収等業務委託契約の締結後、市教委から受託者への債務者情報の受渡しなどの準備期間を経て、受託者において令和 6 年 9 月 30 日付けで各債務者に対して受任通知を発送して以降、債権回収が進められ、令和 6 年 12 月 12 日時点では約 3,100 万円のうち約 1,070 万円が回収されている。

このような回収状況及び令和 4 年度・5 年度分の滞納給食費に係る受託者による納付折衝実施期間が約半年間にすぎず、当該滞納給食費について受託者による納付折衝期間を今一度確保すべきであるとの考えから、市教委では現在の債権回収等業務委託の契約期間の満了後、令和 6 年度分の滞納給食費に加え、令和 4 年度・令和 5 年度分の滞納給食費も対象とする債権回収等業務の委託を実施する予定である、とのことであった。

- c 以上によれば、現時点では債権回収等業務委託契約に基づく受託者による納付折衝及び滞納給食費の回収は順調に進められていると評価できる。

この点、公会計化時の滞納給食費の消滅時効期間は 5 年であることから、最短で令和 9 年 4 月末には消滅時効が完成することが見込まれる。仮に令和 7 年度以降、契約期間を 1 年間として債権回収等業務に係る委託契約を締結した場合には当該契約期間満了後 1 年程度で消滅時効が完成することになる。そのため、時効の管理については債権回収等業務委託契約の締結中であっても受託者任せにすることなく市教委の責任において行われたい。

また、当該契約期間満了時点でどの程度の滞納給食費が残存しているかを見

通すことは困難であるが、訴訟提起や支払督促の申立準備には一定の時間を要する。したがって、市教委において滞納給食費に係る訴訟提起や支払督促を申し立てる際に備えて、予め書面や必要書類の整理・準備やこれに関する体制の整備を進められたい。

さらに、上記 b のような回収率が今後も維持されるとは限らず、むしろ、現在締結中の債権回収等業務委託契約に基づく受託者による督促に対して何ら対応しないような債務者に対しては、さらに督促を重ねて行ったとしても任意の支払いがなされる可能性は低いと判断することが合理的である。そのような債務者については上記 a で述べた地方自治法、広島市債権管理事務取扱規則、広島市財政局管財課作成の「債権管理事務マニュアル」の趣旨に照らし、債権回収等業務委託契約期間の満了を待たず、速やかに徴収停止等の措置をとるか相当の期間内に訴訟手続による履行の請求をするなど、適切な時機・方法による債権管理が実施されるべきであり、そのためにも、債権回収等業務委託契約中、受託者との間で定期的に納付折衝の具体的状況の共有をするなどして市教委において必要な情報の収集・整理を積極的行われたい。

(エ) (03-03-04) 私費会計時の滞納給食費の回収業務に関する整理

広島市では、令和 3 年度分以前の給食費は各学校において徴収・管理を行う「私費会計」とされていた。ただし、この私費会計時に発生した滞納給食費については、その徴収管理が市教委に委任されているところ、当該私費会計時の滞納給食費は古いものでは平成 11 年以前に発生したものも存在する状況である。このような相当以前に発生した滞納給食費については、債務者と連絡がとれないばかりか、債務者が所在不明になっているケースが存在するとともに、債務者から援用されていないものの事実上消滅時効が完成していると考えられるケースも存在する。

今後まずは市教委健康教育課の限られた人的資源により、給食費の徴収管理業務及び回収業務を行っていかねばならないことを踏まえると、私費会計時の滞納給食費に係る回収業務をいつまでも市教委において負担し続けることは妥当でないし、現実的でもない。

したがって、これら私費会計時の滞納給食費については債権者である各学校長あるいは広島市学校給食会との間で協議・情報共有の上、その私費会計時の滞納分の回収業務について、いつまで、どの範囲で市教委が行うかといった点を整理した上で、その私費会計時の滞納給食費に係る徴収管理業務・回収業務を債権者である各学校長又は広島市学校給食会に戻すことも検討されたい。

(オ) (03-03-05) 滞納給食費の債権管理に関する今後の取組の検討

給食費の滞納については、その債権額が少額であるケースが多く、法的手続による回収までに要する費用が債権額を上回るケースも存在する。加えて、限られた人的資源で債権回収を行わなければならないことなどを踏まえ、他の地方公共団体では、徴収停止の措置をとった後も依然として債務者の資力状況等に変化が見られず、回収不能の状況が一定期間継続した場合には債権放棄を可能とすることを条例で定めているケースも存在する。

この点、広島市においては、給食費の公会計化に向けて「広島市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例」が制定される際、当該条例において債権放棄等を可能とする条項を定めることが検討されたものの、当時、債権放棄等について広島市の有する債権一般に適用される債権管理条例を制定することも検討されて長期未収債権に係る債権放棄の基準の調査研究をしていたことから、「広島市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例」において債権放棄等に関する条項を定めるには至らなかった。そして、未だ債権放棄を可能とする債権管理条例は制定されていない状況である。

そこで、今後、限られた人的資源で効率的に債権管理を行っていくために、広島市が「学校給食用物資調達等に関する協定書」を締結している広島市学校給食会とも協議の上、滞納者に対する法的手続に向けた体制・方針づくりを進めるほか、給食費等の滞納分にかかる徴収停止の措置に関する判断基準の設定、さらには回収不能なケースにおいて債権放棄を可能とするための方策などを検討・実施されたい。

No.	03-04
事業名	採点システムの導入・運用
監査対象課	教育企画課

ア 事業費の予算と実績（令和２年度、令和３年度、令和４年度、令和５年度）

採点システムの導入・運用に係る予算・決算の状況は以下のとおりである。

(単位：千円)

年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
当初予算額	4,738	5,234	12,320	10,847
補正・繰越・流用等	0	0	0	0
最終予算額	4,738	5,234	12,320	10,847
決算額	3,402	5,122	6,466	9,654
翌年度繰越額	0	0	0	0
不用額	1,336	112	5,854	1,193

イ 監査の結果（指摘事項）

指摘すべき事項はない。

ウ 監査の意見

(ア) (03-04-01) 公募型プロポーザル方式に関するガイドラインの公表について
(制度所管課：財政局契約部物品契約課)

採点システム導入に当たっては令和 2 年度に公募型プロポーザル方式で委託事業者が決定されているところ、導入する採点システムは機能性や実際に使用する教員にとっての使いやすさ、トラブル発生時のフォロー体制などが重要であることから、公募型プロポーザル方式を採用したことは妥当な判断である。

この点、地方公共団体が契約を締結する場合、経済性、選定における公平性を確保する観点から一般競争入札による方法が原則であり、随意契約の一種である公募型プロポーザル方式は例外的に認められる方法であることから（地方自治法第 234 条第 2 項、地方自治法施行令第 167 条の 2）、公募型プロポーザル方式は契約の性質や目的等を考慮して限定的に採用されなければならない。そこで、このような公募型プロポーザル方式を採用する基準や契約手続の公平性・透明性・客観性を確保し、事業者選定に関する市民・事業者からの信頼を得るためには、公募型プロポーザル方式を採用する場合のガイドラインを策定・公表することが望ましいところである。

このガイドラインの策定・公表状況についてみると、広島市では平成 29 年度に「総合評価一般競争入札等の手引」が策定されており、その中に総合評価一般競争入札のほか公募型プロポーザル方式及びコンペ方式を採用する場合の一般的な事務手順や考え方が定められているものの、公表はされていない状況であった。

上記のとおり、当該手引には一般的な事務手順や考え方が定められているにすぎず、これを公表することにより公募型プロポーザル方式の実施及びこれに関する事務に具体的な不利益・支障が生じるおそれはなく、他方で公募型プロポーザ

ル方式を採用する基準や契約手続の公平性・透明性・客観性を確保し、事業者選定に関する市民・事業者からの信頼を得るべく、当該手引については公表することが望まれた。

そこで、監査人が、当該手引の所管課である財政局契約部物品契約課との間で当該手引の公表に向けて協議を行った結果、当該手引を公表すべきであるとの認識を共有することができた。そして、当該協議時点で公募型プロポーザル方式により調達手続が進められている案件があったことから、当該手引については令和6年11月13日付けで広島市のホームページ上において公表されるに至っている。

総合評価一般競争入札等の手引

(物品・委託業務)

令和6年7月16日～

広島市財政局契約部物品契約課

第1章 概要	1
第2章 総合評価一般競争入札の事務手順等	2～8
第3章 プロポーザル方式及びコンペ方式による随意契約の事務手順	9～13
資料1 各入札・契約方式の特徴及び適用対象等	14
資料2 契約内容に応じた各入札・契約方式の適用に関するフローチャート	15
資料3 評価項目の事例等（総合評価一般競争入札）	16～20
資料4 評価項目の事例（プロポーザル方式・コンペ方式）	21
資料5 入札説明書等への記載例	22
資料6 審査委員会設置要綱の例	23～25
資料7 関係法令	26～27



防災



くらし・手続き



事業者向け情報



観光・文化・スポーツ



原爆・平和



市政

現在地 [トップページ](#) > [分類でさがす](#) > [事業者向け情報](#) > [入札・契約情報](#) > [関係規程](#) > [関係規程](#) > [物品・役務等の競争入札に関する要綱等の一覧](#) > [（物品・委託・施設・リース）入札の手続等に関すること](#) > 総合評価一般競争入札等の手引（物品・委託業務）

足あと [（物品・委託・施設・リース）入札の手続等に関すること](#) > 総合評価一般競争入札等の手引（物品・委託業務） 

関係規程

総合評価一般競争入札等の手引（物品・委託業務）

ページ番号：0000406521 更新日：2024年11月13日更新  [印刷ページ表示](#)

総合評価一般競争入札等の手引（物品・委託業務）を掲載しています。

ダウンロード

 [総合評価一般競争入札等の手引（物品・委託業務）](#) [PDFファイル/2.14MB]

このページに関するお問い合わせ先

財政局 契約部 物品契約課

電話:082-504-2083/Fax:082-504-2612

メールアドレス:keiyaku-bup@city.hiroshima.lg.jp

☐ 各契約に共通する要綱等の一覧

[（共通）指名停止措置に関すること](#)

[（共通）談合に関すること](#)

[（共通）特定調達契約（WTO案件）に関すること](#)

[（共通）入札・契約に関する条例及び規則](#)

[（共通）暴力団の排除に関すること](#)

☐ 物品・役務等の競争入札に関する要綱等の一覧

[（物品・委託・施設・リース）競争入札参加資格に関すること](#)

[（物品・委託・施設・リース）入札の手続等に関すること](#)

[（物品・委託・施設・リース）物品売買等に係る随意契約ガイドライン](#)

[（物品・委託・施設・リース）標準約款](#)

[（物品・委託・施設・リース）](#)

（広島市ホームページ） <https://www.city.hiroshima.lg.jp/site/kankei-kitei/406521.html>

(イ) (03-04-02) 業者決定時における評価方法について

採点システム導入に係る契約の経過についてみると、令和 2 年度からのモデル校における先行導入に当たって公募型プロポーザル方式を採用し、応募のあった 2 社のうち 1 社との間で契約を締結した。その後、同社との契約期間満了に伴い、令和 4 年度に新たに公募型プロポーザル方式を採用したものの、同社以外の参加希望者はなかった。このような経過を踏まえ、採点システム導入に係る業者決定時の手続・審査に関する調査については、令和 2 年度に実施された公募型プロポーザル手続を対象とした。

この点、当該公募型プロポーザル手続における具体的な審査方法についてみると、プロポーザル説明書によれば「提案書等及び提案書に係るプレゼンテーションを踏まえ、あらかじめ定めた提案の評価基準に従い、採点業務等効率化システム審査委員会において審査し、最も高い点数を得た者を受託候補者として決定する」と記載されているのみであり、実際に採点システムのデモンストレーションを実施することは求められていなかった。また、プレゼンテーション実施要領の個別通知によれば、プレゼンテーションはWEB会議方式による 20 分間の説明（プレゼンテーション）と 10 分程度の質疑応答の内容に基づき審査することとされ、その説明方法の具体的内容については、説明の「内容を補足するために、採点システムの画面等に切り替えて操作しながら説明したり、あらかじめ撮影しておいた採点システムの操作説明ビデオを流したりする場面を設けることは可能」である旨が記載されているにすぎず、やはりデモンストレーションの実施を積極的に求める内容とはなっていなかった。

当該プレゼンテーションの具体的内容について、ヒアリング及び審査過程における資料により確認したところ、採点システムの一部についてデモンストレーションがなされたとのことであったが、当時のプレゼンテーションの録画記録などの客観的資料は保存されておらず、また、当該プレゼンテーションに係る評価書面においても操作性や機能性の評価に関する有意な記載は認められなかった。このことからすれば、当該プレゼンテーションにおいては、審査委員において実際の操作性や機能性を適切に知覚又は体験して評価することができるような十分なデモンストレーションが行われたとは認められない。

この点、当該採点システムの導入に当たり通常の一般競争入札ではなく公募型プロポーザル方式が採用されたのは、導入する採点システムは操作性や機能性、サポート体制といった、実際に使用する教員にとっての使いやすさが重要であり、これらの点で最も優れた者を受託候補者として特定するためである。したがって公募型プロポーザル方式における審査方法は、そのような目的との関係で有効な方法が検討・設定されるべきであり、本件では机上の提案資料に関するプレゼンテーションのみではなく、実際の操作画面や具体的な操作方法のデモンストレー

ションを実施することを積極的に審査方法として設定すべきであったと考える。

結果として、学校における実地監査においてヒアリングを実施した際、導入された採点システムの操作性等に関する否定的意見は認められなかったものの、今後、教育現場のＩＣＴ化などが進められていく中で新たなシステムの導入等に関して公募型プロポーザル方式を採用する場合には、対象システムのデモンストレーションの実施を審査方法に積極的に組み込むなど、目的に沿った有効かつ適切な審査方法を柔軟に検討・設定することが望まれる。

(ウ) (03-04-03) 導入対象の校種について

採点システムの導入は現在、中学校・高等学校を中心に進められている一方で、小学校には導入されていない。

その理由として、採点システムは教科担任制において最も有効とされているところ、小学校では学級担任制が多く採用されており採点システム導入による効果が低いと思われる点になる。

この点、文部科学省が小学校高学年における教科担任制の導入を推進しており、今後広島市でも小学校高学年における教科担任制導入が進められていくことが見込まれること、小学校への実地監査実施時において採点システム導入による業務の効率化に期待する声が挙がっていたこと等から、今後、教科担任制の推進と共に、小学校における採点システム導入の検討を進められたい。

No.	03-05
事業名	教育情報推進のための学校支援体制の整備事業
監査対象課	教育企画課

ア 事業費の予算と実績（令和４年度、令和５年度）

パソコン・タブレット端末の機器やネットワーク等に関する支援業務の委託費に係る令和４年度及び令和５年度における予算・決算の状況は以下のとおりである。

(単位：千円)

年度	令和４年度	令和５年度
当初予算額	91, 756	73, 987
補正・繰越・流用等	0	15, 254
最終予算額	91, 756	89, 241
決算額	82, 856	62, 114
国庫補助金	41, 428	15, 619
翌年度繰越額	0	0
不用額	8, 900	27, 127

イ 監査の結果（指摘事項）

指摘すべき事項はない。

ウ 監査の意見

パソコン・タブレット端末の調達方法に関する検討について

監査により、パソコン・タブレット端末の機器やネットワーク等に関する支援業務に係る契約手続・契約の履行に関する監督等については適切に執行されていることを確認した。

この点、当該支援業務の対象となるパソコン・タブレット端末の調達方法の検討に関しても監査を実施した。これに関する意見は以下のとおりである。

(ア) (03-05-01) 調達方法の検討に関する資料の作成

まず、パソコン・タブレット端末の調達方法には購入のほかにリースやレンタルによる方法があり、これらの調達方法ごとに初期費用や保守費用、維持管理費用、処分費用、端末の更新に係るコストなど様々な点で相違がある。そして、最少の経費で最大の効果を挙げるという観点(地方自治法第2条第14項)からすれば、これらの要素に加えて調達目的や想定される使用態様・使用期間などをも考慮した上で調達方法を決定すべきこととなる。

このことは、企画総務局行政経営部情報政策課が策定する「広島市情報システムの導入等に関するガイドライン」においても示されており、パソコン・タブレット端末といった「ハードウェアの調達方法には購入とリースの2種類があり」、「調達方法の決定に当たっては、保守業務の内容や経費などの観点で検討し」、リースによる方法と購入による方法とを具体的に比較検討すべきものとされている。

購入とリースの比較

ハードウェアの調達方法には購入とリースの2種類があります。調達方法の決定に当たっては、保守業務の内容や経費などの観点で検討し、どちらを採用するかを判断します。

(企画総務局情報政策課「広島市情報システムの導入等に関するガイドライン第13.1版」(令和2年9月より抜粋 ※タブレット端末調達検討時のもの)

本件におけるリースと購入による検討状況を調査したところ、高等学校については、授業を行う上でパソコンが必須となる教科・科目があり、不具合による授業遅延等の影響を避けるといった点から検討した結果、迅速な修理・交換等の保守体制の面で購入よりも優れているリースによる方法を採用し、その他のパソコン・

タブレット端末については、できる限り長期にわたり使用することを想定するといった点から検討した結果、トータルコストの面でリースよりも優れている購入による方法を採用したとのヒアリング結果を得た。しかしながら、このような検討内容やリース・購入それぞれの場合の見積書類など、調達方法の検討に関する客観的資料は確認できなかった。

この点、これらパソコン・タブレット端末等についてはいずれ大規模な更新を行う時期が到来することが見込まれるところ、当該更新時においてリースと購入とを比較する際の資料としても、あるいは当初の導入時の調達方法に関する事後的な検証のためにも、調達方法に関する一連の検討資料の作成等を検討されたい。

(イ) (03-05-02) 調達方法の検討に当たりガイドラインに準拠することの確認・徹底

なお、上記調査の過程において、平成13年頃以降、パソコンについては原則購入により調達するような方針が存在し、職員間の口授などにより一定の承継がなされていることが伺われるヒアリング結果を得た。

当該方針の存在・内容について調査したところ、当該方針の存在を示す文書は確認されず、これに関する詳しい内容や趣旨、根拠を明らかにすることはできなかったものの、平成13年度に庁内LANパソコンを導入した際、購入により調達したことなどから、パソコンについては原則購入とする方針であるという誤った認識が一部で伝播した可能性が認められた。

この点、上記(ア)で言及した「広島市情報システムの導入等に関するガイドライン」において示されているとおり、パソコン・タブレット等のハードウェアの調達方法については、リースによる方法と購入による方法とを比較検討して決定すべきものである。本件のパソコン・タブレット端末の調達において当該方針の影響は認められなかったものの、今後とも同ガイドラインに基づく適切な対応を徹底されたい。

No.	03-06
事業名	部活動指導員配置促進事業・休日部活動地域移行事業
監査対象課	指導第二課

ア 事業費の予算と実績（令和3年度、令和4年度、令和5年度）

部活動の負担軽減に向けた取組みのうち、部活動指導員の配置に係る令和3年度から令和5年度における予算及び決算の状況は以下のとおりである。なお、令和3年度及び令和4年度は中学校への配置のみ、令和5年度は中学校及び高等学校への配置となっている。

(単位：千円)

年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
当初予算額	94, 415	96, 675	101, 888
補正・繰越・流用等	30	▲19, 671	796
最終予算額	94, 445	77, 004	102, 684
決算額	58, 199	72, 959	87, 750
翌年度繰越額	0	0	0
不用額	38, 246	4, 045	14, 934

イ 監査の結果（指摘事項）

指摘すべき事項はない。

ウ 監査の意見

(03-06-01) 部活動指導員の確保に向けた取り組みについて

広島市では平成 31 年以降、部活動の負担軽減に向けた取り組みが進められている。しかしながら、令和 4 年度に行われた学校における働き方改革に係るアンケート調査結果において、依然として部活動が「勤務時間外の在校の要因となっている業務」及び「日常的に負担感・多忙感が大きい業務」の上位に挙げられている。

このことから、今後も外部人材を活用して部活動に関する教職員の負担軽減をより一層進める必要があるところ、その中で、部活動指導員・部活動支援員の確保がさらに課題になっていくことが想定される。

この点、広島市では部活動指導員・部活動支援員の募集を広島市公式ホームページ上で行っているところ、さらに広告効果を上げるために、広島市の広報紙への掲載や広島市の公式 SNS を活用するなどして、より広く部活動指導員・部活動支援員の業務内容の告知や募集を行うことも検討すべきである。

No.	03-07
事業名	広島中等教育学校入学者選抜等インターネット出願システム構築及び運用・保守業務
監査対象課	指導第二課

ア 監査の結果（指摘事項）

指摘すべき事項はない。

イ 監査の意見

(03-07-01) 長期契約締結時のチェック体制等について

令和4年9月5日付けで締結した広島市立広島中等教育学校入学者選抜等インターネット出願システム構築及び運用・保守業務について、記載内容に誤りがあったため、令和5年8月1日付けで変更契約を締結している。契約金額等の変更はなかったものの、契約相手方に変更する内容について説明を行い、承諾を得て変更契約を締結したのは契約の次年度となってしまうている。複数年にわたる契約等につき、チェック体制等に不備がないか再確認されたい。

No.	03-08
事業名	広島市立幼稚園園庭維持管理業務
監査対象課	施設課

ア 事業費の予算と実績（令和3年度、令和4年度、令和5年度）

当該事業の令和3年度から令和5年度までの予算・決算の状況は以下のとおりである。なお、金額の大半は人件費である。

（単位：千円）

年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
当初予算額	1,014	1,146	1,268
補正・繰越・流用等	117	251	329
最終予算額	1,131	1,397	1,597
決算額	1,131	1,050	1,205
翌年度繰越額	0	0	0
不用額	0	347	392

イ 監査の結果（指摘事項）

指摘すべき事項はない。

ウ 監査の意見

(03-08-01) 委託業務実績報告書に写真を添付させることについて

仕様書によれば、具体的な業務内容は①低木剪定②草抜き③側溝の泥上げとされ、報告については、受注者は毎月の業務完了後、業務を実施した幼稚園における業務実施回数を記入し、園長の確認印(手書きサイン不可)を受けた「完了届」と併せて、所定の「委託業務実績報告書」を発注者に提出し、確認を受けることとされている。

具体的な業務内容を踏まえると、業務実施前と業務実施後の現場の写真を撮影し、

「委託業務実績報告書」に添付することが望ましいと思われる。「完了届」等の文書のみでは業務実施の効果を確認することが困難であり、現場の写真を撮影することで、業務実施日を客観的に記録することが可能になるとも考えられるため、検討されたい。

(4) 教育物品整備事業

教育物品整備事業の監査において対象とした所管課は学事課・教育企画課・健康教育課・指導第一課・指導第二課・特別支援教育課・施設課となる。

監査対象事業については所管課ごとに記載する。

また、教育物品整備事業は事業によって、複数の所管課にまたがっているため、事業費の予算と実績については次のとおり総合計で記載する。

なお、指摘事項等があった事業及び起案課が複数の所管課にまたがっていないものなど算定可能なものについては個々で記載する。

① 事業費の予算と実績

令和4年度 予算

2 教育物品整備

区 分	事 業 費	内 訳				
		小 学 校	中 学 校	高 等 学 校	特別支援学校	幼 稚 園
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
管 理 用 物 品	795,208	443,930	237,295	77,073	17,974	18,936
給 食 用 物 品	86,273	57,532	28,707		34	
教 科 用 物 品	985,600	469,282	284,595	210,793	12,220	8,710
計	1,867,081	970,744	550,597	287,866	30,228	27,646

令和4年度 決算

2 教育物品整備

区 分	事 業 費	内 訳				
		小 学 校	中 学 校	高 等 学 校	特別支援学校	幼 稚 園
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
管 理 用 物 品	1,057,567	610,088	319,467	90,962	19,334	17,716
給 食 用 物 品	74,833	46,998	27,801		34	
教 科 用 物 品	992,757	450,970	275,167	248,952	9,060	8,608
計	2,125,157	1,108,056	622,435	339,914	28,428	26,324

令和5年度 予算

2 教育物品整備

区 分	事業費	内 訳				
		小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	幼稚園
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
管理用物品	797,457	443,149	240,042	76,874	19,421	17,971
給食用物品	123,355	59,727	63,594		34	
教科用物品	955,985	450,181	277,760	204,033	15,109	8,902
校舎新增築等に伴う初度備品	13,928	13,397			531	
計	1,890,725	966,454	581,396	280,907	35,095	26,873

令和5年度 決算

2 教育物品整備

区 分	事業費	内 訳				
		小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	幼稚園
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
管理用物品	893,179	500,419	280,258	74,108	19,716	18,678
給食用物品	83,761	41,473	42,254		34	
教科用物品	919,637	430,054	270,656	200,500	10,360	8,067
校舎新增築等に伴う初度備品	8,321	7,921	400			
計	1,904,898	979,867	593,568	274,608	30,110	26,745

② 監査対象課 学事課

No.	04-11
事業名	理科教育設備の整備
監査対象課	学事課

ア 事業費の予算と実績

【小学校費】

(単位：千円)

年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
予算額	3, 325	3, 225	2, 236
決算額	3, 308	3, 211	2, 085
特定財源(補助金)	1, 654	1, 606	1, 043
一般財源	1, 654	1, 605	1, 042
不用額	17	14	151

【中学校費】

(単位：千円)

年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
予算額	1, 105	1, 072	1, 975
決算額	977	1, 061	1, 953
特定財源(補助金)	488	530	976
一般財源	489	531	977
不用額	128	11	22

イ 監査の結果(指摘事項)

指摘すべき事項はない。

ウ 監査の意見

(04-11-01) 理科物品の現物確認について

今回の監査で基町高等学校の理科教育設備台帳に登録がある「力の実験器」の現物確認ができなかった。調査すると昭和 55 年取得の耐用年数を過ぎた古い備品で、使用に耐えられないため廃棄処分を行っていたが、それが台帳に登録されていなかったためとのことである。かなり古い備品でいつ廃棄されて現物がない状態か不明だが、現物がないのに学事課が管理する理科教育設備台帳には記載があるという報

告がされていることは事実である。今回の学校監査で備品シールとの突合がなされていない理科物品も散見された。学事課は、同課が統括する理科物品について、現物確認のため学校の負担にも配慮しつつ、学校から写真による報告書の受領などについて検討されたい。

No.	04-18
事業名	公用車の更新
監査対象課	学事課

ア 監査結果（指摘事項）

指摘すべき事項はない。

イ 監査の意見

(04-18-01) 公用車の更新について

令和 5 年度臨時費要求概要によれば、使用している公用車についての情報は以下のとおりである。

車名：マツダ ブローニイ 1800T(小型貨物) 平成 7 年製

走行距離 32,281km(令和 4 年 9 月 7 日現在)

広島特別支援学校の教育活動に必要不可欠な車両であることから、学校活動に支障をきたす前に新車購入に至っている。25 年以上使用し、走行距離が約 32,000km である事実を踏まえると、更新後も走行距離はそれほど大きくならないことが予想され、令和 5 年度に更新した車両について、次回更新時も同じような状況であれば、中古車での購入等も比較検討されたい。

No.	04-19
事業名	学校給食設備更新
監査対象課	学事課

ア 監査結果（指摘事項）

指摘すべき事項はない。

イ 監査の意見

(04-19-01) 計画的な更新について

牛乳保冷庫、電気冷蔵庫について、複数台まとめて購入しているケースがある一方、1 台だけ購入しているケースも確認された。購入機会をまとめることで 1 台当たりの購入単価を下げられる可能性もあることから、事業の目的を踏まえ、より計画

的な更新に努められたい。

No.	04-20
事業名	学校における備品及び消耗品管理について
監査対象課	学事課

学校において、備品管理・消耗品管理全般の監査を実施し、改善又は改善の検討を要する事項が散見された。効率的かつ適正な備品管理のため学事課は以下の検討をされたい。

※ 参考資料として、「備品の基準額の改訂に伴う処理について」から備品シールの抹消手続き方法の例示から一部抜粋したものを添付する。

ア 監査の結果（指摘事項）

指摘すべき事項はない。

イ 監査の意見

(ア) (04-20-01) 消耗品の管理方法について

物品についてはその性質が同じものでも、取得価額により備品と消耗品に分類されることとなる。学校現場では、備品か消耗品かの判別は、備品シールの貼付の有無によるしかなく、現物確認を行う際にかなりの時間を要する。

学事課より「備品と消耗品が混在している状況は認識しているが、基準額の改定によるものではなく以前からそういう状況であった。」との回答があった。

会計室からの通知には「物品の適正な使用・管理（保管）について」と題して留意事項の記載があり、「基準額の見直しにより、物品管理規則上は備品から消耗品となる物品があります。しかし、これらの物品は、その性質又は形状を変えることなく長期間にわたって使用できる物品であることに変わりはありません。（中略）物品の適正な使用・管理（保管）に努めてください。」と記載がある。備品から消耗品へと分類変更となった際の取扱いが会計室から通知されているが、消耗品の管理簿については記載がなく各学校によって対応が違っている。学事課は学校備品整備の統括課である。備品の基準額の見直しにより今後は学校において消耗品が増加することが想像される。学校での消耗品の管理方法についてマニュアル作成などについて検討されたい。

(イ) (04-20-02) 備品シール抹消の取り扱いについて

令和4年4月1日付け備品の基準額の改定に伴い、備品から消耗品への分類変更となった物品については備品シールの抹消を行う必要がある。どの学校も備品

シールに×印・斜線をいれる又は「消耗品」と記載したラベルテープの貼付があった。

ただし、学校によっては丸い色付きのシールを備品シールの上部に重ねて貼付して消耗品扱いとしているところがあり、学校監査の際の現物確認で備品なのか消耗品なのか判断に時間を要した。

会計室からの通知には、備品シールに×印若しくは抹消した旨を記載したラベルテープを貼付するなどの例示がなされており、追記で「状況に応じた方法をとっていただくことも差し支えありません。」との記載があるため、そのような方法を取った学校があったと思われる。

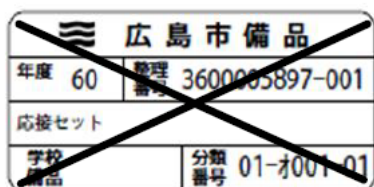
備品の照合事務を効率的に行うため備品シールの抹消方法については、「備品シールへ×印又は斜線を入れる」の方法に統一すべきである。

転任・退職等で担当者の変更があることを鑑みても、どの担当者・管理者となっても共通認識を持ったうえで備品・消耗品管理を行えるよう対処すべきである。

学校備品整備の統括である学事課は、効率的な管理方法として学校における備品シールの抹消手続きについて今後においては今一度検討されたい。

備品シールの抹消手続きの例示

例1) 備品シールに「×」と書く



例2) ラベルテープにより抹消した旨を記載する

令和4年4月1日 備品基準額の改定に伴い抹消

③ 監査対象課 教育企画課

No.	04-25
事業名	高等学校施設情報環境整備
監査対象課	教育企画課

ア 事業費の予算と実績

令和 3 年度予算は、国の補助内定に伴う追加補正により、事業着手の予定を繰り上げるため、令和 4 年度への繰越が行われている。

(単位：千円)

年度	令和 3 年度	令和 4 年度
当初予算額	0	0
繰越・流用等	0	88,921
最終予算額	88,921	88,921
決算額	0	71,880
特定財源	0	11,724
一般財源	0	60,156
不用額	0	17,041

イ 監査の結果（指摘事項）

指摘すべき事項はない。

ウ 監査の意見

(04-25-01) 備品台帳の確認について

今回の監査において、広島市立広島商業高等学校へ納入された 65 型電子黒板 4 台と 75 型電子黒板 9 台の備品台帳への登録漏れが判明した。

本事業は国の「公立学校情報機器整備費補助金」を活用して実施されており、教育企画課作成の事業完了実績報告書（令和 4 年 10 月 14 日決裁）の起案書には内部参考用の資料として学校名・設置場所（1 台ごと）が詳細に記載されている。

また、「公立学校情報機器整備費補助金交付要綱」には以下の記載がある。

(財産の管理)

第 18 条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

実際の納入については 65 型電子黒板・75 型電子黒板どちらも令和 4 年 9 月 15 日にされている。（教育企画課保管の検査調書にて確認）

納入先の広島市立広島商業高等学校は令和 4 年度備品照合結果報告書では「相違なし」と報告しており、また、令和 5 年度備品照合結果報告書では「相違あり」で登録漏れ 21 件を報告しているが、当該電子黒板についてではない。

これらのことを踏まえて、基本的には納入先の広島市立広島商業高等学校が登録をするべきである。しかしながら、学校側が登録漏れをしていた場合にチェック機能として、事業完了実績報告書の起案課である教育企画課が発注・納入連絡を受けた後、各学校の備品登録が行われているかどうか確認すれば、登録漏れは防げたのではないと思われる。

前述の事業実績完了報告書・検査調書から教育企画課が正規に納品・登録されたか否かの確認は可能であり、「公立学校情報機器整備費補助金交付要綱」の規定からも再発防止の対策を講じるべきと思われる。

今回の監査が実施されなければ、このまま登録漏れが続いていた可能性もあるため、複数台の発注で補助金を活用した備品の購入については、今後、起案課が確認作業をすることを検討されたい。

No.	04-27
事業名	学校納入金について
監査対象課	教育企画課

学校において学校納入金の取扱いについて監査を実施し、改善又は改善の検討を要する事項が多数見受けられた。学校納入金の規定が平成 19 年から更新されていない点も踏まえて、所管課である教育企画課は規定の取扱いについて、各学校に周知徹底及び注意喚起を実施されたい。また、以下の点を検討されたい。

ア 監査の結果（指摘事項）

指摘すべき事項はない。

イ 監査の意見

(ア) (04-27-01) 帳簿関係書類の電子データでの保管の検討について

全ての学校において、納入業者から受領した納品書・請求書・領収書が丁寧に貼付用の紙に貼られ、関係書類一式と一緒に保管されていることが確認された。関係書類一式を整理整頓・保管管理することは重要であるが、このような処理に時間と手間がかかることは事実である。また、紙媒体であることから紛失等のリスクも否定できない。帳簿関係書類を電子データで保存することは民間企業においても一般的になりつつあり、同様の整理保管方法を検討されたい。

(イ) (04-27-02) 電子押印や電子決裁の検討について

印鑑を押印しなければならない書類が多いことも一因として考えられるが、押印忘れが確認された。押印が必要な書類を減らす、あるいは電子印鑑で処理するといった体制構築を検討されたい。

(ウ) (04-27-03) 現金取扱いの削減の検討について

保護者から受領した現金が、長期間金庫に保管されたままとなっていたケースが複数確認された。キャッシュレス取引は世代を問わず広く認知されており、学校納入金を現金で受領するケースを減らすための施策を検討されたい。

(エ) (04-27-04) 証憑資料の電子データでの受領の検討について

納入業者から取り付けた領収書で、本来収入印紙を貼付する必要があるものについて、収入印紙が貼り付けられていないものが複数確認された。領収書を電子データで交付してもらう等の処理方法を検討されたい。

(オ) (04-27-05) 電子化による会計報告の実施について

保護者への会計報告(決算報告)は現状書面で実施されているが、手間やコスト等の観点を踏まえ、電子メールを使用した報告方法等も検討されたい。

(カ) (04-27-06) 管理職に対する学校納入金会計処理に係る研修の実施について

会計年度や決算というものに対する意識が希薄であり、校長や教頭といった管理職向けの研修等に当該内容等を盛り込むよう検討されたい。

④ 監査対象課 健康教育課

No.	04-33
事業名	給食調理委託事業（中学校給食調理委託）
監査対象課	健康教育課

ア 監査の結果（指摘事項）

指摘すべき事項はない。

イ 監査の意見

（04-33-01） 物品の貸付について

学校給食配送業務（親子方式）に係る車両の貸付について、借受書を受領していない。

健康教育課は、同課が保有する車両を給食の配送業務を受託した受注者に対し、受注者との業務委託契約に基づき無償で貸与している。担当者にヒアリングしたところ、借受書は受領していないとのことであった。契約に基づく無償貸与であるためその認識がなかったと思われるが、備品の貸付に該当することから借受書を受領すべきである。

令和５年度の業務委託契約は２件あり、契約期間が令和５年４月１日から令和６年３月３１日のものについては車両４台を無償で貸与し、契約期間が令和５年７月２６日から令和６年３月３１日のものについては３台を無償で貸与している。

このうち、業務委託契約書に車両の詳細について記載されているのは２台のみである。「物品管理事務の手引」によれば、借受書には「物品の分類、品名、規格及び数量」を記載するとあるため、この点においても委託契約書が借受書の代用とはならない。

令和６年度も契約が継続しており、物品管理の適正化の観点から借受書を提出させる旨を契約書に明記することが望ましい。

⑤ 監査対象課 指導第一課・指導第二課・特別支援教育課

No.	04-44
事業名	毒物及び劇物の適正な管理について
監査対象課	指導第一課・指導第二課

学校において、理科物品等に係る「毒物及び劇物の適正な管理」がなされているか監査を実施し、改善又は改善の検討を要する事項が散見された。各学校を指導する指導第一課・指導第二課は以下について検討されたい。

ア 監査の結果（指摘事項）

指摘すべき事項はない。

イ 監査の意見

(04-44-01) 毒物及び劇物の適正な管理に係る指導履歴の文書化及び保管について
学校では毒物劇物の取り扱いがあるため、指導第一課・指導第二課が「毒物及び劇物取締法」に基づき「毒物及び劇物の適正な管理のために」（以下「毒物劇物規定」と表記する。）を毎年度通知している。

その毒物劇物規定について指導第一課・指導第二課にヒアリングしたところ毒物及び劇物の管理が適正に管理されているか指導助言のため毎年度対象校を決めて学校を訪問しているとのことであった。

対象校については、広島市監査委員の定期監査における監査対象校（令和４年度：小学校 24 校・中学校 11 校・高等学校 2 校、令和５年度：小学校 22 校・中学校 10 校・高等学校 1 校）としているとの回答を得た。

その学校訪問時の内容についてヒアリングしたところ、

- ・毒物劇物規定にある「毒物・劇物管理チェック表」を用いて各項目の適否を確認している。

- ・学校で作成している薬品出納簿内にある確認書を基に、学校が定期的に（チェック表では年間３回程度としている）薬品の確認をしているかチェックしている。

との回答を得た。

指導第一課・指導第二課に対し令和４年度の対象校訪問時の確認・指導内容（訪問日がわかるもの・「毒物・劇物管理チェック表」・その他指摘事項が書かれたもの等々）について資料の提出を求めたところ、「毒物・劇物管理チェック表」を基に確認はしているが「毒物・劇物管理チェック表」を保管するようになっていないため、

提出資料はない」との回答を得た。

また、「当該指導・助言は規定されているものでもないことから記録に残していない」との回答も得た。しかしながら、この度の学校監査では、毒物劇物の管理に係る確認も行ったが、その際、毒物劇物規定に関する認識が周知されていない、毒物劇物管理に不備がある学校が見受けられた。

現在のところ、毒物劇物に当たる薬品の紛失や事故等は発生していないとのことだが、発生した場合に、毒物劇物規定を通知し指導助言を行う所管課として指導が適切であったかの説明責任を履行するために指導履歴の文書化及び保管は必要であるとする。今後は、一定の書面若しくはデータにて指導履歴の保管を検討されたい。

⑥ 監査対象課 施設課

No.	04-45
事業名	各学校における空調の設置について
監査対象課	施設課

ア 監査の結果

指摘すべき事項はない。

イ 監査の意見

(04-45-01) 特別教室・体育館への空調設置について

今回の監査対象校の多くにおいて、一部の特別教室・体育館に空調が設置されていない。近年の猛暑により一部の特別教室・体育館が使えない状況となっている。令和6年9月現在の文部科学省公表によると広島市の特別教室（小中学校）の設置率は45.9%（全国平均66.9%）、体育館等（小中学校）の設置率は0%（全国平均18.9%）となっており、全国平均を下回っている状況である。

文部科学省では「公立学校施設の空調（冷房）設備の今後について」と題して方針を発表しており、その中で特別教室については「児童・生徒の利用頻度が高い部屋については、優先的に設置をしている状況もあるため、学校設置者の設置の要望を踏まえ、引き続き、教育環境改善に取り組んでまいります。」とし、体育館については、「文部科学省としては、体育館本体の建替えや全面的な改修工事に併せ、断熱性能を確保した上で空調を設置するなど、各地方公共団体においても対策を検討していただいた上で、引き続き、教育環境改善に取り組んでまいります。」と

している。

広島市は以前から空調の有用性は認識しており、これまでは普通教室・一部の特別教室等への空調について優先順位を考慮しながら設置を行っている。

だが、熱中症の危険指数とされる広島市の猛暑日が令和6年（9月30日時点）は45日、令和5年は16日、令和4年は8日を記録しており、今後、猛暑が益々激しさを増していくことは容易に想像がつく。

今後も、優先順位を考慮しつつ、特別教室・体育館への空調の設置を検討されたい。

(5) 小学校・中学校・高等学校・特別支援学校

対象校

No.	学校名
05-01	吉島小学校
05-02	段原小学校
05-03	大河小学校
05-04	三篠小学校
05-05	己斐小学校
05-06	安東小学校
05-07	三入小学校
05-08	国泰寺中学校
05-09	仁保中学校
05-10	瀬野川中学校
05-11	五日市中学校
05-12	基町高等学校
05-13	広島みらい創生高等学校
05-14	広島商業高等学校
05-15	沼田高等学校
05-16	広島特別支援学校

対象校は、児童生徒数などの規模、理科物品（補助金活用）の購入校を考慮して小学校・中学校・高等学校から抽出した15校と特別支援学校1校を選定した。

前記2(4)の教育物品整備事業において触れたように、下記の参照規定を基に、各学校において学校納入金の管理・備品管理・理科物品等に係る毒物劇物の適正な管理について、監査を実施した。

学校納入金については、収入印紙に関し改善又は改善の検討を要する事項が多数あった。

備品については、現物実査は年度末ではなく夏休み中に行われている学校がほとんどであった。教職員がまとまった時間をとれる夏休みに現物実査することで効率的に備品管理を行う一方で、改善又は改善の検討を要する事項が多数あったため、より厳密な物品管理を行うことが望まれる。

参照規定

- ・『学校納入金の取り扱いについて』広島市教育委員会
- ・『物品管理事務の手引』広島市会計室
- ・『毒物及び劇物の適正な管理のために』広島市教育委員会 指導第一課・指導第二課通知
- ・『備品の基準額の改訂について』『備品の基準額の改定に伴う処理について』広島市会計室通知

05-01. 吉島小学校

ア 学校概要

(ア) 所在地

広島市中区吉島西三丁目4番60号

(イ) 創立

昭和31年4月1日

(ウ) 教育目標・学校経営計画・教育の基本方針等

根を養う～他とのかかわりの中で自己をみつめる子～

イ 監査の結果（指摘事項）又は監査の意見

(ア) 学校納入金について

a （結果 05-01-01） 予算差引簿の未作成

予算差引簿が作成されておらず、そもそも予算差引簿なるものの作成を要請されていることを認識できていない。「学校納入金の取り扱いについて」（以下、「納入金規定」と表記する。）によれば、支出に関する事務については、予算差引簿の作成のほか契約の締結、支払決裁書の作成・支払い、領収書の受領が規定されている。事務担当者、教頭及び校長は納入金規定によく目を通し、理解を深めておく必要がある。

b （結果 05-01-02） 収入印紙の貼付漏れの看過

納入業者への物品購入代金の支払 52,550 円の領収書で、納入業者が本来 200 円の

印紙を貼り付ける必要があるところ、印紙が貼られていないものが確認された。領収書の印紙について確認が漏れていたとのことであり、事務員同士で役割分担等し、再発防止に努める必要がある。

c (結果 05-01-03) 発行済領収書の日付の記載漏れ

保護者に対して交付する領収書で日付の記載がないものが確認された。納入金規定において、会計年度は4月1日から翌年の3月31日までと明記されており、日付の記載がなければ収支の決算を行うことができない。日付入りのスタンプ等を活用して再発防止に努める必要がある。

d (結果 05-01-04) 会計報告の不備

保護者への会計報告の文書を確認したところ、日付が令和6年3月22日となっていた。納入金規定によれば、会計年度は4月1日から翌年の3月31日までとされており、年度の途中で決算を実施して保護者に文書で報告をしていることとなる。文書での報告は会計年度末日以降とすべきである。

(イ) 教育物品の管理について

a 備品管理について

(a) (結果 05-01-05) 備品台帳の廃棄処理漏れ

備品台帳に登録があるが現物が確認できないものがある。

地図黒板が現物確認できなかった。廃棄しているが、備品の廃棄手続が完了していないとのこと。学校内の備品照合時に混乱が生じるため、廃棄手続を行い、廃棄するという流れに沿って処理を行い再発防止に努める必要がある。

(b) (結果 05-01-06) 私物の取扱不備

音楽室に私物のパソコンがある。個人情報管理の観点から、学校備品のパソコンのみで作業を行うべきである。

b 理科物品について

薬品出納簿など書類・管理に指摘すべき事項はない。

05-02. 段原小学校

ア 学校概要

(ア) 所在地

広島市南区的場町二丁目4番19号

(イ) 創立

明治 30 年 11 月 15 日

(ウ) 教育目標・学校経営計画・教育の基本方針等

創造・挑戦・前進する段原っ子の育成

イ 監査の結果（指摘事項）又は監査の意見

(ア) 学校納入金について

a （結果 05-02-01） 予算差引簿の未作成

予算差引簿が作成されておらず、そもそも予算差引簿なるものの作成を要請されていることを認識できていない。納入金規定によれば、支出に関する事務については、予算差引簿の作成のほか契約の締結、支払決裁書の作成・支払い、領収書の受領が規定されている。事務担当者、教頭及び校長は納入金規定によく目を通し、理解を深めておく必要がある。

b （結果 05-02-02） 発行済領収書の日付の記載漏れ

保護者に対して交付する領収書で日付の記載がないものが確認された。

納入金規定において、会計年度は 4 月 1 日から翌年の 3 月 31 日までと明記されており、日付の記載がなければ収支の決算を行うことができない。日付入りのスタンプ等を活用して再発防止に努める必要がある。

c （意見 05-02-03） 決算報告に係る校長の会計検査の実施漏れ

納入金規定によれば、出納担当者は、収支状況を金銭出納簿、預金通帳及び現金をもって、原則として年 3 回校長に報告するものとされ、校長は、原則として年 3 回各会計の収支状況を検査するものとされており、規定どおりの処理が確認された。しかしながら、決算報告については、納入金規定によれば、「会計年度が終了し、またはその取り扱いが完了したときは、速やかに収支の決算を行い、その内容を校長の検査を経て、遅くとも次年度の 5 月までには保護者に文書で報告しなければならない」とされているものの、決算について校長の検査は実施していないということであった。決算に対する認識不足であり、決算に対する検査も確実に実施されたい。

(イ) 教育物品の管理について

a 備品管理について

(a) （結果 05-02-04） 備品シールの貼付漏れ

備品台帳に登録があるが備品シールの貼付がない。

運動場のサッカーゴールについて、備品台帳に 4 台登録があるが、3 台のみ備品シールが貼付され、1 台は貼付されていなかった。室内ではないため、備品シ-

ルの貼付とその管理については難しい面もあるが、照合事務の都度、備品シールの貼り直しを講じるなどして対応する必要がある。

(b) (結果 05-02-05) 備品シールの取扱不備

備品台帳に登録がないが備品シールの貼付がある。

理科準備室の管理番号 4260004411001 の物品について備品シールの貼付があるが備品台帳にない。

消耗品への分類変更に伴い備品台帳から抹消されたものと考えられることから備品シールの抹消手続を行うべきである。その他の物品においては、分類変更の際に備品シールに斜線等を付して備品シールの抹消手続を行っているため、速やかに備品シールの抹消手続を実施する必要がある。

(c) (意見 05-02-06) 使用していない備品について保管転換等の検討

養護室に使用していない殺菌器あり。殺菌器は平成 6 年取得のものであり、長期間使用されていないことが明らかである。再度保管転換等を検討されたい。

b 理科物品について

薬品出納簿など書類・管理に指摘すべき事項はない。

05-03. 大河小学校

ア 学校概要

(ア) 所在地

広島市南区旭一丁目 8 番 1 号

(イ) 創立

明治 17 年 5 月 2 日

(ウ) 教育目標・学校経営計画・教育の基本方針等

創造性豊かで、心やさしく、たくましく生きる子どもの育成

イ 監査の結果（指摘事項）又は監査の意見

(ア) 学校納入金について

a (結果 05-03-01) 予算差引簿の未作成

予算差引簿が作成されておらず、そもそも予算差引簿なるものの作成を要請されていることを認識できていない。納入金規定によれば、支出に関する事務については、予算差引簿の作成のほか契約の締結、支払決裁書の作成・支払い、領収書の受領

が規定されている。事務担当者、教頭及び校長は納入金規定によく目を通し、理解を深めておく必要がある。

b (結果 05-03-02) 収入印紙の貼付漏れの看過

業者への支払代金の支払 343,200 円の領収書で、業者が本来 200 円の印紙を貼り付ける必要があるところ、印紙が貼られていないものが確認された。領収書の印紙について確認が漏れていたとのことであり、事務員同士で役割分担等し、再発防止に努める必要がある。

c (結果 05-03-03) 支払決裁書等と領収金額の相違

支払決裁書と支出した際に取り付けた領収書の金額が異なるものが確認された。納入金規定によれば、支払は支払決裁書による決裁を得て行うものとし、支払を行った場合は必ず領収書(金融機関振込の場合にあっては振込金受取書)を徴することとされている。支払決裁書と領収書の金額が異なるということは、決裁を得ず支払を実施したことに等しく、支払決裁書が無意味となってしまうため、支払の事務手続については細心の注意を払われたい。複数の人間によるチェックのみでは再発の可能性が否定できないのであれば、チェックリスト等の活用も検討すべきである。

d (結果 05-03-04) 領収書の受領漏れ

保護者に対し現金で返金処理を実施したものについて、領収書が取り付けられていないものが確認された。領収書が無ければ返金処理を実施したことを客観的に証明できず、不正経理にもつながりかねないことから、現金返金時には、現金と引き換えに領収書を受領することを徹底する必要がある。

e (結果 05-03-05) 発行済領収書の日付の記載漏れ

保護者に対して交付する領収書で日付の記載がないものが確認された。納入金規定において、会計年度は4月1日から翌年の3月31日までと明記されており、日付の記載がなければ収支の決算を行うことができない。日付入りのスタンプ等を活用して再発防止に努める必要がある。

f (結果 05-03-06) 収支相殺による不適切な事務処理

学校納入金と経費支出を相殺している事務処理が確認された。納入金規定によれば、予算の計画的執行及び経理の明確化を図る観点から収入と支出は分離し、収入金を直接支払いに充てないようにすることとされている。金額の大小にかかわらず、収入と支出は明確に分離させておくことが求められる。

(イ) 教育物品の管理について

a 備品管理について

(a) (結果 05-03-07) 備品シールの貼付漏れ

コンピュータ室のコンピューターソフトを10本パックで1枚としているが、10本のうち一部に備品シールの貼付がなかった。複数を1単位としている場合は紛失した場合など想定し管理の観点から10本全てに備品シールの貼付をする必要がある。

(b) (結果 05-03-08) 備品台帳の廃棄処理漏れ

備品台帳に登録があるが現物が確認できないものがある。

屋内運動場を使用場所とする卓球台 2台(平成12年度取得)について、備品台帳に登録があるが現物確認できなかった。調査後、現物について廃棄処分をしていることが判明した。物品を廃棄処分する際には、帳簿上の処理の必要性を必ず確認し、再発防止に努める必要がある。

(c) (結果 05-03-09) 備品台帳への登録漏れ

備品台帳に登録がないが現物があると確認されたものがある。

屋内運動場に現物確認された卓球台 2台(平成16年度取得※)について、備品台帳に登録がなかった。調査したところ、備品台帳において既に廃棄処理を行っていた。おそらく、平成12年度のもの間違えて処理を行っていた可能性が高いとのことである。備品シールについても、新財務会計システムの備品シールの貼付がない。

管理者(使用者)は照合事務の際に備品シールの貼付も必ず確認するよう徹底する必要がある。

※旧財務会計システムの備品シールの貼付があるため、そこから年度を平成16年度のものとした。

(d) (意見 05-03-10) 使用していない物品について廃棄処分の検討

音楽室にブラウン管テレビがあり吊下げ棚に設置してあるが画面に歌詞カードが貼付してあり、テレビとしては使用されていないことは明らかである。別に購入されたテレビもあることから、今後使用する可能性がない又はその可能性が低い場合は廃棄処分を検討されたい。

(e) (意見 05-03-11) 体育館倉庫の利用方法についての検討

備品の卓球台については平成16年度のもの平成12年度のものと間違えて廃棄処理したことにより発生したものと思われる。今後このようなことが発生

しないためには体育物品について、体育館倉庫の利用方法の検討が必要であると思われる。

同校の体育館倉庫には学校物品のほかに、広島市市民局の管理物品・近隣の同好会所有の備品も置かれているが、整理ができていない状態である。

また、このように整理がなされていないことにより、前述の結果 05-03-08 と結果 05-03-09 のとおり、平成 12 年度取得の卓球台と平成 16 年度取得のものとの取り違えが発生したものと思われる。

今後このようなことが発生しないためには体育物品について、体育館倉庫の利用方法の検討が必要であると思われる。学校物品を適切に管理するとともに、学校物品と他団体の物品を区分した置き場所について協議・検討されたい。

b 理科物品について

薬品出納簿など書類・管理に指摘すべき事項はない。

05-04. 三篠小学校

ア 学校概要

(ア) 所在地

広島市西区三篠町一丁目 9 番 25 号

(イ) 創立

明治 7 年 2 月 1 日

(ウ) 教育目標・学校経営計画・教育の基本方針等

よく考え 心身ともにたくましく 心豊かな子どもを育てる

イ 監査の結果（指摘事項）又は監査の意見

(ア) 学校納入金について

a （結果 05-04-01） 予算差引簿の未作成

予算差引簿が作成されておらず、そもそも予算差引簿なるものの作成を要請されていることを認識できていない。納入金規定によれば、支出に関する事務については、予算差引簿の作成のほか契約の締結、支払決裁書の作成・支払い、領収書の受領が規定されている。事務担当者、教頭及び校長は納入金規定によく目を通し、理解を深めておく必要がある。

b （結果 05-04-02） 収入印紙の貼付漏れの看過

業者への貸切バス代金の支払 235,408 円の領収書で、業者が本来 200 円の印紙を貼り付ける必要があるところ、印紙が貼られていないものが確認された。領収書の

印紙について確認が漏れていたとのことであり、事務員同士で役割分担等し、再発防止に努める必要がある。

c (結果 05-04-03) 会計報告の不備

保護者への会計報告の文書を確認したところ、日付が令和 6 年 3 月 21 日となっていた。納入金規定によれば、会計年度は 4 月 1 日から翌年の 3 月 31 日までとされており、年度の途中で決算を実施して保護者に文書で報告をしていることとなる。文書での報告は会計年度末日以降とすべきである。

(イ) 教育物品の管理について

a 備品管理について

第一理科室(準備室)・第二理科室(理科準備室)・木工・家庭科・音楽・管理倉庫
計 64 点 現物実査・教室備品確認したが不備なし。

b 理科物品について

薬品出納簿など書類・管理に指摘すべき事項はない。

05-05. 己斐小学校

ア 学校概要

(ア) 所在地

広島市西区己斐上二丁目 1 番 1 号

(イ) 創立

明治 6 年 7 月 1 日

(ウ) 教育目標・学校経営計画・教育の基本方針等

自立性のある子どもを育てる

イ 監査の結果(指摘事項)又は監査の意見

(ア) 学校納入金について

a (結果 05-05-01) 予算差引簿の未作成

予算差引簿が作成されておらず、そもそも予算差引簿なるものの作成を要請されていることを認識できていない。納入金規定によれば、支出に関する事務については、予算差引簿の作成のほか契約の締結、支払決裁書の作成・支払い、領収書の受領が規定されている。事務担当者、教頭及び校長は納入金規定によく目を通し、理解を深めておく必要がある。

b (結果 05-05-02) 金融機関への預入遅延

学校納入金・入金(現金)日計表を確認したところ、保護者から受領した現金について、令和6年12月13日受領・令和6年12月21日預入れとなっているものが確認された。納入金規定によれば、納入金は速やかにその全部を預貯金しなければならないとされ、金融機関への預け入れは即日を原則とされていることから、金庫での保管が長引くことのないよう担当者間で相互チェック等を実施すべきである。

c (結果 05-05-03) 領収書の記載漏れの看過

納入業者から取り付けた領収書で日付の記載がないものが確認された。納入金規定において、会計年度は4月1日から翌年の3月31日までと明記されており、日付の記載がなければ収支の決算を行うことができない。担当者間の相互チェック等により再発防止に努める必要がある。

(イ) 教育物品の管理について

a 備品管理について

(a) (結果 05-05-04) 備品シールの取扱不備

体育館倉庫にあるスピーカーについて備品から消耗品に分類変更しているが備品シールの抹消手続が行われていなかった。備品シールについては消耗品への分類変更の際に備品シールの抹消手続について処理方法の例示が通知されている。備品シールに×印若しくは斜線等の措置を講じるべきである。今後は備品シールの抹消手続について周知徹底すべきである。

(b) (結果 05-05-05) 楽器の取扱い・廃棄処分等の検討について

琴・チェロに備品シールの貼付がない。また、チェロは弦が外された状態であり、琴の上に重ねて置いてあり、明らかに長期間使用していないと思われる。使用を予定している又は修繕を予定している場合でも楽器の取扱いとしては不適切であると思われる。今後も使用する予定がない場合は廃棄等を検討すべきである。

(c) (意見 05-05-06) 使用していない物品について廃棄処分の検討

図書室にあるブラウン管のテレビは消耗品で使用していないとのことであった。今後は廃棄処分を検討されたい。

b 理科物品について

(a) (意見 05-05-07) 薬品出納簿の記載不備等

令和5年度までの事務には不備が見当たらないものの、令和6年度の事務に関

し、薬品出納簿の作成について日付記載なし・用途記載なし・空欄に斜線なし等の不備が見られるため改善されたい。

05-06. 安東小学校

ア 学校概要

(ア) 所在地

広島市安佐南区安東一丁目28番1号

(イ) 創立

昭和50年4月1日

(ウ) 教育目標・学校経営計画・教育の基本方針等

人間性豊かな実践力のある安東っ子の育成

イ 監査の結果（指摘事項）又は監査の意見

(ア) 学校納入金について

a（結果 05-06-01） 予算差引簿の未作成

予算差引簿が作成されておらず、そもそも予算差引簿なるものの作成を要請されていることを認識できていない。納入金規定によれば、支出に関する事務については、予算差引簿の作成のほか契約の締結、支払決裁書の作成・支払い、領収書の受領が規定されている。事務担当者、教頭及び校長は納入金規定によく目を通し、理解を深めておく必要がある。

b（結果 05-06-02） 金融機関への預入遅延

学校納入金・入金(現金)日計表を確認したところ、保護者から受領した現金について、令和5年12月26日受領・令和6年1月10日金融機関預入れとなっているもののほか、金庫に保管されたまま日数が経過しているものが複数確認された。納入金規定によれば、納入金は速やかにその全部を預貯金しなければならないとされ、金融機関への預け入れは即日を原則とするとされていることから、金庫での保管が長引くことのないよう担当者間で相互チェック等を実施すべきである。

c（結果 05-06-03） 業者への支払遅延

児童の家庭が教材費を滞納していることを理由として、納入業者4社への支払手続について遅延しているものが確認された。令和5年9月～令和5年11月に請求書が発行されているが、支払いは令和6年5月以降となっていたため、教頭に事情を確認したところ、滞納を解消してもらうために電話・郵便等で児童の保護者と接触を試みるも連絡が取れないため、やむを得ず、当該児童の教材費については支払い

が遅れたということであった。私法上の契約に基づき、市が相手方の積極的給付に対し対価の支払いを行う場合は、市が給付の完了の確認又は検査を終了した後相手方から適法な支払請求書を受領した日から、工事代金については、40 日（前金払、中間払については、14 日）、その他の給付に対する対価については 30 日以内の日（ただし、契約書の作成を省略できる場合で、請書、承諾書、見積書などの書面により支払時期を明らかにしないときは、15 日以内の日）を支払期限（政府契約の支払遅延防止等に関する法律第 6 条及び第 10 条）とすることが、会計事務の手引に明記されている。児童を学校へ通わせる家庭の状況は多種多様であり、納入金の未納は確かに教育現場において悩ましい問題ではあるが、会計事務の手引にのっとりた支払手続を確実に実施する必要がある。

(イ) 教育物品の管理について

a 備品管理について

(a) （結果 05-06-04） 備品シールの取扱不備

備品台帳の登録がないが、備品シールの貼付がある。

スタジオに現物確認されたプロジェクター 2 台が備品台帳に登録がないが、備品シールの貼付がある。備品シールは新財務会計システムの備品シールであるが、ベルマークによる取得と思われるシールの貼付もあり、調査のうえ適宜、備品シールの抹消手続を実施する必要がある。今後は、校内で備品シールの抹消手続について周知徹底を図るべきである。

(b) （意見 05-06-05） 備品台帳と現物の突合が困難なもの

体育館に登録がある器具戸棚について、備品台帳に仕様・形状の記載はあったものの、現物確認に時間を要したため、備品台帳に仕様・形状をわかりやすく記載されたい。

b 理科物品について

薬品出納簿など書類・管理に指摘すべき事項はない。

05-07. 三入小学校

ア 学校概要

(ア) 所在地

広島市安佐北区三入三丁目 1 2 番 1 号

(イ) 創立

明治 24 年 4 月 1 日

(ウ) 教育目標・学校経営計画・教育の基本方針等

自ら考え たくましくやりぬく児童の育成

イ 監査の結果（指摘事項）又は監査の意見

(ア) 学校納入金について

a （結果 05-07-01） 予算差引簿の未作成

予算差引簿が作成されておらず、そもそも予算差引簿なるものの作成を要請されていることを認識できていない。納入金規定によれば、支出に関する事務については、予算差引簿の作成のほか契約の締結、支払決裁書の作成・支払い、領収書の受領が規定されている。事務担当者、教頭及び校長は納入金規定によく目を通し、理解を深めておく必要がある。

b （結果 05-07-02） 金融機関への預入遅延

学校納入金・入金(現金)日計表を確認したところ、保護者から受領した現金について、令和6年7月27日受領・令和6年9月1日金融機関預入れとなっているもののほか、金庫に保管されたまま日数が経過しているものが複数確認された。納入金規定によれば、納入金は速やかにその全部を預貯金しなければならないとされ、金融機関への預け入れは即日を原則とするとされていることから、金庫での保管が長引くことのないよう担当者間で相互チェック等を実施すべきである。

c （結果 05-07-03） 会計報告の不備

保護者への会計報告の文書を確認したところ、日付が令和6年3月22日となっていた。納入金規定によれば、会計年度は4月1日から翌年の3月31日までとされており、会計年度の途中で決算を実施して保護者に文書で報告をしていることとなる。文書での報告は会計年度末日以降とすべきである。

(イ) 教育物品の管理について

a 備品管理について

(a) （結果 05-07-04） 消耗品へ変更した物品の備品シールの取扱不備

備品台帳に登録があるが、備品シールに消耗品扱いとするシールの貼付がある。三入小学校では備品から消耗品への分類変更の際の備品シールの抹消手続として、色付きの丸いシールを備品シールに重ねて貼付している。使用場所の登録がプールとなっている備品「遊びバルーン」について、備品であるにも関わらず、消耗品と認識される色付きの丸いシールの貼付があった。備品で間違いのないことなので、是正し、使用者・管理者に色付きの丸いシールの意味について校内で周知徹底する必要がある。

(b) (意見 05-07-05) 消耗品へ変更した物品の備品シールの取扱改善

消耗品への分類変更となった備品シールの抹消手続について、これからは別途、消耗品である旨のラベルの貼付か、×印を付す抹消手続を検討されたい。学校側から見た目が汚く見えるので丸いシールでのやり方にした、とのことであるが、備品シールに丸いシールを重ねて貼付するより、消耗品と記載したラベルテープの貼付の方が丸いシールの貼付が剥がれてしまう恐れもなく、誰もが認識しやすい。今後の備品実査の際には誰もが備品か消耗品かの判断ができるほうが好ましいため、検討されたい。

b 理科物品について

(a) (結果 05-07-06) 薬品出納簿の不備①

薬品出納簿について、年度ごとにファイルを別にしているが令和5年度から令和6年度への繰越の記載がない。年度の更新をする場合は繰越を必ず記載し、出納簿を作成する必要がある。

(b) (結果 05-07-07) 薬品出納簿の不備②

薬品出納簿について、購入・使用の履歴がないのに定期検査の度に数値が変動しているものがある。

例) 水酸化ナトリウム 令和6年3月25日 136g (定期検査)
令和6年4月5日 137g (定期検査)

時間経過・保管環境により変動する可能性を鑑みても、出納簿には「未開封」又は「未使用」、「計測時の誤差」などの記載をし、紛失によるものではないことを明記すべきである。

05-08. 国泰寺中学校

ア 学校概要

(ア) 所在地

広島市中区国泰寺町一丁目1番41号

(イ) 創立

昭和24年4月30日

(ウ) 教育目標・学校経営計画・教育の基本方針等

気づき 考え 行動する 実行の人

「課題に気づき、根拠に基づいて原因や問題解決のための方策を考え、納得解を見出し、主体的に解決のための行動をとることができる人材の育成」

イ 監査の結果（指摘事項）又は監査の意見

(ア) 学校納入金について

a （結果 05-08-01） 予算差引簿の未作成

予算差引簿が作成されておらず、そもそも予算差引簿なるものの作成を要請されていることを認識できていない。納入金規定によれば、支出に関する事務については、予算差引簿の作成のほか契約の締結、支払決裁書の作成・支払い、領収書の受領が規定されている。事務担当者、教頭及び校長は納入金規定によく目を通し、理解を深めておく必要がある。

b （結果 05-08-02） 金融機関への預入遅延

学校納入金・入金(現金)日計表を確認したところ、保護者から受領した現金について、令和 6 年 9 月 29 日受領・令和 6 年 10 月 20 日金融機関預入れとなっているもののほか、金庫に保管されたまま日数が経過しているものが複数確認された。納入金規定によれば、納入金は速やかにその全部を預貯金しなければならないとされ、金融機関への預け入れは即日を原則とするとされていることから、金庫での保管が長引くことのないよう担当者間で相互チェック等を実施すべきである。

c （結果 05-08-03） 発行済領収書の日付の記載漏れ

保護者に対して交付する領収書で日付の記載がないものが確認された。納入金規定において、会計年度は 4 月 1 日から翌年の 3 月 31 日までと明記されており、日付の記載がなければ収支の決算を行うことができない。日付入りのスタンプ等を活用して再発防止に努める必要がある。

d （結果 05-08-04） 返金処理の遅延

保護者に対する令和 5 年度の学校納入金の返金について、新年度である令和 6 年度に入ってから返金処理を実施しているものが複数あり、令和 6 年 6 月中旬になって返金しているものも確認された。納入金規定によれば、決算報告については校長の検査を経て、遅くとも次年度の 5 月までには保護者に文書で報告しなければならないとされていることから、返金処理については速やかに実施すべきである。

(イ) 教育物品の管理について

a 備品管理について

(a) （結果 05-08-05） 備品シールの貼付漏れ

備品台帳に登録があるが備品シールの貼付がない。

体育館に登録がある跳び箱、美術室に登録があるビデオテープに備品シールの貼付がなかったが、形状等から現物と判断された。備品の照合事務の際には管理

者（使用者）から備品シールの貼付がないものについても報告をもらうように徹底すべきである。

(b) （結果 05-08-06） 現物確認できない備品

備品台帳に登録があるが現物が確認できないものがある。

木工室に登録がある糸のこ盤と電気掃除機の現物が確認できなかった。調査後、適宜対応する必要がある。

b 理科物品について

(a) （結果 05-08-07） 安全点検票の作成・保管の不備

令和5年度の安全点検票が保管されておらず、作成されていたと推察される事実も認められなかった。安全点検票は理科物品に限らず毎月行わなければならない。今後は安全点検を徹底し、安全点検票の作成・保管を徹底する必要がある。

(b) （結果 05-08-08） 毒物劇物危害防止規定の更新漏れ

「毒物及び劇物の適正な管理のために」（以下、「毒物劇物規定」と表記する）における毒物劇物危害防止規定の更新がされていない。

毒物劇物危害防止規定は「毒物劇物の管理体制を明確にし、もって保健衛生上の危害を未然に防止することを目的とする」と明記しており、毒物劇物の責任者・管理責任者の通知や緊急時の連絡先等を設定したものである。毒物劇物規定の「毒物・劇物管理チェック表」にはこの管理規定の更新がなされているか否かの項目があり、毎年度更新をしなければならないことになっている。今後は毎年度5月までには更新し掲示すべきである。

(c) （結果 05-08-09） 薬品等の管理に係る確認書の作成漏れ

毒物劇物規定に規定する令和5年度の「毒物及び劇物の適正な保管・管理に関する確認書」（以下、「確認書」と表記）の作成がされていない。確認書を作成し、責任者・管理責任者が毒物劇物に関して認識を共有しなければならない。今後は実地検査の都度、確認書を作成すべきである。

(d) （結果 05-08-10） 薬品保管庫の整理整頓不備

エタノールとマッチ箱（大量）が隣り合わせで、乱雑に置いてある。理科物品に限ったことではないが、可燃物の取り扱いについては注意すべきである。エタノールの傍に発火性のあるものを置いておくことは問題である。安全点検票にはマッチの取り扱いについて「マッチ、ろうそく等の可燃物の保管状況はよいか。」との項目があった。棚自体も整理されているとはいえないため、整理し再発防止に

努める必要がある。

(e) (結果 05-08-11) 理科準備室の整理整頓不備

理科準備室の整理整頓がなされていない。毒物劇物規定の中に薬品保管庫のある部屋では整理整頓をする旨の記載がある。薬品保管庫の前の机上には、薬品が入ったフラスコ・薬品の容器として使われたと思われるペットボトルが置いてあり整理整頓されているとは言い難い状態である。夏休み中の監査であるため、授業に使用するためとも思われない。責任者は整理整頓すべきである。

(f) (結果 05-08-12) 薬品保管庫の鍵の取扱不備

薬品保管庫の鍵が適切に管理されていない。監査時、理科準備室に入室した時点で鍵が薬品庫の鍵差込口に挿入された状態で放置されており、施錠されていることにならない。そもそも、鍵自体を「施錠できる場所で保管すること」と毒物劇物規定に明記されているため毒物劇物管理においてかなり問題である。責任者、管理責任者は規定を再度確認し再発防止に努める必要がある。

(g) (意見 05-08-13) 薬品出納簿等の記載不備等

毒物劇物規定における薬品出納簿を作成はされているが、前述に記載のとおり毒物劇物規定に関する書類に不備があるため再度毒物劇物規定に関する書類を令和6年度から整備し直されたい。

05-09. 仁保中学校

ア 学校概要

(ア) 所在地

広島市南区仁保一丁目5番1号

(イ) 創立

昭和51年4月1日

(ウ) 教育目標・学校経営計画・教育の基本方針等

思いやりの心を持って他者と協働し、未来への希望を持ちながら、主体的に学び続ける生徒の育成

イ 監査の結果（指摘事項）又は監査の意見

(ア) 学校納入金について

a (結果 05-09-01) 予算差引簿の未作成

予算差引簿が作成されておらず、そもそも予算差引簿なるものの作成を要請され

ていることを認識できていない。納入金規定によれば、支出に関する事務については、予算差引簿の作成のほか契約の締結、支払決裁書の作成・支払い、領収書の受領が規定されている。事務担当者、教頭及び校長は納入金規定によく目を通し、理解を深めておく必要がある。

b (結果 05-09-02) 金融機関への預入遅延

学校納入金・入金(現金)日計表を確認したところ、保護者から受領した現金について、令和6年1月12日受領・令和6年1月19日金融機関預入れとなっているもののほか、金庫に保管されたまま日数が経過しているものが複数確認された。納入金規定によれば、納入金は速やかにその全部を預貯金しなければならないとされ、金融機関への預け入れは即日を原則とするとされていることから、金庫での保管が長引くことのないよう担当者間で相互チェック等を実施すべきである。

c (意見 05-09-03) 年度引継の失念

学校納入金の入金・出金が行われる通帳を確認したところ、前任の校長の氏名のまま、名義変更手続を失念しているものが確認された。定期的に人事異動が実施されることを踏まえると、着任時に変更手続を漏れなく行えるよう着任時の事務手続リストのようなものがあると有用であろう。

(イ) 教育物品の管理について

a 備品管理について

(a) (意見 05-09-04) 備品登録があるが現物の確認が困難なものについて

体育館倉庫のチューナー3台についてチューナー1台に備品シールの貼付が3枚あり、どれが現物の管理番号か不明となっている。

学校内で調査したところ、備品シール1枚は本体のもの、他2枚は本体内部の部品のもので、その部品に貼付することができないため、やむを得ず本体に3枚とも貼付していたことがわかった。学校内で協議の上、現物と備品シールの対応がわかるように、別途その旨を記載して本体に貼付することにしたとのことである。

今後、本体内部の部品について備品シールを貼ることができない場合は、現物と管理番号の対応がわかるように表示されたい。

また、照合事務の際には現物確認が困難な場合、管理者(使用者)から報告をされるように周知徹底されたい。

(b) (意見 05-09-05) 備品台帳の登録内容の不備

備品台帳への使用場所・使用者の登録が適切ではない。

理科室に電源装置（令和３年度取得）があるが使用場所が「仁保中学校」となっている。備品管理において、使用場所の登録は現物確認の際に重要な情報であるため、「仁保中学校」（学校全体）といった登録は改められたい。

b 理科物品について

(a) （結果 05-09-06） 薬品出納簿の作成漏れ

毒物劇物規定に規定する薬品出納簿が令和４年１０月以降作成されていない。薬品出納簿は毒物劇物の在庫がある限り未使用でも作成しなければならない。（薬品庫には在庫があることを監査時に目視・口頭で確認している。）

毒物劇物規定には年３回程度の定期検査等を行う旨の記載があり、薬品出納簿が作成されていないことから令和５年度定期検査が一度も実施されておらず、令和５年度の状況が不明の状態である。薬品出納簿の作成とともに、今後は少なくとも年３回の定期検査は実施すべきである。

(b) （結果 05-09-07） 薬品等の管理に係る確認書の作成漏れ

毒物劇物規定に規定する確認書が少なくとも令和４年度以降作成されていない。実地検査の都度、確認書を作成し、責任者と管理責任者が毒物劇物について認識の共有を行わなければならない。

(c) （結果 05-09-08） 毒物劇物規定についての認識欠如

責任者・管理責任者の認識が徹底されていない。

責任者によると毒物劇物規定の内容について「そういった事（薬品出納簿の作成等）をしなくてはいけないと聞いていない」との発言もあったことから、学校全体で規定の再確認が必要である。今後は毒物劇物に関する書類の不備等がないよう努める必要がある。

(d) （結果 05-09-09） 理科準備室、薬品庫の整理整頓不備

薬品庫のある理科準備室の整理整頓がなされていない。毒物劇物規定の「毒物・劇物管理チェック表」では準備室の整理整頓も項目となっている。段ボールや、大量の空き缶（理科担当の先生から実験用との説明あり）、空のペットボトル１本が段ボールに挟まれた状態で床に置いてあり、整理整頓されているとは言い難い。

今後は定期的な整理整頓を実施すべきである。

05-10. 瀬野川中学校

ア 学校概要

(ア) 所在地

広島市安芸区中野四丁目 2 4 番 1 号

(イ) 創立

昭和 48 年 4 月 1 日

(ウ) 教育目標・学校経営計画・教育の基本方針等

生きる力と ころ豊かな 人間性の育成

イ 監査の結果（指摘事項）又は監査の意見

(ア) 学校納入金について

a （結果 05-10-01） 予算差引簿の未作成

予算差引簿が作成されておらず、そもそも予算差引簿なるものの作成を要請されていることを認識できていない。納入金規定によれば、支出に関する事務については、予算差引簿の作成のほか契約の締結、支払決裁書の作成・支払い、領収書の受領が規定されている。事務担当者、教頭及び校長は納入金規定によく目を通し、理解を深めておく必要がある。

b （結果 05-10-02） 会計検査の実施結果の記載漏れ

会計検査の結果に関する資料が確認できなかったため、会計検査の実施状況を確認したところ、年度末に校長が検査するが結果は記録していないとのことであった。納入金規定によれば、出納担当者は、収支状況を金銭出納簿、預金通帳及び現金をもって、原則として年 3 回校長に報告するものとされ、校長は、原則として年 3 回各会計の収支状況を検査するものとされており、その様式についても規定されている。納入金規定にのっとりた事務処理を実施する必要がある。

c （意見 05-10-03） 支払いに係る手続不備

学校納入金について、納入業者への支払いなどの会計処理は教頭のみで判断で実施されており、チェック機能が働いていない状況である。入出金や支出行為を含めた学校内での定期的な会計検査を実施されたい。

(イ) 教育物品の管理について

a 備品管理について

(a) （結果 05-10-04） 備品シールの取扱不備

備品台帳に登録がないのに、備品シールの貼付がある。

理科準備室に現物確認されたテレビ 2 台、金工室に現物確認されたテレビ 1 台・整理棚 1 台、教育相談室に現物確認されたテーブル（四角・丸）2 台について備品台帳に登録がないのに備品シールの貼付がある。いずれも消耗品へ分類変更された際に、備品シールの抹消手続がされていないものであった。瀬野川中学校では備品シールの抹消手続については斜線を付しているとのことなので、抹消手続の実行と備品照合の際には備品シールの抹消手続がされていない物品について調査担当者から報告を求めるように周知徹底すべきである。

(b) （意見 05-10-05） 取得経緯不明備品の存在

経緯不明な備品がある。

卓球場にある卓球台について、最近搬入されたような新しい卓球台がある。備品登録もなく、寄贈の形跡もないとのこと。消耗品である可能性も低いとのこと。適正な登録が必要であるため、校内で検証されたい。

b 理科物品について

(a) （結果 05-10-06） 薬品等の管理に係る確認書の作成漏れ

毒物劇物規定に規定する令和 5 年度の確認書の作成がない。

薬品出納簿については整備されているため、毒物劇物規定に関する認識は責任者にあったと思われるが、今後は点検の都度、確認書を作成し、責任者・管理責任者として毒物劇物に関する認識を共有する必要がある。

05-11. 五日市中学校

ア 学校概要

(ア) 所在地

広島市佐伯区五日市中央六丁目 4 番 1 号

(イ) 創立

昭和 22 年 4 月 1 日

(ウ) 教育目標・学校経営計画・教育の基本方針等

自ら学び 仲間と協働して 未来に向かって挑戦する生徒の育成

イ 監査の結果（指摘事項）又は監査の意見

(ア) 学校納入金について

a （結果 05-11-01） 金融機関への預入遅延

学校納入金・入金(現金)日計表を確認したところ、保護者から受領した現金について、令和 6 年 2 月 15 日受領・令和 6 年 2 月 21 日金融機関に預入となっているも

のが確認された。納入金規定によれば、納入金は速やかにその全部を預貯金しなければならないとされ、金融機関への預け入れは即日を原則とするとされていることから、金庫での保管が長引くことのないよう担当者間で相互チェック等を実施すべきである。

b (結果 05-11-02) 会計報告の不備

保護者への会計報告の文書を確認したところ、日付が令和 6 年 3 月 1 日となっていた。納入金規定によれば、会計年度は 4 月 1 日から翌年の 3 月 31 日までとされており、会計年度の途中で決算を実施して保護者に文書で報告をしていることとなる。文書での報告は会計年度末日以降とすべきである。

(イ) 教育物品の管理について

a 備品管理について

(a) (結果 05-11-03) 備品シールの貼付漏れ

備品台帳に登録があるが、備品シールの貼付がない。

卓球台について、旧財務会計システムの備品シールの貼付があり、現行の備品シールの貼付がない。今後の備品照合の際に現物確認が困難になるため、備品シールの作成・貼付を徹底すべきである。

(b) (結果 05-11-04) 備品シールの取扱不備

備品台帳に登録がないが、備品シールの貼付がある。

ふれあい広場・被服室(調理室)・金工室・第 2 音楽室の各教室のテレビ台が備品台帳に登録がないが、備品シールの貼付がある。消耗品への分類変更の際に備品シールの抹消手続がされていなかった。備品シールの抹消手続について五日市中学校では斜線を付す方法を取っている。備品照合の際には備品シールの抹消手続についても校内で周知徹底すべきである。

(c) (結果 05-11-05) 備品台帳の廃棄処理漏れ

備品台帳に登録があり、現物が確認できないものがある。

コンピュータ室に登録があるインタラクティブユニットと体育館放送室に登録があるテープレコーダーについて現物確認ができなかった。(監査終了後、五日市中学校から 2 点とも廃棄手続を行った旨の連絡あり。令和 6 年 8 月)

備品照合の際には、現物との突合を確実にし、再発防止に努める必要がある。

(d) (結果 05-11-06) 備品台帳に登録がない物品について(私物預かり)

五日市中学校は体育館とは別に、卓球室がある。卓球室に卓球台がいつでも使

用できる状態で設置してあるのだが、そのうち 1 台が備品でもなく、寄贈でもなく私物であった。破損時の対応など、トラブル発生を想定し事前の取り決めが必要である。今後、所有者と協議し預り証等の書面を交わすことを検討すべきである。

b 理科物品について

(a) (結果 05-11-07) 毒物劇物危害防止規定の更新漏れ

毒物劇物規定にある毒物劇物危害防止規定の更新が令和 4 年度のままで更新がされていない。毒物劇物危害防止規定は「毒物劇物の管理体制を明確にし、もって保健衛生上の危害を未然に防止することを目的とする」と明記しており、毒物劇物の責任者・管理責任者についての通知、緊急時の連絡先等を設定したものである。毒物劇物規定の「毒物・劇物管理チェック表」にはこの管理規定の更新がなされているか否かの項目があり、毎年度更新をしなければならないことになっている。今後は毎年度 5 月までには更新し、掲示すべきである。

05-12. 基町高等学校

ア 学校概要

(ア) 所在地

広島市中区西白島町 2 5 番 1 号

(イ) 創立

昭和 24 年 5 月 9 日

(ウ) 教育目標・学校経営計画・教育の基本方針等

学術や芸術文化の習得と探究を通じて、高い志と未来を切り拓く豊かな創造力を持ち、国際社会に貢献する人材を育成する。

イ 監査の結果（指摘事項）又は監査の意見

(ア) 学校納入金について

a (結果 05-12-01) 収入印紙の貼付漏れの看過

納入業者への物品購入代金の支払 210,749 円の領収書で、納入業者が本来 200 円の印紙を貼り付ける必要があるところ、印紙が貼られていないものが確認された。領収書の印紙について確認が漏れていたとのことであり、事務員同士で役割分担等し、再発防止に努める必要がある。

(イ) 教育物品の管理について

a 備品管理について

(a) (結果 05-12-02) 備品シールの取扱不備

備品台帳に登録がないのに備品シールの貼付がある。

体育教官室で現物確認されたホワイトボードには消耗品へ分類変更されたのに備品シールの抹消手続がされていない物品が確認された。備品シールの抹消手続については会計室から例示が出されており、基町高等学校では斜線を付す方法で消耗品であることを示している。

備品シールに×印若しくは斜線等の措置を講じ、教員等の使用者に備品シールの抹消手続きについて周知徹底すべきである。

(b) (結果 05-12-03) 備品台帳の廃棄処理漏れ

備品台帳に登録があるが、現物が確認できないものがある。

物理準備室に登録がある「力の実験器」(昭和 55 年取得)が現物確認できなかった。調査した結果、耐用年数を過ぎた古い備品であり使用に耐えられないため、廃棄処分を行っていたとのことである。

この備品は補助金活用による取得で、理科教育設備台帳にも登録の物品であったため、理科教育設備台帳の修正も早期に行われなければならない。

理科物品については今後このようなことがないよう学校で協議し対策を検討すべきである。

(c) (意見 05-12-04) 理科物品の現物確認の実施推進

理科物品については、取得年度が古い物品が備品として多く登録されている。補助金を活用した取得の可能性もあるため、今一度、古いものから少しずつ管理番号と現物との突合確認をされたい。

b 理科物品について

薬品出納簿など書類・管理に指摘すべき事項はない。

05-13. 広島みらい創生高等学校

ア 学校概要

(ア) 所在地

広島市中区大手町四丁目 4 番 4 号

(イ) 創立

平成 30 年 4 月 1 日

(ウ) 教育目標・学校経営計画・教育の基本方針等

生徒一人一人の個性を最大限に伸ばさせ、社会の発展に貢献できる人間性豊かな活力ある人材を育成する。

イ 監査の結果（指摘事項）又は監査の意見

(ア) 学校納入金について

a (結果 05-13-01) 収入印紙の貼付漏れの看過

納入業者への物品購入代金の支払 237,000 円の領収書で、納入業者が本来 200 円の印紙を貼り付ける必要があるところ、印紙が貼られていないものが確認された。領収書の印紙について確認が漏れていたとのことであり、事務員同士で役割分担等し、再発防止に努める必要がある。

(イ) 教育物品の管理について

a 備品管理について

(a) (結果 05-13-02) 備品シールの貼付漏れ

備品台帳に登録があるが備品シールの貼付がない。

機械工作室に登録がある整理戸棚 3 台、食堂に登録がある給茶器 1 台、音楽室に登録がある大太鼓 1 台、美術教室に登録がある乾燥棚 4 台と保管庫 5 台について、監査時には備品シールの貼付がなかった。学校担当者と確認し、備品台帳の形状等から現物はあるが、備品シールの貼付漏れであると判断された。備品シールの重要性を管理者（使用者）に周知し、再発防止に努める必要がある。

(b) (結果 05-13-03) 備品シールの取扱不備

備品台帳に登録がないが備品シールの貼付があるものが確認された。

介護教室に現物確認された体験用具 2 台、理科準備室に現物確認されたテレビ 1 台について備品シールの貼付があるが備品台帳に登録がない。

消耗品への分類変更に伴い備品台帳から抹消されたものと思われるがその場合は備品シールの抹消手続を行うべきである。その他の物品については備品シールの抹消手続は×印若しくは斜線等を付していたため、同様に措置を講じる必要がある。

(c) (意見 05-13-04) 備品台帳の登録内容の不備

音楽準備室に登録があるビデオディスク 10 巻セットについて、セット管理をしているため、備考欄にその旨を記載するなどして適宜対応されたい。

(d) (意見 05-13-05) 使用していない備品について保管転換等の検討

広島みらい創生高等学校は広島市内の定時制・通信制高等学校 6 校を一つにして設立された経緯もあり、保管転換(備品の移動)により多数の古い備品がある。

そのため、使用していない備品(理科物品 双眼実体顕微鏡 4 台他)が多く見受けられる。今後も使用する見込みがないものは順次、保管転換等を検討されたい。

(e) (意見 05-13-06) 備品台帳へ登録のない備品の存在

備品台帳に登録がないが備品と思われる現物がある。

備品登録された卓球台は 7 台であるが現物は 13 台あり、中には 5 万円未満で入手できる消耗品とは考えにくい新しいものがあつた。備品台帳と現物との数量差も大きい。確認し、備品の場合は備品台帳への登録を、寄贈・私物預かり等の場合は必要な対応を行われたい。

(f) (意見 05-13-07) 備品管理の今後について

校内での備品の照合事務の際に使用されている書式(調査を担当する先生方に配布する)は注意書きも含めて、わかりやすく作成されているのだが、調査する先生方が備品シール貼付の重要性や、備品台帳に登録がないが備品シールの貼付があるものの確認の必要性について、認識されていないことが見受けられたため、今後校内で周知徹底されたい。

b 理科物品について

薬品出納簿など書類・管理に指摘すべき事項はない。

05-14. 広島商業高等学校

ア 学校概要

(ア) 所在地

広島市東区牛田新町一丁目 1 番 1 号

(イ) 創立

大正 10 年 4 月 1 日

(ウ) 教育目標・学校経営計画・教育の基本方針等

人と人をつなぎ、多様な力を生み出し、社会に広げる行動的な人材を育成する。

イ 監査の結果（指摘事項）又は監査の意見

(ア) 学校納入金について

a （結果 05-14-01） 予算差引簿の未作成

予算差引簿が作成されておらず、そもそも予算差引簿なるものの作成を要請されていることを認識できていない。納入金規定によれば、支出に関する事務については、予算差引簿の作成のほか契約の締結、支払決裁書の作成・支払い、領収書の受領が規定されている。事務担当者、教頭及び校長は納入金規定によく目を通し、理解を深めておく必要がある。

b （結果 05-14-02） 収入印紙の貼付漏れの看過

納入業者への物品購入代金 67,600 円の領収書で、納入業者が本来 200 円の印紙を貼り付ける必要があるところ、印紙が貼られていないものが確認された。領収書の印紙について確認が漏れていたとのことであり、事務員同士で役割分担等し、再発防止に努める必要がある。

c （結果 05-14-03） 発行済領収書の日付の記載漏れ

保護者に対して交付する領収書で日付の記載がないものが確認された。納入金規定において、会計年度は 4 月 1 日から翌年の 3 月 31 日までと明記されており、日付の記載がなければ収支の決算を行うことができない。日付入りのスタンプ等を活用して再発防止に努める必要がある。

d （結果 05-14-04） 支払決裁書等と領収金額の相違

保護者に対し振込で返金処理を実施したものについて、保護者から別途取り付けた領収書と金額が相違するものがあった。具体的には、5,470 円と記載がある振替払込金受領証・振替受付票が保管してある一方、一緒に保管されていた領収書は 4,020 円で 1,450 円の差額が発生していた。事務担当者経由で担任に確認したところ、領収書が取り付けられていないものがあるのではないかと思うとの回答であった。疑義が生じる可能性がある事務処理については、都度そのような事務処理に至った経緯等の記録を残しておき、いつでも検証可能な状態にしておく必要がある。

e （結果 05-14-05） 発行済領収書の控えの保管漏れ

保護者から現金を受領した際、学校側で発行する領収書の控えについて提出を求めたところ、令和 4 年度のものについては事務処理全般を担っていた担当者が既に退職してしまっているため存否が確認できないとのことであった。

担当者が変更となる際には、証憑書類を含めた引継手続を確実に実施すべきである。

f (結果 05-14-06) 会計検査の実施結果の記載漏れ

会計検査の結果に関する資料が確認できなかったため、会計検査の実施状況を確認したところ、年度末に校長が検査するが結果は記録していないとのことであった。納入金規定によれば、出納担当者は、収支状況を金銭出納簿、預金通帳及び現金をもって、原則として年 3 回校長に報告するものとされ、校長は、原則として年 3 回各会計の収支状況を検査するものとされており、その様式についても規定されている。納入金規定にのっとりた事務処理を実施すべきである。

(イ) 教育物品の管理について

a 備品管理について

(a) (結果 05-14-07) 備品シールの貼付漏れ

備品台帳に登録があるが、備品シールの貼付がない。

CG ラボ室に登録がある長机 21 脚（令和 3 年度購入）と思われる備品全てに備品シールの貼付がない。長机の上に設置されているディスプレイ全てにも備品シールの貼付がない。備品台帳に登録があるディスプレイは 20 台で恐らくこれに該当する備品と思われる。

また、黒板（令和 3 年度購入 取得価額 934,560 円）4 台も CG ラボ室が使用場所となっており、現物と思われるものが 2 台あったが、備品シールの貼付がなく、残りの 2 台については別場所で使用されているとのことであった。

ディスプレイには備品の納入業者が作成した管理番号に類似しているシールの貼付は確認されたが（1 台）、備品の搬入後、学校側で備品シールの作成・貼付をされた形跡がない。古い備品においても CG ラボ室の整理箱（平成 16 年度取得）と思われるものに備品シールの貼付がない。備品シールの貼付がないことから現物確認ができないため、現物なしとする判断もあるが、数量が多いため、備品シールの貼付漏れと判断した。備品には漏れなく備品シールを貼付すべきである。

(b) (結果 05-14-08) 備品シールの取扱不備

備品台帳に登録がないが、備品シールの貼付がある。

音楽室で現物確認されたシンバルと保健室において現物確認された車椅子について消耗品に分類変更されているにもかかわらず備品シールの抹消手続がされていない。

備品シールに×印若しくは斜線等の措置を講じ、教員等の使用者に備品シールの抹消手続について周知徹底すべきである。

(c) (結果 05-14-09) 備品台帳の廃棄処理漏れ

備品台帳に登録があるが、現物が確認できないものがある。

CG ラボ室に登録があるテレビ4台・冷蔵庫1台、放送室に登録があるスピーカー2台・ミキシングアンプ1台・コンパクトディスクプレーヤー1台・ビデオディスクプレーヤー2台について、既に廃棄処理をしているため現物がないとのことであった。廃棄する備品については廃棄登録漏れが生じないよう細心の注意を払い、現物の廃棄処理と台帳の廃棄登録に時差が生じないようにしなければならない。今回の件は速やかに備品台帳に適正に登録をするべきである。

(d) (結果 05-14-10) 備品の使用場所の変更・使用していない備品の廃棄検討について

グランドピアノが音楽室・講堂・プレゼン準備室にそれぞれ1台ずつ登録されているが、どれも使用場所として登録されている場所に設置されていない。おそらく長年移動はないとのことなので、学校内の備品照合時には「グランドピアノが実際にある」との確認のみで備品シール(管理番号)との突合がされていないと思われる。グランドピアノの移動が予定されていない場合は速やかに使用場所の登録変更をするべきである。

また、調理室が使用場所となっているテレビが音楽室にカバーをかけた状態で設置されている。現時点では使用していないが今後、使用する予定の場合は使用場所の登録変更をするべきである。

また、かなり大きめのテレビのため場所を取っており、音楽室の有効活用という観点から、今後も使用する見込みがない場合は廃棄を検討すべきである。

(e) (結果 05-14-11) 令和4年度整備備品の登録漏れ(令和6年度登録)

令和4年度整備備品プロジェクター21台、電子黒板13台、その他21件が登録漏れのため令和5年度・令和6年度登録となっている。

プロジェクター及び電子黒板については、購入担当課の教育企画課が今回の監査をきっかけにして登録漏れを確認した。電子黒板については補助金を活用して購入した備品である。また、金額・点数においても登録漏れの量が多い。

これらの状況を踏まえても、備品管理体制について整備・見直しを図るべきである。

b 理科物品について

(a) (結果 05-14-12) 薬品出納簿の作成漏れ

毒物劇物規定における薬品出納簿の作成がされていない。

令和4年度の薬品出納簿の作成は確認されたが令和5年度薬品出納簿作成がされていない。

毒物劇物は在庫がある限り定期検査等を実施し薬品出納簿を作成しなければならない

らない。

(b) (結果 05-14-13) 薬品等の管理に係る確認書の作成漏れ

毒物劇物規定に規定する令和 5 年度の確認書が作成されていない。薬品出納簿もないことから令和 5 年度定期検査も実施されていない。今後は定期検査を年に 3 回は実施し、責任者・管理責任者と毒物劇物に関する認識を共有する必要がある。

(c) (結果 05-14-14) 毒物劇物危害防止規定の更新漏れ

毒物劇物規定における令和 5 年度の毒物劇物危害防止規定の更新がされていない。毒物劇物危害防止規定は「毒物劇物の管理体制を明確にし、もって保健衛生上の危害を未然に防止することを目的とする」と明記しており、毒物劇物の責任者・管理責任者についての通知、緊急時の連絡先等を設定したものである。毒物劇物規定の「毒物・劇物管理チェック表」にはこの管理規定の更新がなされているか否かの項目があり、毎年度更新をしなければならないことになっている。今後は毎年度 5 月までには更新し掲示すべきである。

(d) (結果 05-14-15) 毒物劇物規定についての認識欠如

使用・不使用にかかわらず薬品出納簿の作成は必要であるが、担当者によると「使用しないため必要ないものと認識している」とのことだった。責任者・管理責任者は毒物劇物規定について校内で周知徹底すべきである。

(e) (意見 05-14-16) 長期間使用していない薬品について廃棄処分の検討

毒物劇物規定の 6 ページには薬品の廃棄処理について、

◎ 毒物及び劇物については、各薬品の保有量を確認の上、計画的に購入するとともに、長期間使用していないもので、今後も使用の見込がないものについては、「3. 毒物及び劇物の廃棄について」、「4. 廃棄処理の手続」により、速やかに廃棄すること。

と明記されている。

今後も使用しない薬品等は規定に沿って廃棄処理を検討されたい。在庫として持ち続ける場合には、令和 6 年度以降は薬品出納簿等の不備がないよう留意されたい。

05-15. 沼田高等学校

ア 学校概要

(ア) 所在地

広島市安佐南区伴東六丁目 1 番 1 号

(イ) 創立

昭和 60 年 4 月 6 日

(ウ) 教育目標・学校経営計画・教育の基本方針等

自主挑戦

～大きな夢と高い目標をもって主体的に学び続け、果敢に挑戦する生徒の育成～

イ 監査の結果（指摘事項）又は監査の意見

(ア) 学校納入金について

a （結果 05-15-01） 金融機関への預入遅延

学校納入金・入金(現金)日計表を確認したところ、保護者から受領した現金について、令和 5 年 11 月 7 日受領・令和 5 年 11 月 30 日金融機関に預入となっているものが確認された。納入金規定によれば、納入金は速やかにその全部を預貯金しなければならないとされ、金融機関への預け入れは即日を原則とするとされていることから、金庫での保管が長引くことのないよう担当者間で相互チェック等を実施すべきである。

b （結果 05-15-02） 収入印紙の貼付漏れの看過

納入業者への物品購入代金の支払 85,000 円の領収書で、納入業者が本来 200 円の印紙を貼り付ける必要があるところ、印紙が貼られていないものが確認された。領収書の印紙について確認が漏れていたとのことであり、事務員同士で役割分担等し、再発防止に努める必要がある。

c （結果 05-15-03） 支出命令の原因となる領収書の添付漏れ①

支払決裁書を確認したところ、請求書のみが添付され、担当教員から領収書を取り付けることなく支出しているものが確認された。請求書だけでは支出の事実を証明するものとはなり得ず、必ず領収書を取り付けるべきである。

d （結果 05-15-04） 支出命令の原因となる領収書の添付漏れ②

支払決裁書を確認したところ、領収書の添付がなく(請求書も添付されておらず、いつどこで購入したのかといった事実関係も不明)、支払金を受領したとされる教員の署名・捺印のないものが確認された。口頭でのやり取りで事務処理が進められた

可能性もあり、取り付けるべき書類については確実に取り付けるべきである。

e (結果 05-15-05) 領収書の記載漏れの看過

納入業者から取り付けた領収書で日付の記載がないものが確認された。納入金規定において、会計年度は4月1日から翌年の3月31日までと明記されており、日付の記載がなければ収支の決算を行うことができない。担当者間の相互チェック等により再発防止に努める必要がある。

(イ) 教育物品の管理について

a 備品管理について

(a) (結果 05-15-06) 備品シールの貼付漏れ①

備品台帳に登録があるのに備品シールの貼付がない。

第2体育館の「応接セット」に備品シールの貼付がない。内容として「長椅子・1人椅子2 テーブル」となっているため、担当の先生と確認し現物ありと判断した。テーブルについては備品シールの貼付が可能であるため、備品シールを確実に貼り付けるべきである。

(b) (結果 05-15-07) 備品シールの貼付漏れ②

備品台帳に登録があるが備品シールの貼付がない。物理準備室に登録がある光学実験用セット 1個について、備品シールの貼付がなかったが、担当の先生と確認し現物であると判断した。固めの布製のケースにレンズが収納されているため、備品シールの貼付が困難だったのかもしれないが、今後は誰もが備品照合できるように備品シールの貼付を確実に実施するべきである。

(c) (結果 05-15-08) 備品シールの貼付漏れ③

理科1準備室 備品図書について「現代生物学大系 全14巻 19冊」について、数量の現物確認はできているが、それぞれ1冊ごとに備品シールの貼付がない。

第1巻のみ備品シールの貼付がある。その他は旧財務会計システムのラベルの貼付があり備品管理できない為、現行の備品シールを作成し貼付をするべきである。

(d) (結果 05-15-09) 備品シールの取扱不備①

体育教室に現物確認されたミキシングアンプ、テレビ(管理番号 40310276001)について備品台帳に登録がないのに備品シールの貼付があった。消耗品への分類変更に伴い備品台帳から抹消されたものと考えられることから、備品シール

に×印若しくは斜線等の措置を講じ、教員等の使用者に備品シールの抹消手続きについて周知徹底すべきである。

(e) (結果 05-15-10) 備品シールの取扱不備②

化学準備室に現物確認された OHP 用台は備品台帳に登録がないのに備品シールの貼付があった。消耗品への分類変更に伴い備品台帳から抹消されたものと考えられることから、備品シールに×印若しくは斜線等の措置を講じ、教員等の使用者に備品シールの抹消手続きについて周知徹底すべきである。備品照合の際には備品台帳に登録がなく、備品シールの貼付があるものについては報告するよう徹底すべきである。

(f) (結果 05-15-11) 現物確認できない備品

備品台帳に登録があるのに現物確認ができていない。

ダンスルームの「液晶プロジェクター」の登録があるが現物確認ができていない。調査の結果、液晶プロジェクターを構成するスクリーンのみ現存しており、備品台帳の取得価額からスクリーンとして登録継続して良いか判断が困難とのことで、検討後、廃棄処分等の処理を行うとのことである。

令和 4 年度の照合確認の台帳に既に「不明」と記載があり、当時から現物確認が困難であったことが推測できる。今後は年に一度実施する備品の照合事務の際に、不明物品の調査を確実に行うべきである。

(g) (意見 05-15-12) 使用していないテレビについて廃棄処理の検討

化学教室にソニー製のテレビ（モニター）が 4 台ある。2 台は「子テレビ」（ソニー PVM2080）で備品登録。1 台は「ビデオモニター」（ソニー KV25DJ2）で備品登録。残り 1 台は前述のテレビ（モニター）と同時期に購入されたと思われるが備品シールの貼付がない（備品台帳に登録もない）ため明らかとなっていない。どれも昭和 60 年取得・平成 3 年取得と古い。使用していないことから、廃棄処理を検討されたい。

(h) (意見 05-15-13) 備品台帳の登録内容の不備

跳箱について、備品台帳に使用場所の登録がないものがあつた。保管転換により令和 2 年 5 月に異動となっているものである。当初、保管場所が定まっていなかったため登録漏れが発生したとのことだが今後は漏れがないよう再発防止に努められたい。

b 理科物品について

(a) (結果 05-15-14) 薬品等の管理に係る確認書の作成漏れ

毒物劇物規定に規定する確認書の作成がない。規定には「校長、管理責任者、責任者は、すべての項目を点検・改善・確認後、『毒物及び劇物の適正な保管・管理に関する確認書』に必要事項を記載し、保管します。」とある。今後、点検の際には確認書を作成すべきである。

(b) (結果 05-15-15) 毒物劇物危害防止規定の更新漏れ

毒物劇物危害防止規定の掲示について更新がされていない。

毒物劇物危害防止規定は「毒物劇物の管理体制を明確にし、もって保健衛生上の危害を未然に防止することを目的とする」と明記しており、毒物劇物の責任者・管理責任者についての通知、緊急時の連絡先等を設定したものである。毒物劇物規定の「毒物・劇物管理チェック表」にはこの管理規定の更新がなされているか否かの項目があり、毎年度更新をしなければならないことになっている。

監査時は令和5年4月3日付のものが掲示しており、指摘後令和6年4月1日付へと更新された。(監査日 令和6年10月2日)

今後は毎年度5月までには更新・掲示を実施すべきである。

05-16. 広島特別支援学校

ア 学校概要

(ア) 所在地

広島県広島市南区出島四丁目1番1号

(イ) 創立

昭和58年1月1日

(ウ) 教育目標・学校経営計画・教育の基本方針等

能力や可能性を最大限伸ばし、自立し共に生きる児童生徒の育成

イ 監査の結果（指摘事項）又は監査の意見

(ア) 学校納入金について

a (結果 05-16-01) 予算差引簿の未作成

予算差引簿が作成されておらず、そもそも予算差引簿なるものの作成を要請されていることを認識できていない。納入金規定によれば、支出に関する事務については、予算差引簿の作成のほか契約の締結、支払決裁書の作成・支払い、領収書の受領が規定されている。事務担当者、教頭及び校長は納入金規定によく目を通し、理解を深めておく必要がある。

b (結果 05-16-02) 収支計画書の作成漏れ

納入金規定によれば、収支計画は、会計年度に従い作成するものとし、年度当初に確定させるものとするとしているが、収支計画書が作成されていない。納入金規定にある収支計画書作成の留意点を踏まえ、収支計画書を作成すべきである。

c (結果 05-16-03) 入金(現金)日計表の作成漏れ

学校納入金・入金(現金)日計表が作成されておらず、現金の適切な管理ができていない。納入金規定によれば、納入金は速やかにその全部を預貯金しなければならないとされている。事務担当者にヒアリングしたところ、保護者から現金を受領した場合において、領収書を渡すタイミング及び現金を事務担当者に渡すタイミングは担任に委ねられている実態があり、納入金規定を踏まえた事務処理の流れを早急に確立させる必要がある。

d (結果 05-16-04) 領収書の記載漏れの看過

取り付けた領収書で金額のみ記載があり、日付と相手先の名前が書かれていないものが確認された。領収書として機能しないため、日付及び相手先を記入しなければならない。

e (結果 05-16-05) 発行済領収書の日付の記載漏れ

保護者に対して交付する領収書で日付の記載がないものが多数確認された。納入金規定において、会計年度は4月1日から翌年の3月31日までと明記されており、日付の記載がなければ収支の決算を行うことができない。日付入りのスタンプ等を活用して再発防止に努める必要がある。

f (結果 05-16-06) 会計検査の実施漏れ

令和5年度学年会計簿・高等部第2学年(2学期)を確認したところ、校長による会計検査が実施されていなかった。事務長及び教頭も会計検査を行っておらず、担当者のみが会計検査を実施していた。納入金規定では、校長は原則として年3回各会計の収支状況を検査し、検査終了後、関係帳簿に検査の記録を記入するとともに、是正すべき点があれば指示を行うものとするとしている。是正すべき点が何点か認められることを踏まえ、納入金規定に従って会計検査を実施すべきである。

g (結果 05-16-07) 支払決裁書の不備

支出伺書に支出年月日が記載されておらず、支出確認印も押印されないまま付箋が張られているものが散見された。それぞれの事務担当者の役割と責任を明確にし、再発防止に努める必要がある。

(イ) 教育物品の管理について

a 備品管理について

(a) (結果 05-16-08) 備品シールの貼付漏れ

備品台帳に登録があるが備品シールの貼付がない。

訪問学級室に登録がある衝立 1 台・音楽教室に登録がある和太鼓 1 台について備品シールの貼付がなかった。

音楽教室の和太鼓 1 台については別に寄贈された太鼓台（備品）の上にのせられており、同太鼓台に備品シールが貼付されたため、貼付済みと勘違いして和太鼓への備品シールの貼付漏れが発生したと思われる。備品の照合事務の際には、備品シールの貼付がないものについての報告を徹底し、再発防止に努める必要がある。

(b) (結果 05-16-09) 備品台帳の廃棄処理漏れ

備品台帳に登録があつて現物が確認できないものがある。

訪問学級室に登録がある衝立 1 台が備品台帳に登録があるが現物が確認されない。監査時に再度搜索し確認したが、現物を確認できなかった。他の教室への移動も考えられないこと、配置職員も衝立を見たことが無いことから、おそらく現配置職員の異動前に廃棄されていたが、抹消登録がされていなかったと思われる。廃棄処分の際には、帳簿上の処理の必要性を認識し、職員に周知徹底して再発防止に努める必要がある。

ウ 監査対象外事項について

PTA は学校とは別の社会教育関係の任意団体であるため、包括外部監査の対象外であるが、教員が、職務専念義務が免除されている時間に、PTA の会計の支出事務に携わっており、そのこと自体は問題ではないが、当該職員が PTA 会計における支出伺者と会計係を兼ね、かつ、権限者の承認を得ないまま支出されているものが確認された。このような会計処理・事務処理を行うことは、将来的に取り返しのつかない重大な結果を招来する可能性があり、然るべきプロセスを経るよう徹底されるべきことを申し添えておく。